

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本貿易振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成27年度（第四期）
	中期目標期間	平成27～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)

3. 評価の実施に関する事項
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)

4. その他評価に関する重要事項
(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載)

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		27年度	28年度	29年度	30年度
		A			
評価に至った理由	<p>(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)</p> <p>○評価比率は、総務省と経済産業省の指針に沿って『Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項』を 68%、『Ⅱ. 業務運営の効率化』を 15%、『Ⅲ. 財務内容の改善』を 15%、『Ⅳ. その他業務運営』を 2%とした。</p> <p>○『国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項』の 68%の内訳については、27年度の「事業等のまとめりごとの予算（間接費を含む）」を元に、「対日直接投資の促進」を 6%、「農林水産物・食品の輸出促進」を 9%、「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」を 38%、「我が国企業活動や通商政策への貢献」を 15%とした。</p> <p>・「対日直接投資の促進」では、全ての定量的指標において目標値の 120%以上を達成。誘致成功件数は 160 件（前年度比 1.5 倍）、対日投資残高倍増目標に貢献する大型等特定誘致案件も 18 件（前年度比 1.8 倍）へと大幅に伸びた。目標値を大きく上回った要因は、既進出外資系企業に対する積極営業を含む「攻めの営業の本格化」とより質の高いマッチングの実施。「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」等で地方への外資誘致について対応が求められる中、自治体に対し外国企業誘致施策のフェーズに応じたメニューを示し、誘致戦略策定、海外での PR 活動、個別企業アプローチ、有望分野でのネットワーキング等、自治体と一体となった取組みを実施。例えば、総理・閣僚・自治体首長等が我が国および各地域の優位性を訴求するトップセールスセミナーを政府や自治体と協議のもと率先して実施し、理事長自らも登壇して PR する等、緊急かつ効果的な取組みを評価。さらに、重点産業分野における国内産業の補完、新技術の導入、内需拡大、国民の生活の質の向上、大規模な雇用の創出に資する具体的な投資案件を多数実現しており、日本社会全体への広範な波及効果も評価した。また、アジア地域でのセミナー拡大や「ジェトロ対日投資報告 2015」の初発刊などを通じた情報発信・政策提言の拡大も評価。なお、誘致成功件数は、外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受けるため、難易度が高い目標として設定されている。実際に、中国経済の減速や、欧州経済の回復の遅れなど外的な阻害要因がある中で、量・質両面で顕著な成果を上げたため、S 評価とした。</p> <p>・「農林水産物・食品の輸出促進」では、全ての定量的指標について目標値の 120%以上を達成。特に輸出成約金額（見込含む）は 271 億円（前年度比 1.5 倍）を達成し、政府目標に大きく貢献した。海外見本市において出展規模拡大（前年度比 1.2 倍）及び小間あたり成約金額を増加させ（前年度比 1.5 倍）、大口受注を狙って大手バイヤーを招へいしたことが寄与したが、外的な要因が特殊要因も含めて複数重なったことも大きかった。品目別 3 課を新設し、検疫、流通、安定供給等で輸出が難しい一次産品を含む農林水産・食品についての専門性を高め、品目別輸出団体と協働するなどして品目別の取組に貢献する事業（見本市出展、商談会、セミナー等）を 114 件、より効果的に実施し、具体的な成果を創出した。さらに「一県一支援プログラム」を 53 件実施し、うち 41 件において商談成立・初輸出等を実現させ、地域モデルを創出し地域活性化に貢献した。外国の輸入規制をめぐっては、不明瞭な点や日本企業に不利益をもたらす点等について修正意見や要望をとりまとめたパブリック・コメントを計 4 本、外国当局に提出。うち 1 本について韓国当局から意見の一部を考慮する旨の回答があった後、実際に施行条文に反映され、日本事業者の輸出環境の改善に寄与した。以上の理由から、A 評価とした。</p> <p>・「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」では、定量的指標の全てについて目標値の 120%以上を達成。中小企業 595 社による「新たな輸出・投資等の海外展開成功」を創出し、政府目標「5 年間で新たに中小企業・小規模事業者 1 万社の海外展開の実現」の年平均（2,000 社）の 3 割に相当する著しい成果を得た。質の面では、多数の新規取組みを通じて、海外展開に取り組む地方の中堅・中小企業、地域中核企業の裾野を拡大。例えば、地域資源の活用やブランド化を目指す「地域貢献プロジェクト」14 件を地域と一体となって始動させたり、専門家による支援を輸出未経験企業や発掘した地域中核企業候補や輸出未経験企業に提供することで、成功事例を創出。さらに、個社では困難なフロンティア市場の開拓に当たっては、ジェトロが旗振り役となってミッション派遣や見本市出展に取組み、ビジネスの創出につなげた。TPP 大筋合意後、中堅・中小企業への情報提供・相談対応・支援体制を迅速に整備した点も評価。我が国の投資環境改善のために相手国へ働きかけただけでなく、それにより実際に複数の案件で外資規制の緩和や税還付遅延問題の解消などの実現につながった。さらに、ミラノ万博において参加機関・日本政府代表として、官民一体となった日本館・日本ブランドの推進・広報に総力をあげて取組み、特筆すべき高い成果を上げたことから、S 評価とした。</p>				

・「我が国企業活動や通商政策への貢献」では、3つの定量的指標のうち、お客様ニーズの高い2つの指標（「調査関連ウェブサイトの閲覧件数」と「政策担当者及び企業関係者等へのジェットロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数」）で120%以上を達成。本小区分における3つの定量的指標の評価比率を各33.33%とし、120%を達成した2指標の点数を4、100%を達成した役立ち度の点数を3として計算すると、区分の点数は $((4 \times 33.33 \div 100) \times 2) + 3 \times 33.33 \div 100 = 3.67$ のため、定量的成果はAとした。定性的成果についても、TPP大筋合意（27年10月）直後から半年以内にTPPを活用するための企業向け説明会を国内外で合計100回開催し、参加者は延べ6,523人（国内5,483人、海外1,040人）に上ったほか、主要都市で広域経済圏セミナーを開催し、経済連携の戦略的意義の理解を促進させた。また、アフリカ主要8カ国の投資誘致機関に「Japan Desk」を設置させることで合意するなど、通商政策に貢献した。一方、イランやキューバの情報変化に加えて、中国・天津での爆発事故などの突発的事象についても、機動的に企業向けの情報提供を実施。アジア経済研究所は、他機関と共同・連携研究を進め、例えば、独自開発した経済地理シミュレーションモデルは、第3回東アジア経済大臣会合で東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）が提示した「アジア総合開発計画」の中で活用されるなど、目覚ましい実績を上げた。さらに、ラオスの産業立地政策に関する提言書を作成するなど、外国政府からの依頼に応じた政策提言にも取り組んだ。以上の理由から、A評定とした。

○『Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項』では、全項目で年度計画における目標を着実に実施した。「組織体制・運営の見直し」では、本部（東京）の組織を大幅に再編し、日本再興戦略や国内外の企業からのビジネス支援ニーズにより一層応えられる体制を整えたほか、栃木、宮崎両貿易情報センターやアディスアベバ事務所を新設する一方で、北欧3事務所（ヘルシンキ、コペンハーゲン、ストックホルム）を閉鎖するなど、事務所ネットワークの見直しにも不断に取り組んだ。また、国内外事務所同士がTV会議を手軽に利用できるようになり、意思疎通の利便性が向上したほか、本部（東京）内での主要会議において配布資料を紙媒体ではなくタブレット端末で準備するようになった結果、時間の効率化・経費の削減が図られた。以上のことから、当該事項の評定をBとした。

○『Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項』において、「自己収入拡大への取組」では、貿易情報センターに対する地方自治体等からの運営費負担金や受託の拡大、ジャパン・フェアに参加する大企業への出展料請求、有料会員制度の充実化による会員数増加等に努めた。これらの取組みが奏功し、ミラノ博覧会にかかる寄付金・協賛金収入といった特殊要因を除いても、27年度の自己収入は結果として大幅増となった。地方自治体等からの自己収入が大幅に拡大したこと、中でも地方自治体等からの受託総額が前年度実績の2倍以上と、通常の経営努力だけでは達成し得ない飛躍的な成果が上がったことを受け、A評定とした。その他の項目においては、年度計画における目標を直実に実施していることから、当該事項の評定をBとした。

○『Ⅳ. その他の事項』において、「安全管理」では、治安が懸念材料であったバグダッドやバスラでの事業を、長期間にわたる綿密な検証及び対策を経て実施の決定判断を下しただけでなく、予測不能な突発的な欧州でのテロ事件等を受けても、現地の状況や専門家による見解を踏まえ個別事業の実施有無を決定するなど責任ある対策を採り、事業への悪影響を最小限に抑えることに努力し、邦人安否確認など通常のJETROの業務範囲にとらわれることなく、現地日系社会等への貢献を最大限図ったことからA評定とした。その他の項目においては、中期計画・年度計画における目標を直実に実施していることから、当該事項の評定をBとした。

※26年度の評価において検出された業務運営上の課題に対して27年度に行った対応・改善を、独立行政法人通則法第二十八条の四に基づき、本評価書で公表することとする。以下の項目等に記載した。「2-1 業務改善の取組（よりユーザーのニーズに合った事業内容）」、「2-4 人件費管理の適正化（給与水準の適正化）」、「2-6 民間委託（外部委託）の拡大等」、「3-4 決算情報・セグメント情報の公表の充実等」「4-1 内部統制（セキュリティ）」、「4-8 財産の処分に関する計画（対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター（北九州）の早期処分）」

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	（項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載）
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	（法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載）

--	--

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	対日直接投資の促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、3号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0531、0127

1-1

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
投資プロジェクト管理 件数 (計画値)	年平均 1,200件以上	平成26年度 900件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件			予算額(千円)	3,314,545千円		
(実績値)	—	—	1,617件						決算額(千円)	3,486,687千円		
(達成度)	—	—	134.8%						経常費用(千円)	3,469,103千円		
誘致成功件数 (計画値)	中期目標期間中に 470件以上	前中期目標期間実績: 年平均78件	110件	115件	120件	125件			経常利益(千円)	△48,797千円		
(実績値)	—	—	160件						行政サービス実施コスト(千円)	2,448,896千円		
(達成度)	—	—	145.5%						従事人員数	1,685人の内数		
うち大型等 特定誘致案件の誘致成功 件数 (計画値)	中期目標期間中に 60件以上	前中期目標期間実績: 年平均10件	15件	15件	15件	15件						
(実績値)	—	—	18件									
(達成度)	—	—	120.0%									
役立ち度アンケート調査 (計画値)	4段階中上位2項目が 8割以上	前中期目標期間実績: 8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
(実績値)	—	—	97.8%									

(達成度)	—	—	122.3%										
-------	---	---	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価									
<p>政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増(2012年比)」に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、</p>	<p>～略～国内外のネットワークや外部専門家を積極的に活用しつつ、国内外での誘致体制を抜本的に強化し、以下の取組を行う。 ～略～ 平成27年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)及び「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)の海外企業誘致等への支援のために措置されたことを認識し、地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業のために活用する。 ①国内外の誘致体制の抜本的強化 国内外事務所における誘致担当者の大幅な増員に加え、特定産業分野や投資実務に精通した外部専門家を活用して、ターゲットとする企業の経営者の目線に立った積極的な営業活動・広報戦略を展開す</p>	<p>～略～対日投資促進の中核機関として、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進するなど、より戦略的な事業実施を図る。 ①産業スペシャリスト等を活用した大型等案件の発掘・誘致の強化 日本に投資可能性のある外国企業に対する関心を喚起するために、有望企業の経営幹部等キーパーソンの特選、個別のビジネスモデル提案及び継続的な情報提供を行う等、より能動的な発掘・誘致活動を行う産業スペシャリストの国内外での活動を継続する。 海外においては、その役割を「有望企業へのアプローチ」等に重点化し、新しく配置する「対日投資誘致専門員」と一体となった誘致活動を強化する。国内においても、新たに配置する「対日投資誘致専門員」とともに、業種別マーケット動向や地域のインセンティブ情報等のタイムリーな提供や、ビジネスモデル提案、ビジネスマッチング支援、定着支援及び二次投資案件の発掘・誘致等の企業支援活動を拡充する。</p>	<p><主な定量的指標> ・投資プロジェクト管理件数：年平均1,200件以上 ・誘致成功件数：中期期間中に470件以上。平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度125件。 ・うち大型等特定誘致案件：中期期間中に60件以上。各年度15件)。 ・役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 ・海外の産業スペシャリストによる有望企業へのアプローチの合計は600件以上、国内の産業スペシャリストによる投資誘致提案の合計は600件以上とし、達成できない場合は同事業の設計を見直すこととする。 <その他の指標> ・自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組(トップセー</p>	<p><主要な業務実績> 27年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・投資プロジェクト管理件数：1,617件 ・誘致成功件数：160件 ・うち大型等特定誘致案件：18件 ・役立ち度アンケート調査：97.8% (関連指標) ・自治体等との連携件数：43件 ・政府への情報提供件数：28件 その他の業務実績は以下の通り。 ①産業スペシャリスト(「外部専門家」以下同)等を活用した大型等案件の発掘・誘致の強化 海外では外部専門家を39チーム配置し、有望企業に対して重点的に、他国と比較しての日本の環境優位性などを訴えるアプローチを780件行った。 こうして発掘した有望企業の投資計画を具体的に実現させるため、国内では外部専門家を10チーム配置して情報収集・調査を行い、投資先地域やパートナー候補など、より個別具体的な情報を提示しての誘致投資提案を683件行った。 海外・国内が一体となつての一気通貫の支援例として、企業の福利厚生サービスを代行するフランスのEdenred社を誘致した際、フランスに配置した外部専門家がパリ事務所とともに同社の経営幹部にアプローチし、さらに本部(東京)が国内配置のサービス分野の外部専門家の知見を得て日本でのビジネスモデルの提案、当該事業における税優遇制度についての情報提供、パートナー候補の紹介等を行った結果、成功に至った。 さらに、最適なマッチングを実現するための新規取組みに着手した。新たに対日投資誘致専門員を原則インハウスで海外に35名、国内に8名新配</p>	<p><評定と根拠> 評定：S 【量的成果の根拠】 主な定量的指標の全てについて120%超の成果を実現した点を評価。誘致成功件数は160件(前年度比1.5倍)、対日投資残高倍増目標に貢献する大型等特定誘致案件も18件(前年度比1.8倍)へと大幅に伸びた。目標値を大きく上回った要因は、既進出外資系企業も含めた積極的な発掘とより質の高いマッチングの実施。 【質的成果の根拠】 (1)新たな取組み 二次投資案件発掘の専門部署を新設して外資系企業1,500社へ精力的にアプローチ。2次投資に関する成果が以下のとおり増加した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>26→27年度</td> </tr> <tr> <td>投資プロジェクト管理件数</td> <td>93→304件 (3.3倍)</td> </tr> <tr> <td>誘致成功件数</td> <td>11→18件 (1.6倍)</td> </tr> <tr> <td>大型等特定誘致案件の成功件数</td> <td>4→6件 (1.5倍)</td> </tr> </table> <p>また、「国別デスク」を新設し、</p>		26→27年度	投資プロジェクト管理件数	93→304件 (3.3倍)	誘致成功件数	11→18件 (1.6倍)	大型等特定誘致案件の成功件数	4→6件 (1.5倍)	<p>評定</p>
	26→27年度													
投資プロジェクト管理件数	93→304件 (3.3倍)													
誘致成功件数	11→18件 (1.6倍)													
大型等特定誘致案件の成功件数	4→6件 (1.5倍)													

<p>オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。</p> <p>○総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。</p> <p>○日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公館との連携など日</p>	<p>る。</p> <p>海外においては、誘致担当職員と外部専門家が企業訪問等を行うことで、誘致候補となる有望な外国企業の情報を的確に把握し、適切なタイミングで日本への進出を働きかけるとともに、在外公館や諸外国の貿易投資振興機関とのセミナー等の共催、業界団体等への共同訪問などの連携を行い、有望な企業への情報提供や投資誘致を実施する。</p> <p>国内においては、外国企業を母国語で支援できる体制を整えつつ、国内での誘致担当者を増員し、外部専門家の知見も活用して、外国企業に対する日本市場に関する情報提供や日本でのビジネスモデルの提案、訪日支援等を行い、誘致成功につなげる。また、既進出外国企業の追加・拡張投資案件（二次投資）の発掘・支援に取り組む。</p> <p>加えて、日本企業との資本提携や業務提携等を望む外国企業と、我が国企業・金融機関等とのマッチングを行う。</p> <p>こうした取組に関し、国内外で「産業スペシャリスト」を活用するとともに、本部又は主要な国内外事務所に「対日投資誘致専門員」や「地方展開支援専門員」を配置しながら、有望</p>	<p>②外国企業の対日ビジネス支援の強化</p> <p>a) 環境・再生可能エネルギー、医療、観光などの分野において、国内産業の補完、内需の拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入、国民生活の質の向上等に資する案件の誘致活動を継続する。加えて、サービス、流通、製造拠点等の雇用創出効果の高い案件にも重点を置く。</p> <p>上記重点分野以外においても、海外事務所における対日直接投資関心企業の発掘から、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）及び機構内に開設された東京開業ワンストップ・センターを通じた法人設立手続きの支援（許認可手続き、パートナー候補企業の紹介、人材・オフィスの紹介、登記・税務・労務手続き等）、さらに会社設立後の事業拡大までをシームレスにつなぐための支援を継続する。</p> <p>b) また、これまで対日直接投資の多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接</p>	<p>ルス、セミナー、外国企業等の招へい等）を積極的に行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。（関連指標：自治体等との連携件数）</p> <p>・規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府への情報提供等の活動を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。（関連指標：政府への情報提供件数）</p> <p><評価の視点></p> <p>・定量的指標を達成しているか。</p> <p>・上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>置した対日投資誘致専門員、および本部に新設した国別デスクを通じ、外部専門家ならびに27年度から新規に契約したM&Aアドバイザーファームの知見を活用した、より高度な個別具体的アドバイスを、きめ細やかに対応した。</p> <p>また、経済産業省が新たに整備した外国企業と日本の中堅・中小企業の投資提携を支援する体制「中堅・中小企業グローバルアライアンス推進スキーム」の窓口となった。中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫等と連携し、出資やM&Aに関心を持つ外国企業を紹介し、期待される役割を速やかかつ着実に果たした。</p> <p>② 外国企業の対日ビジネス支援の強化</p> <p>a) 重点産業分野（環境・エネルギー、ICT、製造・インフラ、観光、サービス）において国内産業の補完、内需拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入、生活の質の向上に質する案件を引き続き重点的に誘致した。</p> <p>たとえば、環境エネルギー分野において、原子力発電所の除染・廃炉に関する業務を担う英国企業に対して我が国でのパートナー企業候補とのアレンジ等の支援を行い誘致を実現。当該企業の誘致成功により、我が国の課題として挙げられる原子力発電所の除染作業等への貢献に大きく寄与すると考えられ、国内産業の補完、新技術の導入、国民生活の質の向上に資することが期待される。また、今後3～5年以内に約200億円の投資が見込まれるホテルチェーンの展開を目指す上海春秋投資管理有限公司や、航空3社の日本路線への就航など、経済波及効果が高く、観光立国・訪日外国人増加・内需拡大へも貢献する案件の誘致に成功した。高齢者向けの小型補聴器の製造販売を行い国民の生活の質の向上に質するオーディバーネや、コールセンター設立に伴い大規模雇用創出に貢献するゼロックスによる投資案件も実現した。</p> <p>b) 新興国からの投資誘致についてはセミナー開催等を通じ日本の投資環境の魅力をPRした結</p>	<p>伸びが見込まれる中国・台湾・韓国・シンガポール・米国の案件を、海外採用の外国人スタッフが重点的に支援。当該5カ国・地域からの成果が以下のとおり増えた。</p> <table border="1" data-bbox="2062 388 2418 850"> <tr> <td></td> <td>26→27年度</td> </tr> <tr> <td>投資プロジェクト管理件数</td> <td>385→820件 (2.1倍)</td> </tr> <tr> <td>誘致成功件数</td> <td>60→90件 (1.5倍)</td> </tr> <tr> <td>大型等特定誘致案件の成功件数</td> <td>3→12件 (4倍)</td> </tr> </table> <p>国内外にインハウスで新配置した対日投資誘致専門員、が、外部専門家ならびに新規に契約したM&Aアドバイザーファームの知見も活用し、より高度なアドバイスを提供。投資先地域やパートナー候補など、より個別具体的な情報を提示した誘致投資提案を683件実施した。</p> <p>(2)「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」等で地方への外資誘致について緊急的な対応が求められる中、自治体に対し外国企業誘致施策のフェーズに応じたメニューを示し協働を提案し、誘致戦略策定、海外でのPR活動、個別企業アプローチ、有望分野でのネットワークキング等、43件の連携を行った。例えば、総理・閣僚・自治体首長等が我が国および各地域の優位性を訴</p>		26→27年度	投資プロジェクト管理件数	385→820件 (2.1倍)	誘致成功件数	60→90件 (1.5倍)	大型等特定誘致案件の成功件数	3→12件 (4倍)	<p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>
	26→27年度													
投資プロジェクト管理件数	385→820件 (2.1倍)													
誘致成功件数	60→90件 (1.5倍)													
大型等特定誘致案件の成功件数	3→12件 (4倍)													

<p>本貿易振興機構内外の資源を総動員して、海外において攻めの営業活動・広報戦略を展開する。さらに、その受け手となる国内での誘致体制を強化して、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進する。</p> <p>○外国企業の拠点設立に対する支援や、政策提言等の従来の活動に加えて、外国企業の誘致に積極的な自治体と共同し</p>	<p>企業の情報を収集し、有望企業に対して日本でのビジネスを積極的に提案しつつ、具体的な投資プロジェクトを発掘、支援していく。</p> <p>②情報発信の強化 総理、閣僚、大使、自治体首長等によるトップセールス活動を積極的に支援するとともに、現地での対日直接投資セミナー・シンポジウムを開催することにより、我が国政府や自治体対日直接投資を歓迎している姿勢を世界に発信する。また、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するパンフレット、マーケット・レポート等のコンテンツの充実を図り、メディアやウェブサイト等を活用して、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。さらに、「国家戦略特区」における規制改革や企業立地インセンティブの海外広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致に注力する。</p> <p>③経済波及効果の高い重点分野への支援 対日直接投資誘致支援を行うに当たっては、対内直接投資残高増や我が国・地域への経済的効果の観点から、大型投資や大規模雇</p>	<p>投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの新興国からの投資誘致にも取り組む。</p> <p>日本企業とのビジネス提携等を望む外国企業に対し、関係省庁・経済団体・金融機関・地方自治体等との連携を通じ、我が国企業との提携促進のため、マッチングの機会の創出に取り組む。</p> <p>既進出外資系企業とのネットワークを構築し、二次投資案件の発掘・支援を組織的に実施するとともに、外資系企業の日本市場での課題や改善要望を聴取する。</p> <p>d) 諸外国の投資誘致機関等をベンチマークし、ベストプラクティスを参考にすることで、更なるワンストップ支援機能の強化を図る。</p> <p>③地方への外資誘致機能の強化 a) 外国企業の誘致に熱心で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体との共同誘致活動を強化する。具体的には、地方での外国企業誘致機能の強化を図るため、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案・協力や、外国企</p>		<p>果、中東・中南米から12件、アフリカから3件の投資案件を支援し、アフリカから1件の投資誘致に成功した。(参考：26年度、中東・中南米・アフリカからの誘致成功は0件、中東・中南米から8件の投資案件を支援。)</p> <p>27年11月には東京都と連携し、「産業交流展2015」にドイツから4社、英国から2社を招へいし、日本企業とのマッチングを設定した。また28年2月には広島県と連携し、外国・外資系企業10社を広島へ招き、ハイテク分野で広島県企業との活発な商談をセットした。</p> <p>既進出外資系企業による二次投資の発掘・誘致を担う専門部署の新設・組織体制の強化を行い、国内の営業チームを強化した。既進出外資系企業1,500社へのアプローチを実現。このうち550社については日本市場での課題・改善要望に関する相談対応を行うとともに、二次投資に関する情報提供を行い、うち150社の投資案件を支援した。</p> <p>既進出外資系企業のビジネス拡大のため、日本企業との事業提携を促進するビジネス提携交流会を27年12月に福岡(観光)、28年2月に大阪(医療機器)で開催した。</p> <p>d) 英国のUKTIやビジネスフランス、韓国のKOTRAの事例を参考に、外国企業からの対日投資に関する問い合わせに対応する国別相談デスクを27年4月に新設した。また、KOTRAにおける行政手続き一元化の事例を参考に、27年4月に国と東京都がJETRO本部内に開設した「東京開業ワンストップ・センター」との連携により、ワンストップ支援機能を強化した。</p> <p>③地方への外資誘致機能の強化 a) 各自治体の外資誘致支援策の段階に応じたJETRO事業メニューを提示し、共同を提案した。さらに三重県外資系企業対内投資促進研究会の企画運営委員会の委員として協議会に参画し、対日投資に関する意見を述べた。三重県のほか、愛知県、茨城県、東京都でも、誘致戦略策定</p>	<p>求するトップセールスセミナーを政府や自治体と協議のもと率先して実施し、理事長自らも登壇してPRする等、緊急かつ効果的な取り組みを評価。</p> <p>(3) 情報発信を強化するため、安倍首相が登壇するセミナーを2回開催した。また、アジア地域でのセミナー開催件数を26年度比4.4倍の31件へ拡大した。アジア6カ国・地域(タイ・シンガポール・マレーシア・インド・香港・台湾)で初の大型対日投資セミナーを開催、計1,450名が参加した。アジアからの成果が以下のとおり伸びた。</p> <table border="1" data-bbox="2059 930 2421 1383"> <thead> <tr> <th></th> <th>26→27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資プロジェクト管理件数</td> <td>203→438件 (2.1倍)</td> </tr> <tr> <td>誘致成功件数</td> <td>41→62件 (1.5倍)</td> </tr> <tr> <td>大型等特定誘致案件の成功件数</td> <td>3→8件 (2.7倍)</td> </tr> </tbody> </table> <p>対日投資に関心を寄せる外国企業の裾野拡大のため「ジェトロ対日投資報告2015」を28年2月に和文・英文で初発刊、国内外でPRに活用した。既進出外資系企業1,000社から収集した規制改革要望を精査し、一部内容を「規制改革ホットライン」に提出し政策提言を行ったことも、新たな取り組みとして評価。</p>		26→27年度	投資プロジェクト管理件数	203→438件 (2.1倍)	誘致成功件数	41→62件 (1.5倍)	大型等特定誘致案件の成功件数	3→8件 (2.7倍)	
	26→27年度													
投資プロジェクト管理件数	203→438件 (2.1倍)													
誘致成功件数	41→62件 (1.5倍)													
大型等特定誘致案件の成功件数	3→8件 (2.7倍)													

<p>た誘致活動や外国企業と日本企業との資本提携支援など、新たな取組を検討する。また、国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。 ～略～</p>	<p>用が見込める生産拠点や産業の高度化に貢献する研究開発拠点及び地域統括拠点を設立する案件、我が国の地域経済の活性化や産業基盤を強化するなど一定の経済効果が見込まれる案件等の誘致に重点を置く。特に、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大が見込まれるとともに外国企業ニーズの高い分野における誘致活動に注力する。また、これまで対日直接投資の多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの新興国からの投資誘致にも取り組む。</p> <p>④地方創生との連携 外国企業の誘致に積極的な自治体と一体となって実施する活動を通じ、二次投資を含む外資系企業の誘致促進に向けた支援を行い、地方創生に貢献する。例えば、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案や、ターゲット企業へのアプローチ方法、企業向けインセンティブや外国人駐在員の生活支援策等の提案を行う。外国企業の誘致に際しては、各地の対日投資ビジネスサポートセンター</p>	<p>業が利用しやすいインセンティブ、外国人駐在員の生活支援策等の提案及び対日直接投資業務に関する研修生の受入等を行うとともに、トップセールス・二次投資セミナー、地域の魅力分析、及び地域支援拠点の整備等を自治体と協力して行う。</p> <p>また、産業スペシャリストに加え、地域固有の人脈や産業事情に精通した「地方展開専門員」の配置等を通じて、ターゲット企業の誘致や、国内外におけるトップセールス支援、ウェブ等を通じた地域情報の提供（地域ナビ）、大型案件の支援（工場・用地の情報提供、サイトツアー等）等を、本部と国内事務所が一体となって実施する。</p> <p>④対日直接投資促進に資する情報発信機能の強化 a) 我が国が、外国企業による日本への投資を歓迎している姿勢を広く知らしめることを目的に、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動、「世界対日投資会議（仮称）」等の開催、及び海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信を積極的に展開する。</p>		<p>のための研究会等に参画した（計13回出席）。地域への投資誘致拡大に向け、各地域の魅力を外国企業にPRするため、海外でのセミナー・シンポジウムにて自治体首長等によるトップセールス支援を実施した。27年5月の北京対日投資セミナーでは、北海道・埼玉県・福井県・奈良県の4知事が登壇し、9月のニューヨーク対日投資セミナーでは三重県知事・横浜市長が登壇した。また、バンコク（5月）ニューヨーク（9月）台北（12月）ムンバイ（28年2月）ベンガルール（同）で開催した対日投資セミナーにおいては、各自治体のPRブースを設置した。</p> <p>個別企業アプローチについて、東京都と連携し、ドイツから4社、英国から2社を招へいし、日本企業とのマッチングを設定したり（27年11月産業交流展）、広島県と連携し、外資系企業10社を広島へ招へいして、ハイテク分野で広島県企業との活発な商談をセットした（28年2月ハイテク分野国際ビジネスマッチング in 広島）。</p> <p>有望分野でのネットワーキングに関して、福岡県と連携し、外資系5社によるシーズ発表、ならびに外資系企業と参加日本企業による韓国分野の交流を実施した（27年12月 ビジネス提携交流会 in 福岡）。また、大阪府と連携し、医療基金分野での外資系4社によるシーズ発表、ならびに外資系企業と参加日本企業による交流を実施した（28年2月 ビジネス提携交流会 in 大阪）。</p> <p>地方自治体より対日投資業務に従事する研修生を1名受け入れた。</p> <p>④対日直接投資促進に資する情報発信機能の強化 a) 外国企業に日本の投資環境の魅力を広報するため、総理・閣僚・自治体首長によるトップセールスを実施。安倍首相訪米にあわせ27年5月にロサンゼルスで開催した「日米経済フォーラム」（446名参加）へは、安倍首相、プリツカー米商務省長官、ケネディ駐日大使が登壇し、現地企業関係者に対日投資や日米関係の更なる発展を呼びかけた。9月にニューヨークへ三重県、横浜</p>	<p>（4）重点産業分野における国内産業の補完、新技術の導入、内需拡大、国民の生活の質の向上、大規模雇用創出に資する具体的な投資案件を多数実現しており、日本社会全体への広範な波及効果を評価（事例は左欄「主要な業務実績欄」②a）参照）。</p> <p>【難易度：高】 誘致成功件数が外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受けるため、難易度が高に設定されている。実際に、重要な投資元国・地域である中国の経済減速や欧州の経済回復の遅れなど外的な阻害要因がある中でも、新たな取組やマッチング力向上によって、中国から24件（26年度から11件増）、欧州から50件（26年度から16件増）の誘致を成功させるなど、量・質両面で顕著な成果を上げたため、S評価とした。</p> <p><課題と対応> ①産業スペシャリスト等を活用した大型等案件の発掘・誘致の強化 我が国のグローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）実現に資するべく、外部専門家・誘致専門員等による体制強化に加えて、新たに研究開発拠点の設立等を行う外国企業を対象に支援する補助金や、有望企業の招へいスキーム等を活用し、高付加価値拠点の誘致に取り</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>(IBSC) を積極的に活用するとともに、IBSC が設置されていない都市でも更なる誘致支援機能の強化を図る。なお、IBSC 神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。</p> <p>また、国家戦略特区に指定された自治体と外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。具体的には、国家戦略特区での設置が検討されている、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」と連携して、機構が支援している外国企業にワンストップセンターの利用を促すほか、ワンストップセンターの利用企業に対して機構の支援サービスを提供することで、効率的、効果的な企業誘致を行う。</p> <p>⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言 対日直接投資に必要な制度・行政手続に関する相談や規制改革要望の受付等、外国企業に対する包括的な支援を行う中で、対日ビジネス環境改善に資する外資系企業からの声を集</p>	<p>b) また、外国企業の対日直接投資への関心喚起を図るべく、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するためのパンフレット、マーケット・レポート、プレゼンテーション資料等コンテンツの充実を図る。なお、作成したコンテンツは、ウェブサイト、メールマガジン、セミナー、個別の企業訪問等を通じ、積極的に発信する。</p> <p>c) さらに、国家戦略特区に指定された地</p>	<p>市の首長を招き開催した対日投資セミナーへは米国企業ら 280 名が参加、国内外メディアに多数報道された。</p> <p>・対日投資に関心を寄せる外国企業の裾野拡大のため、アジア 6 カ国・地域 (タイ・シンガポール・マレーシア・インド・香港・台湾) で初となる大型対日投資セミナーを開催し、計 1,450 名の参加を得た。海外でセミナーを開催する場合、まず企画を現地政府・商工会議所へ持参し、共催名義の貸与や現地団体の紹介を依頼。現地企業のニーズや内容について協議しつつ、JETRO 自ら現地企業へ対日投資への関心を喚起するべく、対日進出の成功事例紹介を行う日本既進出現地企業に講師派遣を依頼した。また具体的な日本各地の投資環境の情報を提供するため、地方自治体にセミナー時の PR ブース設置の依頼を行うなどして準備を進めた。例えば、日印首脳会談の際に締結した「日印・IOT 投資イニシアティブ」の一環として、26 年 2 月にムンバイ・バンガロールで初の大型対日投資セミナーを開催した際は、インド商工会議所連盟、インド電子半導体協会等の団体に共催を依頼し、共にプログラムの企画調整、広報・PR を行った。また、インド企業のニーズをふまえてインド企業による日本進出の成功事例として、日本でのビジネスモデル提案や、日本の投資環境の魅力について講演を行うセッションを設け、また地域の投資環境の情報を提供するためムンバイでは和歌山県・横浜市、バンガロールでは横浜市の PR ブースを設けた。</p> <p>b) 規制改革によるビジネスチャンスの拡大、地域への投資の魅力など広報コンテンツの内容を拡充するとともに、日本の魅力を簡潔に取り纏めた『Talk to Jetro First』を計 17 言語で展開した。</p> <p>c) 国家戦略特区の取組である「東京開業ワンス</p>	<p>組む。</p> <p>②外国企業の対日ビジネス支援の強化 対日投資の一層の拡大が期待される中国、台湾、インドなどアジア地域や新興国、欧米等の地域でフロンティアとなっている国・地域からの誘致成功案件を呼び込むことが重要。 対日投資事業に携わる国内外事務所の担当者に対するキャパシティ・ビルディングを、アジアの新興国、欧米地域等のフロンティアとなっている国・地域を含めて幅広く展開し、人材育成をすると共に、対日投資関心企業の発掘・支援体制の強化に取り組む。</p> <p>27 年度に新設の「国別相談デスク」で対応している 5 カ国・地域 (中・台・韓・シンガポール・米) 以外からの企業支援を充実化するため、デスク拡充によるワンストップ支援機能の更なる強化に取り組む。</p> <p>③地方への外資誘致機能の強化 27 年度に取り組んだ「自治体と一体となった外資誘致」の更なる強化が重要。他国の例として、韓国では KOTRA が地域別にオーダーメイド型の投資誘致活動支援体制を構築し、韓国のどの地域に投資を決定させるかまでのプロセスをシームレスに行っている。地方自治体との連携を一層強化するため、外国企業誘致に積極的な地域に、複数の都道府県の行政手続</p>	
---	--	--	---	--

	<p>め、政府関連会議・関係省庁等に対して、日本を世界で最もビジネスをしやすい国にするための政策提言等を行う。</p> <p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント～略～の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラなど外国企業による関心の高まる産業分野での対日直接投資誘致活動を積極的に展開するとともに、ジャパン・ブランドの発信や訪日観光客の誘致の取組と連携しつつ行う。</p>	<p>域の自治体と協力し、規制改革や企業立地インセンティブの海外での広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致にも注力する。</p> <p>⑤ビジネス環境の改善に資する政策提言</p> <p>機構の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するヒアリング、及び「対日投資ホットライン」を通じて寄せられる行政手続き関連の相談や、日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、関係省庁等と協力して、我が国政府関係者や有識者等に対し、適切な機会を捉えて政策提言や情報提供を行う。</p> <p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント～略～の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連産業分野の外国企業の誘致活動にも取り組む。</p> <p>～略～</p>		<p>トップセンター (TOSBEC)」との連携の一環として、JETRO IBSC 及び TOSBEC のサービスの国際線機内誌への広告掲載等の広報協力も実施した。</p> <p>28年2月に、日本の対内直接投資について毎年の動向をとりまとめて分析するとともに、日本の投資環境を PR するための資料として、「ジェトロ対日投資報告 2015」を初めて刊行した。</p> <p>⑤ビジネス環境の改善に資する政策提言</p> <p>在日外資系企業 1,000 社にアンケート調査を実施し、150 社から規制改革要望に関する回答を得た。こうして取りまとめた規制改革要望は、「ジェトロ対日投資報告 2015」にて日本でビジネスを行う上での阻害要因として発表するとともに、内容を精査し、一部を内閣府の「規制改革ホットライン」に提出した。</p> <p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組</p> <p>観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連産業分野での外国企業の誘致活動に取り組んだ。その結果、東京オリンピック・パラリンピックに商機を見込む上海吉祥航空有限公司（中国、航空）による羽田への定期便開通、およびヘキサゴン・ソリューション社（シンガポール、広告デザイン）による東京都への株式会社設立という成果につながった。</p>	<p>きや投資インセンティブに精通した外国企業誘致コーディネーター」を導入する。</p> <p>自治体や商工会議所等の実務担当者向けの誘致研修や対日投資促進業務に携わる自治体等研修生の受け入れを行う。</p> <p>海外でのセミナー・シンポジウムにおける自治体首長等によるトップセールス支援や自治体 PR ブースの設置など各地域の魅力の PR を始めとして、各自治体の外国企業誘致施策のフェーズに応じた自治体との協働による誘致活動に引き続き取り組む。</p> <p>④対日直接投資促進に資する情報発信機能の強化</p> <p>対日投資の一層の拡大が期待されるアジア地域からの投資を呼び込むことが重要。そのため中国、台湾、インドなどアジア地域や新興国等、フロンティアとなっている国・地域を中心に大規模対日投資シンポジウムの開催に取り組む。</p> <p>欧米等の先進国地域においては、セミナー等の広報事業と案件発掘との連動性を強化することが課題。欧米等の地域でフロンティアとなっている国・地域において、誘致ターゲット分野・アピールポイントを対日投資が有望な産業分野や規制改革によるビジネス拡大の機会等にテーマを特定することなどにより、更なる対日投資の呼び込みを図る。</p>	
--	---	--	--	---	--	--

						<p>⑤ビジネス環境の改善に資する政策提言</p> <p>ビジネス環境の改善に資する政策提言に向けて、外国・外資系企業からの改善要望等の声をより多く取り纏める事が重要。JETRO の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するヒアリングの積極的な実施や、外資系企業間のネットワーク構築を目的とした「企業交流会」等の開催を通じ、ビジネス環境の改善要望に資する企業の声を取り纏め、「対日直接投資推進会議」、「ジェトロ対日投資報告 2016」 発刊等の適切な機会を捉えて政策提言を行う。</p> <p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の外国企業の誘致活動に引き続き取り組む。</p>
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	農林水産物・食品の輸出促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価表若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度				27年度	28年度	29年度	30年度
輸出支援件数（延べ社数）（計画値）	年平均3,200件以上	前中期目標機関実績：年平均2,459件	3,200件	3,200件	3,200件	3,200件				予算額（千円）	4,560,582千円		
（実績値）	—	—	4,354件							決算額（千円）	4,720,604千円		
（達成度）	—	—	136.1%							経常費用（千円）	4,707,828千円		
輸出成約金額（見込含む）（計画値）	中期目標期間中に520億以上	前中期目標期間実績：年平均72.3億円	115億	125億	135億	145億				経常利益（千円）	△68,698千円		
（実績値）	—	—	271.41億							行政サービス実施コスト（千円）	3,188,966千円		
（達成度）	—	—	236.0%							従事人員数	1,685人の内数		
役立ち度アンケート調査（計画値）	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%							
（実績値）	—	—	97.4%										
（達成度）	—	—	121.8%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	政府目標である「2020年に農林水	～略～以下の取組を行い、輸出成約金額（見	～略～国内外のネットワークを最大限に活用しつ	<主な定量的指標> ・輸出支援件数（延	<主要な業務実績> 27年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。	<評定と根拠> 評定：A	評定

<p>産物・食品の輸出額 1兆円」に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。</p> <p>○日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、品目別輸出団体のサポート等「オール・ジャパン」での取組を行う。例えば、海外展示会等において、自治体や業界団体等と連携しつつ、各産地の活動の取りまとめを行う。</p> <p>○海外市場調査、情報提供及び個別相談対応を通じ、初めて輸出に取り組む企業や事業者から、国別・品目別マーケティング情報など</p>	<p>込含む)～略～の目標値達成を目指す。その際、政府の「国別・品目別輸出戦略」におけるオール・ジャパンでの取組に対応し、政府、自治体、品目別輸出団体等の業界団体との連携を効率的、効果的に実施するべく、品目別の支援体制を構築する。</p> <p>①オール・ジャパンでの取組支援</p> <p>品目別輸出団体等が行うジャパン・ブランドの確立、輸出に向けた事業者育成及びマーケティングなど商流構築に向けた支援を行う。</p>	<p>つ、品目別輸出団体等と緊密に連携し、農林水産省等関係省庁と一体となってオール・ジャパンで農林水産物・食品の輸出が促進できるような効果的に事業に取り組む。</p> <p>①国別・品目別輸出戦略に沿ったオール・ジャパン体制での事業展開</p> <p>設立間もない品目別輸出団体が行う各種事業との連携を深化させ、各国市場情報の提供、海外見本市や国内外での商談会の活用等による商流構築・PRの取組支援を行い、各品目での戦略的な輸出促進、オール・ジャパン体制での事業展開の基礎作りに貢献する。</p>	<p>べ社数)：年平均3,200件以上</p> <p>・輸出成約金額(見込含む)：中期期間中に520億以上。平成27年度115億円、平成28年度125億円、平成29年度135億円、平成30年度145億円。</p> <p>・役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上</p> <p><その他の指標></p> <p>・輸出戦略実行委員会品目別部会等での情報提供支援、セミナー、商談会、見本市等に積極的に取り組み、品目別団体のオール・ジャパンでの取り組み支援を効果的に行うこと。(関連指標：品目別の取組に貢献する事業実施件数)</p> <p>・事業者からの情報収集、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、輸出環境の整備に繋げること。(関連指標：政府への情報提供件数)</p> <p><評価の視点></p>	<p>・輸出支援件数(延べ社数)：4,354件</p> <p>・輸出成約金額(見込含む)：271.4億円</p> <p>・役立ち度アンケート調査：97.4%(関連指標)</p> <p>・品目別の取組に貢献する事業実施件数：114件</p> <p>・政府への情報提供件数：49件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p> <p>①国別・品目別輸出戦略に沿ったオール・ジャパン体制での事業展開</p> <p>「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略(2013年8月)」に基づく取り組みの検証や、オール・ジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制等について議論すべく、26年度に続いて農林水産物等輸出促進全国協議会の下に輸出戦略実行委員会が設置された。JETROは27年度、全32回の部会・分科会等に委員として出席して事業計画や成果、海外マーケット情報を共有し、更なる輸出拡大に向けて重点国追加などの提案をした。</p> <p>検疫、流通、安定供給等で輸出が難しい一次産品の輸出に本格的に取り組むべく、25年度より重点8品目のチームを設置し専門性を高めてきた。27年度は更に「農林産品支援課」「水産品支援課」「加工食品・酒類支援課」の品目3課を新設。品目別輸出団体と連携するなどして、品目別の取組に貢献する事業(見本市出展、商談会、セミナー等)を114件実施した。</p> <p>日本木材輸出振興協会と連携し、中国及び韓国から7社のバイヤーを福岡に招へいして、商談会を開催した。ヒノキやスギの建材など3.2億円の成約(見込み含む)をあげた。</p> <p>英国・ロンドンにて日本産農林水産物・食品の輸出プロモーションイベントを5つの品目団体(コメ・コメ加工品、牛肉、茶、花き、水産物)と協力して実施した(5月)。</p> <p>現地バイヤー、レストラン関係者、マスコミ関係者等約350名を招待し、オープニングセッション、品目別セミナー、合同レセプションを開催した。</p> <p>農林水産物・食品輸出促進本部会合を27年4月と28年3月の2回開催し、関係省庁・団体に取組実績や今後の計画を報告し意見交換した。香港事務所から県ごとに異なる冷凍菓子(アイスクリーム)の衛生証明書の発行方法を統一すべきと提議した結果、厚生労働省が状況を改</p>	<p>【量的成果の根拠】</p> <p>主な定量的指標の全てについて目標値の120%以上を達成した点を評価。特に輸出成約金額(見込含む)は271億円(26年度実績の1.5倍強)を達成し、政府目標に大きく貢献した。</p> <p>これには、①日本企業の強みが発揮できる主要な見本市を選定したこと、②商談成果が見込める有望企業を重点的に支援したこと、③品目別輸出団体と協働するなどして各見本市への出展規模を拡大した(26年度比1.2倍)こと及び小間当たりの成約金額が大幅に増加した(ANUGAでは26年度比5.3倍、全体では1.5倍)こと、さらに④大口の成約を狙ってチェーンストア等大手バイヤーの招へい事業を実施したことが寄与。</p> <p>他方、以下のような外的な要因が特殊要因も含めて複数重なったことも大きかった。①日本食ブームで日本食レストラン等の引き合いが想定外に増加し、日本産の農林水産物・食品への需要が高まり、27年の輸出額が前年比2割以上増えたこと、②ロシアが密漁規制を強化したことや、気候による水産物の収穫量減少を受け、世界的に供給不足で、商品単価が大幅に値上がり、特にホタテの取引額が高騰したこと、③香港の装飾品見本市で高価格帯の真珠商品に人気が集まったこと、など。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>(1)品目別3課を新設し、検疫、流通、安定供給等で輸出が難しい一次産品を含む農林水産・食品についての</p>	<p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>
--	--	--	---	---	--	---

<p>実践的な情報を求める企業や事業者まで、そのニーズに応じて、幅広い対応ができる体制を整備する。</p> <p>○日本産農林水産物・食品の海外需要拡大のため、海外の食品・外食関係者への日本産品の理解促進・啓発活動等を通じて、日本食の普及や日本食のブランド化に向けた取組を、クールジャパンの取組とも連携して実施する。</p> <p>○規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。</p> <p>○地域活性化の観点から、自治体等と連携して、地域の特色</p>	<p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化</p> <p>事業者の幅広いニーズに対応できるよう、国別・品目別マーケティング情報や検疫等制度情報等を収集・蓄積するとともに、事業者に迅速かつ容易に情報提供できるよう、ウェブサイト及びテーマ別・品目別のセミナーを充実させる。</p> <p>検疫等の輸入関連制度に関しては、事業者が直面する課題や改善要望を的確に把握し、政府当局への情報共有を行うとともに、検疫や食品安全規制等の解禁、緩和が行われたタイミングを捉えて、品目別輸出団体と連携し、適切な事業を展開する等の取組を行う。</p> <p>全国内事務所に設置している輸出相談窓口では、個別の事業者からの相談に対してきめ細かく対応するとともに、相談事項の蓄積と分析を行い効果的な情報提供ができる体制を整える。</p> <p>③海外でのマーケティング活動の強化</p> <p>現在主流の日系の卸</p>	<p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化</p> <p>a) 海外の市場動向や制度情報を収集・蓄積し、事業者に迅速かつ容易に輸出先国の市場・規制情報を提供できるよう、ウェブサイトの充実や情報提供の多チャンネル化を図る。</p> <p>b) また、放射性物質に係る輸入規制も含む制度・検疫情報について、事業者の課題を把握する他、農林水産省等関係省庁と連携を密にしてタイムリーに情報を発信していく。</p> <p>c) さらに、全国内事務所に設置している相談窓口では、個別の事業者からの相談に対しきめ細かく対応するとともに、相談事項の蓄積と分析を行い効果</p>	<p>・ 定量的指標を達成しているか。</p> <p>・ 上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>めて把握し対応に取り組むことになった</p> <p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化</p> <p>a) 海外の市場動向や制度情報など基礎的な情報とともに、セミナーの講演内容に関する講演資料のウェブサイトでの掲載及びセミナーのインターネット・ライブ配信の試行を実施し、ウェブサイトの充実、情報提供の多チャンネル化を実現するとともに利用者の利便性向上を図った。</p> <p>b) 事業者の関心が特に高い米国規制情報調査・ハラル調査等については、調査結果をウェブサイトに公開するだけでなく、テーマ別のセミナーを開催することで、事業者への情報提供をより強化した（セミナー開催件数：FSMA7回、ハラル10回、地理的表示（GI）4回）。また、計4本のパブリック・コメントを作成・提出し、日本事業者の輸出環境の改善に努めた。例えば、27年8月に台湾衛生福利部が公告した放射性物質基準値変更措置について、パブリック・コメントにより台湾が定めた基準値案の科学的根拠や明確化などを求めた。また、中国の「食品安全法」の改正、韓国の「輸入食品安全管理特別法」の制定に付随して発表された規則案、米国の「食品安全法（FSMA）」の「未然予防を前提にした新たな食品安全の基準に関する運用戦略案」についても、不明瞭な点や、日本企業に不利益をもたらす点等について、修正意見や要望を当局に提出した。韓国当局からは27年9月、規則案の条文5つについて提出した意見を考慮する旨の回答があり、うち1つについては28年3月末に施行された条文（第35条第1項、2項）上で実際に反映された（通貨単位ウォンが明記された）ことが確認できた。</p> <p>c) 全国の「農林水産物・食品輸出相談窓口」へは1万1,801件の相談が寄せられ、26年度の1万444件を上回った。相談事項と回答内容はデータベースに蓄積して全事務所で共有し、迅速かつ均一の情報提供を行った。また、相談傾向（件数の多い国・品目など）を分析して、調査事業の対象国・品目選定時や各地でのセミナー内容</p>	<p>専門性を高め、品目別輸出団体と協働して品目別の取組に貢献する事業（見本市出展、商談会、セミナー等）を114件、より効果的に実施した。例えば、日本木材輸出振興協会と連携し、中国及び韓国から7社のバイヤーを福岡に招へいして商談会を開催、ヒノキやスギの建材など約3.2億円の成約（見込み含む）をあげた。</p> <p>（2）諸外国の輸入規制をめぐる、不明瞭な点や、日本企業に不利益をもたらす点等について、修正意見や要望をまとめたパブリック・コメントを計4本、外国当局に提出し、日本事業者の輸出環境の改善に努めた。韓国当局からは、輸入食品安全管理特別法の規則案について提出した意見の一部を考慮する旨の回答があり、28年3月末に施行された条文上に実際に一部が反映された（規制対象者の明確化）。</p> <p>3年目となる「一県一支援プログラム」を53件実施して、うち41件で商談成立・初輸出等を実現、地域先行モデルを創出し、地方創生にも貢献した。例として、東日本大震災で風評被害を受けた石巻企業が結成した水産物輸出グループは、同プログラムを活用して25年度以降毎年度順調に成約金額を伸ばし、27年度には香港向け継続輸出が可能になった。同事例が復興のモデルケースとして注目されたことで、28年度から三陸地域へも支援を拡大することとなった。詳細は業務実績欄参照。</p> <p><課題と対応></p> <p>①国別・品目別輸出戦略に沿ったオー</p>	
---	--	---	---	--	---	--

<p>を活かした輸出支援を行う。 ～略～</p>	<p>売・小売業者を通じた商流に加え、現地系の商流を開拓し、これまで以上に海外での販売ルートを広げるため、品目別輸出団体及び現地バイヤーのニーズや事業効果を踏まえつつ、海外見本市や国内外の商談会を開催する。また、マーケティングやプロモーション、現地バイヤーの発掘や日本製品のPR、販路の拡大及び海外消費者ニーズやライフスタイルの把握等を行うための拠点を設置するなど海外でのマーケティング活動を強化する。</p> <p>また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓ができるように、実践的なマーケティング手法の提供や商社・物流会社等とのマッチング機会の設定を行い、事業者の輸出体制作りを支援する。</p> <p>④食と関連製品・サービス産業との連携</p> <p>単なる産品や商品ごとの輸出の促進にとどまらず、「和食」及び「日本食」を核としつつ関連製品やサービス、観光など周辺ビジネスと</p>	<p>的な情報提供ができる体制を整える。</p> <p>③海外マーケティング活動の強化</p> <p>海外有望市場数箇所に試験販売やプロモーションを行うための拠点を設置し、日本製品のPR、販路の拡大、海外消費者ニーズやライフスタイルの把握など、マーケティング活動を強化する。また、代表的な海外見本市において出展規模の拡大を図り、農林水産事業者、JA等関係団体、食品企業等による効果的な事業展開を図る。さらに、国内外の商談会についても事業者ニーズを踏まえて効果的に実施する。これらにより、事業者のより円滑な商流構築とともに、現地系の商流・流通の新たな開拓を図る。</p>		<p>策定時の参考とし、効果的な情報提供を行った。</p> <p>TPP大筋合意を契機に、TPP活用方法や各国市場トレンドについての勉強会を開催した。</p> <p>③海外マーケティング活動の強化</p> <p>小売店等の中で試験販売、プロモーション、モニタリング等を実施する海外マーケティング拠点をアジア・欧米6箇所に設置し、計404社934品目（延べ）が出品した。試験販売後は、現地での販売実績や消費者アンケート結果（味の好みや購入意向等の5段階評価）や専門家からの改善点のアドバイス等を出品企業にフィードバックしたところ、「商品開発やパッケージデザインに活かしていく」「詳細なモニタリングであった。進行中の海外輸出向け商談に活用していく」等の評価を得た。</p> <p>海外で開催される主要な農林水産物・食品分野の見本市20本にジャパンパビリオンを設置し、輸出に意欲的な我が国事業者等の海外販路拡大を支援した。その結果、参加事業者合計788社、成約件数（見込み含む）2万2,570件、成約金額（見込み含む）213.4億円を達成した。</p> <p>GULFOOD（UAE）、ANUGA（ドイツ）等の諸地域における代表的な見本市へは、JAや品目別団体等と協働し出展規模を前回より拡大して出展（GULFOODは前回比で1.4倍、ANUGAでは1.4倍）。規模拡大と併せ、現地市場の需要に対応可能な出展企業・団体を重点的に支援することで、我が国企業の強みを強調するなど戦略的な見本市の展開に努めたところ、小間あたりの成約金額は前回比でGULFOODは平均1.2倍、ANUGAでは5.3倍まで拡大した。</p> <p>海外商談会の機会を通じて事業者をサポートすることを目的とし、食品全般や酒類を対象とした商談会を15回実施した結果、参加事業者合計256社、成約件数（見込み含む）2,350件、成約金額（見込み含む）9.5億円を達成した。</p> <p>国内における商流構築の機会として、海外35カ国・地域から計249名のバイヤーを招へいし、全国30都道府県で「国内商談会」を37回実施した（食品全般を中心に、品目特化（酒類、茶、盆栽、木材、花き）を含む）。</p> <p>参加事業者合計1,200社、成約件数（見込み含む）1,591件、成約金額（見込み含む）15.9億4円を達成した。</p>	<p>ル・ジャパン体制での事業展開</p> <p>品目別輸出団体等と一層緊密に連携・情報共有し、関係省庁と一体となってオール・ジャパンで農林水産物・食品の輸出が促進できるよう効果的に事業に取り組む。</p> <p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化</p> <p>輸出に必要な市場動向や制度情報などの基礎情報を引き続き収集するとともに、関係機関の情報も一元的に収集・提供することにより、事業者が必要な情報を迅速かつ容易に入手できるようにする。</p> <p>輸出先第2位の米国の食品安全強化法（FSMA）の規則について事業者により周知すべく、国内各地でのセミナー実施を増加する。</p> <p>引き続き、現地消費者や専門家のニーズや反応を把握し事業者へフィードバックすることにより、事業者の輸出戦略策定に役立てるよう支援していく。</p> <p>③海外マーケティング活動の強化</p> <p>海外有望市場にて日本産品への理解を深めるためのセミナー・デモ等に継続して取り組むとともに、それを新規バイヤー発掘の機会とし、今後の事業実施に活用する。</p> <p>専門見本市の出展者は、継続的に同一展示会に出展するケースが多く、現地バイヤーにとっては、やや新鮮味に欠ける場合がある。これまで同様、継続出展者の更なる輸出拡大に向けて支援を続ける一方、品目別団体や関係団体等と協力しながら、新規出展者の発掘に努め、新たな商流構築を図る。</p> <p>海外商談会を海外見本市の補完的な</p>	
------------------------------	--	--	--	---	---	--

<p>連携した取組を行う。</p> <p>また、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援、日本製品の訴求力をより高めた効果的な輸出促進活動、日本食のブランド確立に向けた取組を行う。</p> <p>⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組</p> <p>地方創生の観点から、地方の農林水産物の輸出を拡大するため、自治体や農業団体等の関係機関との連携を強化し、一次産品を中心とした地方の特色ある農林水産物・食品の輸出支援をさらに発展させるとともに、同種の品目を扱う地域間での連</p>	<p>④事業者サポート及び輸出事業者の育成の強化</p> <p>輸出に取り組む事業者に対し継続的かつ一貫したビジネスサポートを行うため、「輸出プロモーター」、「海外プロモーター」等の外部専門家を継続配置し、「商談スキルアップセミナー」、海外市場セミナー、テーマ別・品目別のセミナーを開催する。また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓につなげることができるよう「マーケティング・スクール」を実施する他、事業者と商社・物流会社等とのマッチング機会を設け、事業者が輸出しやすい体制作りを支援する。</p>			<p>④事業者サポート及び輸出事業者の育成の強化</p> <p>国内に15人の輸出プロモーターを設置、118社の輸出を支援し、成約金額（見込み含む）23.5億円の成果に繋がった。</p> <p>海外19カ国・23カ所に計36人の海外プロモーターを設置し、個別事業者のニーズに応じて年間726件のブリーフィング（26年度は478件）と417件のEメール相談（26年度は376件）の決め細やかな個別対応を行った。輸出企業の商談スキル向上のため、「商談スキルセミナー」を全国49カ所で57回開催し1,425名が参加した。海外バイヤーとの商談取引において輸出経験の浅い国内メーカーが抱える言語・貿易実務・代金決済等の困難を解消し、販路開拓・拡大に繋げるため、メーカーの輸出パートナーとなり得る国内商社・物流会社とのマッチングを全国20カ所で開催し、食品事業者427社が参加した。政府の国別・品目別輸出戦略を踏まえた事業者自らの輸出戦略づくりを促進する一環として事業者に対するマーケティング支援を強化するため、輸出先市場ニーズを踏まえたマーケット・インの考え方へのマインドセット、及び各種情報の活用ノウハウを伝えることを目的とし、マーケティングの基礎理論から輸出戦略立案までの実践までの座学とワークショップの場を提供。26年度は12都市で開催したが、27年度は16都市に拡大し、参加者合計403名、役立ち度アンケート調査では上位99.7%を達成した。</p> <p>アジア最大級の総合食品見本市「Food Expo 2015」（香港）で、26年度に続きジャパン・パビリオンを出展した。初の試みとして、輸出に初めて取り組む事業者を対象に出品料を通常出品料の1/3に抑えた特別出展枠を設置。同枠に出展した3社には事前準備として勉強会の開催、CDRによるコンサルテーション等の実施など手厚い支援を行った結果、商談件数55件、成約件数（見込含む）26件、成約金額（見込含む）7,950万円の成果に繋がった。</p> <p>新規事業として、米国からチェーンストア等大手バイヤー3社を招へいし、大量受注や商品開発に対応可能な日本の20社との個別商談をセットした。また、「FOODEX JAPAN 2016（28年3月、千葉）」や流通現場の視察を通じて、バイヤーに多様な日本産農林水産物・食品をPRした結果、成約件数（見込含む）28件、成約金額（見込</p>	<p>位置付けとし、見本市が開催されない都市における商談機会の提供と開催される都市におけるフォローアップの位置付けとして設定。</p> <p>特に大規模商談会において申し込み事業者の増加傾向が続いており、ニーズの高まりとともに商談成果の向上も見られる。一方、海外のバイヤーからは依然として国内事業者の輸出ビジネスへの準備不足・対応力不足を指摘されており、商談後に適切な対応等ができず、商談が頓挫したと見られる案件も少なくない。成約にいたるまでの一貫した支援の必要性という点で、輸出大国コンソーシアムの活用等も図っていく。</p> <p>④事業者サポート及び輸出事業者の育成の強化</p> <p>外部専門家に対しては、定期会合やマニュアル等を通じて、効果的かつ円滑な支援手法・各種情報について共有し、一層の成果向上に取り組む。</p> <p>国内事業者と国内商社・物流会社とのマッチングについてはニーズが高いことから継続して実施する。</p> <p>集客効果が低い地方都市については費用対効果の観点から見直しを図り、28年度より農政局所在地を中心とする8都市に開催都市を集約する一方で、全国どこでもセミナーが聴講できるようにする。</p> <p>大手バイヤー招へいについては、事前マッチングの精度を上げるため、バイヤー訪日前により多くの多様な商品の詳細情報を提示するとともに、日本の事業者には米国の輸入規制を周知し対応を徹底する。また、大手バイヤーの発掘にあたっては、在米食品関連業界団体との連携などにより、日本商</p>	
---	--	--	--	---	--	--

	<p>携や近隣地域間での連携を支援し、共同輸出等新たなモデル構築による成功例の創出を目指す。</p>	<p>⑤一県一支援プログラムの推進と先行事例の取組の共有化 3年目を迎える「一県一支援プログラム」の成果創出に努めるとともに、更なる一次産品輸出の成功事例や品目連携や広域連携による共同輸出などの新たなモデルなど具体的な成功事例の創出を目指す。</p> <p>⑥食と関連製品・サービス産業との連携 機構内の関係部署と連携して、「食」と関連製品（例えば食器等）を組み合わせた展示やセミナー等プロモーション活動を行う他、観光等周辺ビジネス、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援や日本産品の輸出につながる活動を展開する。～略～</p>		<p>含む）約 1.5 億円の成果を得た。 ベトナムでの日本産りんご輸入解禁にあわせ、JA 青森等と協力し現地バイヤー向けセミナーを開催。同時に現地日系小売店でテスト販売を行った結果、3 日間で約 150 万円を売り上げた。</p> <p>⑤一県一支援プログラムの推進と先行事例の取組の共有化 「一県一支援プログラム」は 53 件を実施し、うち 41 件において商談成立・初輸出等を実現し、地域先行モデルを創出した。例えば、東日本大震災により生産工場が壊滅し風評被害を受けた石巻企業が海外見本市初出展を機に水産物輸出グループ「日高見の国」を結成。貿易投資相談をはじめ、現地大手飲食店との商談同行等、様々な JETRO 支援を受けて、25 年度（取組初年度）350 万円、26 年度 4,600 万円、27 年度 7,400 万円の成約を達成し、冷凍牡蠣・ホタテを香港向けにコンテナ単位で継続的に輸出できるようになった。この「日高見の国」グループの成功は、宮城県の水産事業者に広く知られるようになったことから、石巻市、東北経済産業局、東北農政局等と連携し、28 年度から支援エリアを三陸地域に広げ、沿岸被災地の復興に貢献していくこととなった。</p> <p>⑥食と関連製品・サービス産業との連携 「Food Expo 2015」（香港）への 5 回目の出展に加え、併催の茶業専門見本市「Hong Kong International Tea Fair」へ初めて出展し、日本茶文化とともにお茶を売り込んだ。農林水産省本省玄関に展示されている 3 畳大の茶室を輸送・展示し、日本茶輸出促進協議会が茶道パフォーマンスを実施した。日本茶の商談件数 472 件、成約件数（見込含む）61 件、成約金額（見込含む）1,982 万円の成果を得たほか、茶室の引き合いも 10 件寄せられた。</p>	<p>品の調達により関心を有する大手バイヤーを発掘していく。</p> <p>⑤一県一支援プログラムの推進と先行事例の取組の共有化 3 年間の成果を踏まえ、一次産品輸出を更に支援すべく、支援対象は新規をメインに決定、オールジャパンの取組への将来的なメンバーとなるような案件作りをする。また、他地域のモデルとなる輸出成功事例の創出に取組む。</p> <p>⑥食と関連製品・サービス産業との連携 「Food Expo 2016」（香港）では各地の和食器を展示するスペースを設け展示するとともに、料理デモンストレーションで出品物の食品との連携を図る。また併催される「Hong Kong International Tea Fair」に出展し、昨年同様に茶室を設置し茶道パフォーマンスを披露するとともに、茶器を展示し日本の茶文化を総合的に紹介する取組を実施する。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0108、0109、0125、0175、0531、0587、0586、0548、0549、新27-0047、新28-0010 農林水産省：0038

1-3

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		27年度	28年度	29年度	30年度
新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 (計画値)	年平均400社以上	平成25年度190社	400社	400社	400社	400社		予算額(千円)	19,397,755千円		
(実績値)	—	—	595社					決算額(千円)	20,409,152千円		
(達成度)	—	—	148.8%					経常費用(千円)	20,373,352千円		
輸出・投資等の海外展開支援件数(延べ社数) (計画値)	年平均3,600件以上	前中期目標期間実績:年平均3,457件	3,600社	3,600社	3,600社	3,600社		経常利益(千円)	53,546千円		
(実績値)	—	—	6,010件					行政サービス実施コスト(千円)	10,082,882千円		
(達成度)	—	—	166.9%					従事人員数	1,685人の内数		
貿易投資相談件数 (計画値)	年平均61,800件以上	前中期目標期間実績:年平均59,099件	61,800件	61,800件	61,800件	61,800件					
(実績値)	—	—	93,252件								
(達成度)	—	—	150.9%								
知的財産権等に関わる	年平均1,500件以上	前中期目標期間実績:年平均	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件					

相談件数 (計画値)	上	1,443 件												
(実績値)	—	—	2,175 件											
(達成度)	—	—	145.0%											
役立ち度ア ンケート調 査	4 段階中上 位 2 項目が 8 割以上	前中期目標期 間実績：8 割以 上を達成	80%	80%	80%	80%								
(実績値)	—	—	96.8%											
(達成度)	—	—	121.0%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目 標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
高い技術 力を有 し、海外 市場で十 分に勝負 できる潜 在力を有 する中 堅・中小 企業な ど、我が 国企業の 海外展開 を推進す るため、 「今後 5 年間で新 たに 1 万 社の海外 展開を実 現する」 との政府 目標を踏 まえつ つ、日本 からの輸 出や海外	～略～以下の取組を行 う。その際、(a) 日本 からの輸出や海外進 出・現地事業支援まで 一貫して取り組み、(b) 多数の企業を対象とす る支援事業と個別企業 への支援事業を重層的 に実施しつつ、(c) 企業 の海外展開の段階を常 時把握し必要な支援を 提供することで、拡 大・深化する企業の海 外展開ニーズに的確に 対応した事業展開を行 う。特に、～略～新た な輸出・投資等の海外 展開成功社数の年平均 400 社の創出に向けて、 海外展開実現の途上に ある個別企業の継続支 援を行いながら、国内 事務所が地元金融機関 や関係機関と連携して 有望企業を発掘し、そ れら企業に寄り添っ て、機構が有する様々	高い技術力・デザイン性、優れたサ ービスを有し、海外市場で十分に勝 負できる潜在力を有する中堅・中小 企業など、我が国企業の海外展開を 推進するため、日本からの輸出や海 外進出、進出後の現地展開や事業見 直し、さらには第三国展開まで一貫 して支援し、自治体、関係機関等と 連携しつつ、切れ目なく実施する。 また海外進出した日系企業の支援に 際しては、ニーズや進出段階に応じ た継続的な支援を実施する。	<主な定量的指 標> 新たな輸出・投資 等の海外展開成 功社数：年平均 400 社以上 輸出・投資等の海 外展開支援件数 (延べ社数)：年 平均 3,600 件 貿易投資相談件 数：年平均 61,800 件 知的財産権等に 関わる相談件 数：年平均 1,500 件 役立ち度アンケ ート調査：4 段階 中上位 2 項目が 8 割以上 <その他の指標 > 自治体等のニー ズや地域の特性 を踏まえつつ、地	<主要な業務実績> 27 年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・新たな輸出・投資等の海外展開成功社数：595 社（うち補正 21 社） ・輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）：6,010 件（うち補正 800 件） ・貿易投資相談件数：93,252 件 ・知的財産権等に関わる相談件数：2,175 件 ・役立ち度アンケート調査：96.8% (関連指標) ・地域支援プロジェクト形成件数：109 件 ・関係機関との連携件数：106 件 ・相手国政府等への協力事業の実施件数：204 件 その他の業務実績は以下の通り。 ①海外ビジネスの情報提供等を通じた海外展開企業の拡大、育成等 (i) 貿易投資相談等、きめ細かいお客様サポート (a) 貿易投資相談・ビジネスライブラリー 常に企業ニーズを意識した情報の収集と提供、輸出入実務に加え最新の海外市場・マクロ経済情報という付加価値をつけた貿易投資相談を実施した。 27 年 10 月の TPP 大筋合意を受けて特設ウェブページ「TPP を活用する」を開設、日本国内の各省庁や交渉加盟各国政府の関連情報を網羅的に取りまとめ提供した。また、国内中小企業からの問い合わせ対応のため「TPP 相談窓口」を全国に設置し、610 件の相談に迅速に対応した。	<評定と根拠> 評定：S 【量的成果の根拠】 全ての定量的指標において目標値の 120%以上を達成した点を評価。 中小企業 595 社による「新たな輸出・投資等の海外展開成功」を創出。政府目標「5 年間で新たに中小企業・小規模事業者 1 万社の海外展開の実現」の年平均 (2,000 社) の 3 割に相当する著しい成果。 【質的成果の根拠】 (1) 海外見本市への戦略的な出展といった従来の取組みに加えて、以下の重層的な新規取組を行うことで、海外展開に取り組む地方の中堅・中小・地域中核企業の裾野を拡大、具体的な成果を創出した。 ①本部に「地方創生推進課」を新設し、地域資源の活用やブランド化することで「地域の稼ぐ力」を形成する「地域貢献プロジェクト」14 件を地域と一体	評 定	<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

<p>進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、自治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また、海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。</p> <p>○「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ等を踏ま</p>	<p>な支援ツールを組み合わせたきめ細やかな支援を行うとともに、専門家を活用した個別企業支援（ハンズオン支援）を充実させ、その達成を目指す。</p> <p>さらに、海外展開支援を行うに当たっては、対日直接投資の促進や訪日観光客の誘致などに繋がる海外の有望な企業情報や案件情報を機構内で適切に共有し、双方向での効果的・効率的な事業実施を行う。</p> <p>平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 1 月 26 日一億総活躍国民会議取りまとめ）及び「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 1 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）の中堅・中小企業など我が国企業の新市場開拓等への支援のために措置されたことを認識し、海外展開戦略等支援事業のために活用する。</p> <p>①関係機関等との連携 (a)独立行政法人中小企業基盤整備機構との連</p>	<p>極的に取組めるよう、本部から貿易投資相談のサポートを行う。</p> <p>また、覚書（MOU）締結をしている日本弁護士連合会及び法律事務所、税理士・会計士事務所をはじめとする外部専門機関等を活用し、トラブルや法務関連など高度な相談内容への対応を強化する。国内外のビジネス環境に大きな影響が想定される天災、事件が起こった場合は、相談専用窓口を設けるなど迅速な情報提供に努める。</p> <p>(b) ビジネスサポートサービス（BSS）</p> <p>中堅・中小企業等の国際ビジネス具体化支援のため、「BSS（海外グリーンフィンガ、ミニ調査）」の一層の普及を図る。利用が年々増加し、調査・情報ニーズが複雑化・高度化する中、有料サービスであるミニ調査を質とスピードを確保したサービスとするために必要な料金設定の見直しを行</p>	<p>域が強みを持つ分野・産品等を有機的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。（関連指標：地域支援プロジェクト形成件数）</p> <p>海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携したパビリオン形成を積極的に行い、ジャパンプランドの効果的な発信に繋げること。（関連指標：関係機関との連携件数）</p> <p>ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑</p>	<p>TPP を活用して海外展開を目指す中堅・中小企業を、日本各地の政府系・企業支援機関が総合的に支援する「新輸出大国コンソーシアム」の事務局となった。政府や関係機関と連携しつつ、率先して体制を迅速に構築し、28 年 3 月に支援受付を開始した。</p> <p>ビジネスライブラリーでも、ビジネスに直結する各国資料（統計、貿易規制、投資関連情報、関税率等）や企業情報等のデータ収集・提供した。また日本食・食文化の海外普及の機運が高まる中、ビジネスライブラリーで 7 月に『日本食』でビジネスチャンスをつかむ!」をテーマにした関連資料の紹介、また 27 年 10～11 月に貿易実務書の紹介及び貿易実務オンライン講座を体験できる特別展示を行った。</p> <p>国内事務所での貿易投資相談対応の強化および顧客の裾野拡大のため、本部から国内事務所に対してアドバイザー等の派遣（23 回）や資料送付（ビジネスライブラリーから 524 件）を行い、本部と国内事務所が一体となった相談対応体制を構築した。その結果、貿易投資相談件数は前年度比 1.2 倍となった。</p> <p>高度に専門的な法務関連相談を寄せる日本企業に対して、24 年度に締結した MOU に基づき、日弁連の「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」（167 件）を紹介した。</p> <p>法律事務所や国際会計事務所などへの相談対応業務の委託についてはメール電話にとどまらず、特に国際会計事務所に 27 年度から週 1 回本部へ来訪頂くことでより高度な貿易相談対応が行える体制強化を図った。</p> <p>8 月に中国・天津で発生した爆発事故を受け、通関・物流等への影響を情報提供ページをウェブサイト上でいち早く立ち上げ、随時情報提供した。</p> <p>世界同時株安や中国経済の減速がアジアに与える影響につき、8 月に緊急調査を行い経済産業省に報告。</p> <p>(b) ビジネスサポートサービス（BSS）</p> <p>ミニ調査の質とスピードを向上させるため、案件が集中する ASEAN の 5 事務所の体制を強化して情報収集能力を高め、質とともに納期の短縮を図った。また、本部担当者を 1 名増員しスムーズな受付対応が可能になった。料金設定の見直しを検討したが、27 年度は据え置いて対応した。</p>	<p>となって始動させ、燕三条ブランドの強力発信、喜多方らーめんのタイ市場向け商品開発や初輸出といった成果をあげた。</p> <p>②海外ビジネスに精通した専門家を活用し、海外展開を目指す機械・環境分野の地域中核企業候補を 131 社発掘し、318 件の相談に応じた。支援企業の中から、海外から初受注した成功事例が生まれた。</p> <p>③JETRO を通じて出展可能な海外見本市および時期が限られることから、各企業がより柔軟かつ即時的に最適の見本市へ出て成約することを目的に、中堅・中小企業を対象に、海外で開催される見本市に出展する際の経費の一部助成を行うスキームを構築した。261 社を採択し、総額 90 億円強の成約金額（見込み含む）を達成した。</p> <p>④ 海外進出を目指す中堅・中小を対象に、海外ビジネスに精通した専門家を雇用する経費の一部を助成、採択した 526 社のうち 231 社が海外進出に成功した。</p> <p>⑤28 年度 3 月の海外バイヤー招へい商談会（デザイン分野）に向けて、輸出未経験企業による商談準備を集中的に支援（ワークショップ、専門家による個別面談、英文商談資料の作成支援）した結果、39 社のうち 14 社が成約した。</p> <p>(2) TPP 大筋合意後、各省庁や各国政府の関連情報をまとめた特設ウェブページの開設、相談窓口の設置等、政府の要請</p>	
--	---	--	---	--	---	--

<p>え、サー ビス、健 康・長寿、 環境・エ ネ ル ギ ー、イン フ ラ シ ス テ ム、知 的財産の 活用、ク ールジャ パンの推 進など、 我が国が 強みを有 する産 業、技 術・ビジ ネス分野 において 重点産 業・分野 を定め て、個別 企業のビ ジネス組 成など、 成果創出 に向 けて、効果 的かつ効 率的な支 援を行 う。また、 これら日 本の優れ たモノ、 サービ ス、観光 などの周</p>	<p>携や、機構が事務局を 担い自治体、金融機関、 商工団体等複数機関が 協力して支援を実施す る「海外展開一貫支援 ファストパス制度」の 活用、(b)また、海外で は、機構が中核となり 在外協力機関で構成さ れる「中小企業海外展 開現地支援プラットフ ォーム」等の活用によ り、個別企業のニーズ に応じた支援を効率的 ・効果的に実施する。 中小企業海外展開現地 支援プラットフォーム について、現地での巡 回型相談会の開催や取 引候補企業の斡旋等の 機能の充実を図る。 ②海外展開企業の裾野 の拡大、育成等 国内事務所や海外展開 一貫支援ファストパス 制度をはじめとする国 内ネットワークを最大 限に活用して、新たに 海外展開に取り組む企 業を含め、海外展開に 意欲のある有望企業の 発掘に努めるととも に、貿易投資相談対応 から事業ツールの提供 までの確な支援を提供 する。さらに、海外展 開のノウハウを提供す る講座の開催など海外 展開の経験が少ない企</p>	<p>い、ニーズに応じた海外事務所の体 制強化を図る。 (c) ファストパス制度 国内支援機関のネットワークの枠組 みである「海外展開一貫支援ファ ストパス制度」の事務局として地域金 融機関や商工会議所など国内各地域 の企業支援機関による連絡協議会を 開催するなど、支援機関の連携強化 を図る。 また、これら機関と連携し、海外展 開の「潜在力」・「意欲」を持つ企業 の発掘・支援を行う。 (ii) インターネットを活用した情 報提供の強化 (a) 貿易投資相談Q&A等 貿易・海外進出に関する国内外の制 度・手続きや関連法規を国別、商品 別にまとめた「貿易投資相談Q&A」 や、政府調達情報をウェブサイト経 由で提供する。コンテンツについて は、海外調査部などと調整するとと もに、実際に寄せられる相談内容の 傾向に応じて随時見直し、ニーズに 合った正確な情報提供を目指す。ま た、経済連携協定(EPA)を活用し たビジネス取引拡大に資するため、 ウェブサイトでの特惠関税率情報の 提供等を行う。 (b) 貿易実務オンライン講座 広報・営業活動を更に強化し、「基礎 編」、「応用編」、「英文契約編」、「中 国輸出ビジネス編」それぞれの講座 の受講者数の拡大を目指す。また、 新たに海外展開に取り組む企業向け の新しいパッケージの開発などを検 討して、海外展開企業の裾野の拡大</p>	<p>化に資すること。 (関連指標：相手 国政府等への協 力事業の実施件 数) <評価の視点> 定量的指標を達 成しているか。 上述のアウトカ ムの実現が図ら れているか。</p>	<p>(c) ファストパス制度 事務局として中堅・中小企業の掘り起こすとともに、さらなる利 便性向上のためネットワーク拡充を図った結果、参加機関が26年 度から1.6倍強の578となった。利用実績も26年度の2倍弱の 368件に伸び、うち他機関との連権による実績は299件だった。 28年2月に福岡、3月に名古屋で連携強化と制度の利用促進を目 的にファストパス参加機関の交流会を開催。また、28年3月には 巢鴨信用金庫からのファストパスを利用した支援依頼に基づき、 同金庫とセミナーを共催した(後援：豊島区、練馬区産業振興公 社)。 (ii) インターネットを活用した情報提供の強化 (a) 貿易投資相談Q&A等 新興国を中心にニーズの高い就労ビザの取得方法や、隆盛してい るeコマース事業、非居住者の現地通関制度に関する貿易投資相 談Q&Aを更新および新規作成した。また、太平洋広域経済圏への 日本企業の輸出および海外進出の円滑化を目的に、同経済圏を中 心とする12カ国の関税における事前教示制度シリーズを作成し た。 (b) 貿易実務オンライン講座 受講者拡大に向け、新たに中小企業団体の機関紙を通じた広報強 化などに取組んだ。また27年10月期および12月期を対象とした キャンペーンを実施。10月期では受講者向けにセミナーを無料で 開催。初の試みとしてセミナーのライブ配信も実施し、幅広い受 講者の参加を得られた。12月期の受講者全員特典「貿易実務用語 集」は執務に役立つ資料として好評を得た。更なる受講者拡大に 向け、新規講座の開発のため、広く顧客にニーズを聞き取るアン</p>	<p>に速やかかつ適切に対応し、全 国各地の中小企業に速やかに 情報提供などを実施した点を 評価。さらに、TPPを活用して 海外展開を目指す中堅・中小企 業を、日本各地の政府系・企業 支援期間が総合的に支援する 「新輸出大国コンソーシアム」 の事務局となり、政府や関係機 関と連携しつつ率先して体制 を構築し、28年3月に支援受 付を開始しており、迅速かつ組 織横断的な対応も評価した。 (3) ジャパンブランドの効果 的な発信で特筆すべき成果を あげた。「2015年ミラノ国際博 覧会」へはJETROが参加機関 として日本館を出展し、また日 本政府代表として官民一体と なつての推進・広報等に取り組 んだ。日本館へは約228万人が 来館し、6,169件の報道がなさ れ、博覧会国際事務局主催のパ ビリオンプライズで登録博覧 会における初の快挙として金 賞を受賞した。輸出拡大の基礎 となる日本ブランドやクール ジャパンの発信、また万博にあ わせミラノを訪れた自治体首 長による地域ブランドの発信 へ協力した。さらに万博を機に 実施した関連事業・フォローア ップ事業を通じて、酒蔵による イタリア向け輸出の成約など、 成果を創出した。 (4) 我が国の投資環境改善の ため、相手国政府へ働きかけた だけでなく、複数の案件で改善</p>	
--	---	--	---	--	---	--

<p>辺ビジネスを有機的に連携し、積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。</p> <p>○市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、海外展開機関との密接な連携による現地での課題</p>	<p>業向けのサービスメニューの拡充や外国人留学生の活用促進などグローバル人材の活用・育成支援を行う。企業のニーズに基づくミニ調査については、対応体制を充実させて、柔軟かつタイムリーに実施する。</p> <p>特に、海外展開経験が少ないものの、優れた技術力等を有する地域の中核的な中堅・中小企業の発掘に努め、専門家を活用しつつ、戦略作りから商談支援、契約締結まで海外販路開拓に向けたパッケージ支援を行う。</p> <p>また、ウェブサイトでの情報提供を、質・量ともに拡充するとともに、ビジネスライブラリーの運営や映像メディアを活用して、海外展開に役立つ情報・知識を幅広い顧客層に分かりやすく提供する。</p> <p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化</p> <p>限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。</p>	<p>につながるサービスメニューを強化する。</p> <p>(c) 映像メディア 映像資料を通じた情報提供を行う。国内外のネットワークを活用し、国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作し放映するとともに、ウェブサイトを通じて配信する。番組については、セミナー等での利用、事業部の出展勧誘での活用、外部へのコンテンツの提供など番組の二次利用を引き続き強化する。</p> <p>(d) 引き合い案件データベース (TTPP) 国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意したデータベースの管理・運営を行う。機構事業の広報ツールの一つに位置づけ、事業部門との連携を一層強化する。</p> <p>(e) 見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe) 海外展開に意欲のある中小企業等に対して、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe)」を通じて、世界の展示会情報を提供する。</p> <p>②企業のビジネス段階に応じた継続的な支援 (i) 海外展開支援事業の拡充と海外進出成功事例の創出 企業の海外進出検討段階においては、新興国等 (アジア、中南米、中東・アフリカ等) の「投資セミナー」</p>		<p>ケート調査を行った。</p> <p>(c) 映像メディア 制度やトレンドの解説など、タイムリーで企業ニーズに合う番組作りを進めた。グローバル人材活用、イランやキューバなどフロンティア市場、地場産業や産業観光の取り組みに焦点を当てたものなど。</p> <p>セミナー、海外展開支援事業や、外部機関での活用など、番組利用の拡大に取り組んだ。新設事務所の開所式 (27年4月栃木、12月宮崎) で当該地域に関する番組を上映し、国内外のセミナー・事業説明会等で計144回延べ388番組を活用した。</p> <p>世界に日本の魅力を発信するため、地方と対日投資に関する番組計8本を英語化しJETROグローバルサイトに公開した。</p> <p>(d) 引き合い案件データベース (TTPP) 信頼性向上のため全申請案件の登録内容を確認した。管理ツールにIPアドレスチェック機能を追加するなど、不正登録防止の機能を向上させた。またユーザーの利便性向上のため、電話番号の公開・非公開の選択など軽微な修正の権限のユーザーへの移譲、過去のニューズレターへのリンクバナー設置などを行った。</p> <p>JETRO事業の広報ツールとして、TTPP特集コーナーから調査レポート、貿易投資Q&Aなどへリンクを貼った他、TTPP月刊メルマガに事業募集案内25件、展示会ブース来場案内70件を掲載した。</p> <p>(e) 見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe) 海外展開に意欲をもつ中小企業等へJ-messeを通じて世界の展示会情報を提供した。役立ち度は4段階で上位2項目が約90%、ページビュー数は約1,114万件 (26年度比で約15%増) となった。</p> <p>②企業のビジネス段階に応じた継続的な支援 (i) 海外展開支援事業の拡充と海外進出成功事例の創出 新興国への日本企業による進出を支援するため、新興国向け投資ミッションを12回派遣した。4回目となる「ミャンマー・ティラワSEZ投資ミッション」(7月) へは20社3団体が参加した。</p> <p>JETROがアレンジしたSEZ開発事業会社との個別相談会へは12社が参加し、うち10社が商談継続見込みとなった。自動車部品関</p>	<p>が実現した。</p> <p>①マレーシアでは27年4月に導入された物品・サービス税の還付遅延問題が日系企業のキャッシュフローを圧迫していたが、JETROの提案と作成簡易により、日本人商工会議所がマレーシア財務省へ意見書を提出。さらに還付が遅れている日系企業のリストも提出したところ、中小約10社を含む日系企業への還付が実現した。</p> <p>②27年3月に来日したラオス首相 (当時) に対し、石毛理事長がラオスにおけるサービス分野の外資規緩和の重要性を伝え、ビエンチャン事務所がフォローを継続した結果、5月に条件付緩和が行われた。</p> <p>③北海道庁等関連機関が韓国特許庁に異議申立をしていた「TOKACHI」冒認商標について異議申立した際、証拠等調査や文書翻訳で全面支援。結果、異議申立が認められ、地域ブランドの保護に寄与した。</p> <p>④シンガポールでの特許権のより早期・円滑な取得を可能にする、特許の国際調査・予備審査報告の相互管轄の実現に向けて、日本国特許庁が前提条件とした、シンガポール知的財産庁による日本企業の「対話」の場の具体案をJETROが迅速に提案。これをもって27年8月、両国が相互管轄合意に至った。</p> <p>⑤インフラ分野では、政府や鉄道関連団体とインドで日本鉄道セミナーを共催し、日本の技術の優位性をアピール。2ヶ月</p>	
---	---	--	--	---	--	--

<p>対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となって実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼン</p>	<p>重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。</p> <p>(i)サービス分野</p> <p>アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせて支援する。とりわけ、「和食」に代表される我が国の魅力ある食文化を背景とした外食分野や国際的に競争優位性や先進性を有するヘルスケア分野に重点的に取り組む。ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図るとともに、高齢化が進む一方で関連産業が未発達中国等アジアにおける健康・長寿市場の開拓に注力する。また、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのある優れた中堅・中小サービス企業を積極</p>	<p>やミャンマー、カンボジア等への「ミッション派遣」を実施し、経営判断に資する情報提供を行う。海外進出を目指す企業に対しては、中堅・中小企業を対象に海外ビジネスに精通した外部人材（専門家）を雇用する経費を一部助成するハンズオン支援を開始するとともに、「海外投資アドバイザー」による相談対応、海外の「ビジネス・サポート・センター（BSC）」への入居等様々な支援サービスを活用して現地拠点設立に向けた一貫した支援を行い、成功事例を創出する。</p> <p>日本企業が積極的なビジネス展開のできていないアフリカや南西アジアなどの新興国におけるボリュームゾーンへの市場開拓を進めるべく個別のビジネス案件形成を目指し、日本企業の BOP/ボリュームゾーンビジネスの支援及びアフリカ・ビジネス実証事業を展開する。</p>		<p>連企業の進出支援のため組成したミッション型「ブラジル自動車部品商談会」では 53 件、約 33.5 億円の成約見込みを創出した。</p> <p>「カンボジア投資ミッション」（11 月）へは国内外から 19 社が参加し、化粧用塗布用具製造・販売にあたる日本企業が早期の投資に向けた検討を開始した。フォローアップとしてソク・チェンダ・ソピア首相補佐特命大臣が 28 年 1 月に「カンボジア投資セミナー」（JETRO 共催）のため来日した際、当該企業との面談を実現した。</p> <p>「フィリピン投資ミッション」（28 年 2 月）へは 14 社が参加し、貿易産業省長官及び経済区庁長官の訪問や工業団地と進出企業の視察等を行った結果、参加企業のうち 3 社が 1～2 年内のフィリピン進出を表明した。</p> <p>海外進出を目指す中堅・中小企業に海外ビジネスに精通した外部人材（専門家）を活用した事業を実施。当該専門家による海外展開計画の策定から進出に至るまでの助言に加え、展示会への出展支援等、各種サービスを活用した一貫支援を実施し、231 件の成功事例を創出。</p> <p>海外ビジネスに精通した「ものづくり産業海外展開専門家」を活用して、海外展開を目指す機械・環境分野の地域中核企業候補を 131 社発掘し、318 件の相談に応じた。この結果、例えば工業用特殊ボルトを製造する A 社がベトナム機械展示会 MTA2015 に挑み、海外から初受注するなどの成功事例を創出した。</p> <p>輸出未経験企業に特化した集中サポート・商談会を実施した、例えば、28 年 3 月の海外バイヤー招聘商談会（デザイン分野）に向けて、輸出未経験企業による商談準備を集中的に支援。1～2 月には大阪・東京でワークショップや専門家による個別面談を実施し、2 月に商談時に使用する英文資料の作成を支援するなど、きめ細やかなサポートを行った結果、商談会に参加した輸出未経験企業 39 社のうち、14 社が成約に至った。</p> <p>25 年 3 月から 2 年間実施した「専門家による新興国進出個別支援サービス」の支援企業を JETRO サービスの提案を通じて継続支援し成功事例を創出すべく、「新興国進出フォローアップデスク」を設置した。</p> <p>アジア 7 カ国 10 拠点に海外投資アドバイザーを設置し、現地進出やアジア企業との取引を検討する日本企業からの相談 10,460 件に対応した。</p> <p>アジア 5 都市の「ビジネス・サポート・センター」、およびアジア 2 都市で「中小企業ビジネス・サポート・センター」を運営し、日本企業の現地でのビジネス立ち上げから進出後のフォローアップまでを、短期貸しオフィスやアドバイザーによるコンサルサービスを提供し支援した。156 社・団体が入居し、過年度の入居者を</p>	<p>後の日印首脳会談で合意が発表された高速鉄道での日本の新幹線方式の採用、および採用に伴う日本企業の商機創出に貢献した。</p> <p>(5) 注目が集まる一方、個社単位での取組みが難しいフロンティア市場の開拓に、JETRO が旗振り役となってミッション派遣や見本市への出展を通じて取り組み、14 年ぶりの出展となった 26 年度から出展面積を倍増したテヘラン国際産業見本市における海外展開成功件数（見込含む）33 件、12 年ぶりにジャパン・パビリオンを設置したハバナ国際見本市における成約金額（見込含む）68.5 億円、海外展開成功件数（見込含む）34 件など、具体的なビジネス成果を創出した。ラゴス国際見本市でも、運営したジャパン・パビリオンが「最優秀パビリオン賞」「最優秀外国出展者賞」受賞し、海外展開成功件数（見込含む）は 793 件に達した。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>外部の経済的・制度的環境や企業の経営判断などに大きな影響を受ける「新たな輸出・投資等の海外展開成功社数」がアウトカム目標として設定され、とりわけ、海外展開未経験企業を発掘・育成し、商談会等の提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要なため、難易度が高に設定されている。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>スを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図りつつ、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。</p> <p>○中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の海外展開に取り組む企業の</p>	<p>的に発掘し、支援する。</p> <p>(ii)生活関連分野 日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界的な流行発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、新興国においても様々な販売促進ツールを組み合わせた「キャラバン事業」など効果的な販路開拓を行う。</p> <p>(iii)コンテンツ分野 映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の世界的な情報発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構ほか関係省庁・機関等が行う支援事業や B to C の日本関連イベント等と海外において連携し、ジャパン・ブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を</p>	<p>(ii) 人材育成・活用支援 中小・中堅企業の海外展開の課題となっている若手人材育成のため、「イノベーション育成型」を追加した「国際即戦力育成インターンシップ事業」の受託・実施を目指す。また、日本の大学で学ぶ留学生など外国人の高度人材を中堅・中小企業での活用促進を図るべく、外国人の活用に関して先進的な取組を行っている企業の事例を紹介するセミナーを内閣府、厚生労働省、文部科学省等関係府省と連携して開催する。</p>		<p>含む 47 社・団体が拠点設立に成功した。</p> <p>アフリカ、南西アジアなど新興国 11 カ国で、低～中所得者層向け製品・サービスで新規参入を検討する日本企業 27 社の個別案件形成を支援した。海外に配置したコーディネーターを活用し、現地情報の収集やアイデアの検証、パートナーの発掘まで一貫してサポートし、JETRO がリストアップした現地パートナー候補の企業から支援企業が受注するなどの成果が出た。</p> <p>アフリカ・アジア 5 カ国から BOP ビジネス調査機関や現地小売市場に流通網を持つバイヤー、オンラインショップ経営者を招き、27 年 9 月に相談会と試験販売に向けた商談会を東京で開催した。ミャンマーでは 28 年 1～2 月、同国協同組合省の協力のもとヤンゴン管区内地方・農村の生活協同組合店舗で日本の 10 社 12 品目の製品の試験販売を、初の日本企業による取組として行った。売上結果により、地方・農村の購買力上昇を確認した。</p> <p>近代的店舗での売上が急拡大するナイロビでも 28 年 2～3 月、市内外のスーパーマーケットやキオスクなどで 8 社 20 品目の日本製品の試験販売を実施した。複数の現地輸入代理店の販路を活用して販売し、受容性の高い日本製品を確認・発掘する機会を設けた。</p> <p>ラゴス国際見本市及びダッカ国際見本市のジャパン・パビリオン出展企業を対象に、日本企業が単独で現地調査を行うことが難しいラゴスとダッカで、自社製品に対する現地消費者の反応を調査する「受容性調査」を実施した。</p> <p>(ii) 人材育成・活用支援 26 年度に続き経済産業省「国際即戦力育成インターンシップ事業」を海外産業人材育成協会と共に受託し、我が国の社会人・学生を開発途上国の政府系機関、業界団体、民間企業等へ派遣し、相手国との人的ネットワーク構築やインフラシステム案件の獲得、中小・中堅企業等の海外展開、グローバルリーダーに成り得る人材の育成に貢献する事業に取り組んだ。27 年度は新たに「イノベーション育成型」として、開発途上国での社会問題を解決しビジネスモデルを企画できる人材の育成にも取り組んだ。2 回の募集により応募のあった 168 名について厳正な選考と国内事前研修を行い、9 月以降 21 ヶ国の政府系機関・企業等で 124 名がインターンシップに参加した。</p> <p>関係省庁・団体と連携し、留学生など外国人の就職を支援する「外国人材活躍推進プログラム」を推進した。海外展開を目指す企業の外国人材活用を支援するため、留学生の雇用をテーマに関連施策や手続きにおける留意点等を説明するセミナーを開催。合わせて専門家による個別相談会、セミナー参加企業及び留学生との交</p>	<p>この点、新たに海外展開に取り組む中堅・中小企業の裾野拡大と成功のため、海外見本市といった商機や専門家事業等の支援ツールを組み合わせ、重層的かつ丁寧に支援したことが奏功し、通常海外展開経験のない中小企業が成約するのは困難なところ、量・質ともに顕著な成果をあげたため、S 評価とした。</p> <p><課題と対応> 貿易投資相談対応の質を高めるためにアドバイザーの適切な配置を行い、引き続き本部からの出張や TIC 活用をととして国内事務所へのサポート体制も継続する。法務・税務等の専門的な案件については、弁護士・税理士への業務委託を活用して対応する。28 年度からは TPP・EPA 専門のアドバイザーを配置し、相談件数の増加が予想される TPP・EPA 関連の相談に対応する。</p> <p>中小企業海外展開支援現地プラットフォームの活用促進のため、ファストパス制度との連携のもと、27 年度は国内各地域の金融機関等からの案件発掘を試みたが、28 年度は、新たに組織された新輸出大国コンソーシアムとの連携を図ることで、継続して案件発掘に取り組む。また、企業ニーズに応じた現地プラットフォームの新設を検討し、さらなる日本企業の海外展開支援を図る。海外展開を目指す中堅・中小企</p>	
--	---	---	--	--	---	--

<p>裾野の拡大と能力向上に資する事業を展開する。</p> <p>○海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。</p> <p>○知的財産権の取</p>	<p>展開する。また、海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。</p> <p>(iv)機械分野 工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階に応じた柔軟な支援を行う。また、技術力に比して海外シェアが低い分野や輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で高い国内シェアを持つ企業など、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。</p> <p>(v)環境・エネルギー、インフラシステム分野 政府の「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁及び関係機関とも連携しながら</p>	<p>(iii) 現地進出企業向け支援 既進出日系企業が抱える数々の操業上の課題解決支援を行う。進出企業からの相談については、職員及び「海外投資アドバイザー」が対応し、より専門的な知見を必要とするトラブル解決や相談等については、「法務労務税務等リテイン」や「中小企業海外展開支援プラットフォーム事業」等も活用し、現地の関係機関との連携を含めた総合的な体制を構築し、支援に取り組む。なお、プラットフォーム事業においては、コーディネーターの巡回型相談会開催、取引候補企業へのつなぎといった攻めの機能を付加させる。 海外でのビジネス領域拡大に向けて支援を求める日系企業に対し、ミッション派遣等による「在外日系企業の新興国への第三国展開支援」や日系企業の部品調達拡大、中国における自動車産業の販路開拓に資する「新興国に進出した日系企業の内販・調達等支援」を実施し、日系企業のビジネス機会拡大に貢献する。</p>		<p>流会を通じた、外国人雇用に関する個別課題の解決やマッチング支援も行った。</p> <p>(iii) 現地進出企業向け支援 海外投資アドバイザーや海外事務所で契約する法律事務所・会計事務所等を活用し、進出日系企業が直面するトラブルや貿易投資に関する相談に対応した。 既進出日系企業における、税務・法務や販路拡大に関する相談ニーズが強く、また新たに進出を検討する中小企業が多く見込まれる、マレーシア、香港、台湾の3ヶ所に、平成27年度に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を新設した。現地での法務、労務、税務への対応に加え、現地でのパートナー探しやマーケティングに関する相談対応を行うコーディネーターを配置し、現地の官民の協力機関と連携して、個別相談、マッチング支援への対応を一元的・重層的に行った。また、27年度には、商談会の開催時に併せた巡回型相談会の実施、取引候補企業とのマッチングを実施する等、コーディネーターの役割を強化した。 相手国政府への働きかけ等により、具体的な投資環境の改善を実現した。例えば27年3月に来日したラオス・トンシン首相(当時)に石毛理事長が、サービス分野の外資規制の緩和が他分野へも良い影響をもたらすと伝え、これをビエンチャン事務所がフォローした結果、27年5月に条件付緩和が実現した。また、27年4月にマレーシアで導入された物品・サービス税の還付遅延が日系企業のキャッシュフローを圧迫していることを受け、JETROの提案と関与により、8月下旬に日本人商工会議所がマレーシア財務省へ意見書を提出。その場での先方からの要請を受けて還付が遅れている日系企業リストも提出した結果、中小約10社を含む日系企業へ還付が実現した。 在外日系企業の新興国への第三国展開を目的として、28年2月にモロッコ投資環境視察ミッションを実施した。同ミッションにはフランスをはじめとした在欧州各国および中東等の日系企業33社42名が参加し、現地の航空機部品や自動車等の工場や輸出フリーゾーンの視察のほか、モロッコ商工業・投資・デジタル経済大臣への訪問やセミナーを通じて、現地の関係当局や企業とのネットワーキングの場を提供した。 中国における自動車産業の販路開拓支援および日系企業の調達支援のため、27年11月に「2015日系自動車部品展示会 at 広州モーターショー(JAPPE)」を開催した。日系企業78社が出展し、成約件数(見込含む)は176件、成約金額(見込含む)は約29億円の成果となった。</p>	<p>業に対する外部専門家を活用したハンズオン支援を実施するにあたり、より支援の効果を高めるべく専門家の質を担保するための管理手法の確立を図る。</p> <p>27年度に実施したTICADVのフォローアップ事業に引き続き、28年にケニアで開催予定のTICADVIの機を捉え、日本企業のアフリカでのビジネス展開への関心をさらに高めるとともに、アフリカの投資誘致機関の日系企業誘致にかかる機能強化を図る。</p> <p>(i) サービス分野 サービス分野では、国内の相談窓口を設置し、専門家を拡充してハンズオン支援の体制を整備する。また、世界各国で日本食ブームが起きている一方、日本の外食産業の進出が遅れていることから、外食産業を中心としたサービス産業ミッションを、過去に派遣実績のない有望市場である中南米、中欧、豪州等に派遣する。また、世界の消費市場を効果的に紹介するスタイルシリーズの作成都市を拡充する。経済同友会との連携においては、インバウンドの吸引力のある北海道において外食と観光を関連させた国際シンポジウムを開催する。 ヘルスケア分野では、27年度に中国10都市で実施した日中高齢者産業交流会を、日本企業、中国側の双方からの高いニ</p>	
---	--	---	--	---	--	--

<p>得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。～略～</p>	<p>ら、案件形成・発掘に向けた現地インフラ情報の収集、案件形成の段階から我が国企業が相手国政府関係者への関与を強めるための専門家派遣や現地要人の招へい、政策ニーズに応じた国内外でのセミナー開催等を通じて、我が国企業のインフラ分野の海外展開を支援する。</p> <p>環境・エネルギー分野においては、水処理、大気・土壌汚染対策等において、ニーズが顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開するとともに、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的とした事業を実施する。</p> <p>④海外進出段階に応じた継続的な支援 我が国企業の海外進出支援に際しては、海外進出の検討・実現、進出後の現地事業展開、第三国展開、さらには事業の再編など、進出段階に応じた継続的な支援を実施する。その際、他機関と連携しつつ、セミナー、ミッション派遣、専門家によるアドバイスやハンズオン支援、中小企業海</p>	<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。</p> <p>(i) サービス分野 アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせる支援する。日本企業の進出ニーズは高いものの、サービス産業の参入障壁の大きいASEANに対しては、経済産業省、経済同友会と連携し、シンガポールにてサービス産業国際シンポジウムを開催して日本のサービス産業振興や規制緩和に関わる政策提言を行う。</p> <p>ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図る。高齢化が進む中国では「日中高齢者産業交流会」を内陸も含む、地方都市で開催して日本企業のビジネスチャンスを拡大させる。ASEAN等においては、経済産業省、厚生労働省とも連携し、日本の健康長寿産業の優位性を示すべく、セミナーの開催、B to C 向けイベントなど複合的に展開する。また、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのあ</p>		<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 (i) サービス分野 国内外の専門家を活用し、海外市場情報提供からハンズオン支援まで、日本のサービス産業事業者による海外展開を決め細やかに一貫通貫で支援した。</p> <p>経済産業省、経済同友会と連携してのシンガポールでの国際シンポジウムの開催、経済同友会とのタイ、インドネシアにおける日本と現地の経営者を対象とした経済交流会の共催を通じて、日本のサービス産業振興や規制緩和に関わる開催国政府等への政策提言を行った。</p> <p>外食企業に対しては、ニューヨークとホーチミンで、食材・調理設備等の調達、商品の再現性、現地消費者の嗜好、コストなど実証するテストキッチン事業を実施した。また、ワークショップなどを通じ、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのある優れた中堅・中小サービス企業を発掘、支援した。</p> <p>ヘルスケア分野では、成都などの内陸都市含む中国の計10都市で商談会「日中高齢者産業交流会」を開催した。ベトナムとタイでは、経済産業省をはじめとする日本の関係省庁と連携し、消費者向けイベント「健康長寿広報展」を開催した。タイでは、日本の厚生労働省とタイ保健省が同展にあわせ健康長寿分野に係る会合を共催したことから、会合に参加した日泰政府関係者と出展日本企業とのネットワーキングの場を設け、官民双方に向け、制度・ビジネスの両面で日本の優位性をPRした。180件の成約（見込含む）があった。</p> <p>医療機器分野では「MEDICA」、「Arab Health」、バイオ医薬品関連では「BIO International Convention」、「BIO Europe」などの海外の主要見本市にジャパン・パビリオンを設置した。</p> <p>国内では大阪にてJETROで初めて医療機器に特化した代理店招聘を行い、国内外で中堅・中小企業の商談機会を創出した。</p>	<p>ーズに基づき同規模で実施する。</p> <p>(iii) コンテンツ分野 有望市場の北米での事業展開を拡充すると共に、市場の成長が期待されるASEANでの事業も継続する。特に北米では、日本の原作をハリウッドでPRするための事業、若手プロデューサーのハリウッドスタジオへの派遣や、現地プレイヤーと進出日系コンテンツ企業との情報交換、ネットワーキングの場を形成する事業などを行う。</p> <p>⑥クールジャパンの推進とジャパン・ブランドの発信 27年度にタスクフォースを設置して対応を検討してきた2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、オリンピック・パラリンピック推進課を新設。28年度は、日本のライフスタイルの世界への発信のためのジャパニーズライフスタイルの作成、観光誘客、復興支援・地方創生への貢献につながる海外VIPおもてなしツアーを実施する。また、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック開催に際しては、関係府省庁と共にジャパン・ハウスに出展し、対日投資やクールジャパン、産業観光の広報を実施する。</p> <p>⑧訪日観光客誘致への貢献 訪日観光と連動した産業観光事業で一定の成果が見られた</p>	
---	---	--	--	--	--	--

<p>外展開現地支援プラットフォームなどの支援サービスを企業の状況に応じて適時、的確に提供し、企業の海外進出の成功に向けて能動的に取り組む。</p> <p>また、市場の拡大が期待されており、我が国企業の関心が高まっているものの、ビジネス環境の面で課題が多い新興国等については、相手国・地域の状況に応じた事業戦略を策定しつつ、相手国政府・関係機関との連携や人的ネットワークの拡大、さらには、ビジネス環境の改善に向けた枠組みの構築などの支援体制の整備を進め、日系企業の円滑なビジネス環境を醸成する。</p> <p>さらに、途上国の低中所得者層を対象とした製品で新たに市場参入を検討している日本企業の個別ビジネス案件形成を目指す BOP/ボリュームゾーンビジネスの支援や、アフリカにおける拠点設立を目指す日本企業を支援するアフリカビジネス実証事業を実施する。</p> <p>⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p>	<p>る優れた中堅・中小サービス企業を積極的に発掘し、支援する。</p> <p>(ii) 生活関連分野</p> <p>日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界中から有力バイヤーが集い、かつ流行発信地である欧米先進国の見本市を活用した販路開拓支援の他、中国・ASEANで日本のライフスタイル製品の売り込みのため、個別商談会、モニタリング調査、マーケット調査、専門家による個別支援等を組み合わせた「キャラバン」事業など効果的な販路開拓を行う。</p> <p>(iii) コンテンツ分野</p> <p>映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海</p>	<p>(ii) 生活関連分野</p> <p>ファッション分野では「ミラノウニカ」(テキスタイル)、「Paris sur Mode / Premiere Classe」及び「TRANOI FEMME」(アパレル・アクセサリ)、デザイン分野では「NY NOW」、「メゾン・エ・オブジェ」、「アンビエント」等、欧米の主要見本市を中心にジャパン・パビリオンを設置。アジアでは「BEX アジア (建材)」、「コスモプロフ (化粧品)」に出展。延べ 331 社に対して出展支援を行い、成約件数 (見込み含む) は 4,904 件、成約金額 (見込み含む) は 27 億 6,098 万円に達した。</p> <p>また、中国 3 都市、アセアン 3 都市では、27 年 8~12 月に 6 都市にて商談会を開催した。6 都市での招致バイヤー総数は 1,203 社、商談件数 3,894 件、成約 (見込含む) は約 3.9 億円に達した。従来からバイヤーの関心を集め活発な商談があった美容・子供用品に加え、新たに消臭・抗菌製品、防災用品等に対しても高い関心が寄せられた。授乳服・機能性下着メーカーは、専門家によるアドバイスなど JETRO の各種支援を受けて初の海外販路開拓 (上海の百貨店での商品販売) に成功した。</p> <p>日用品・生活雑貨分野における初めての輸出実現に向けた新たな支援策として、28 年 1 月~3 月にかけて、商談スキルアップ支援、バイヤー招聘による国内商談会のパッケージ事業を東京、大阪で実施。具体的には、ワークショップによる情報提供、専門家による個別商談準備指導、英文プレゼン資料の作成支援等を行った後、アセアンを中心に 8 都市からバイヤーを招聘、商談マッチングを行った。参加した海外未経験の中小企業 39 社うち、14 社が初輸出を実現した。</p> <p>専門家による支援では、輸出計画の策定から商談支援、契約に係るアドバイス等一貫した支援を提供。7 名の専門家が 67 社に対して支援を行い、繊維・アパレルメーカー等による欧州カジュアルブランド、米国セレクトショップ等との成約や、香川の紙製ギフトメーカーによる欧州・アジアへの初輸出等を含め、成約 440 件、成約額約 2.5 億円を実現した。</p> <p>(iii) コンテンツ分野</p> <p>映画、アニメ、音楽、ゲームなどのコンテンツ各分野における海外の主要見本市にジャパン・パビリオンを出展し、日本のコンテンツ業界の海外展開を支援した。映画作品を販売する A 社は、初</p>	<p>ことから、地域が地場産業を核に外需を稼げるよう支援を拡充する。28 年度は地方広域観光ルート形成を目指し、東北、北関東、瀬戸内、九州等において、当該地域の伝統工芸品や食、農業を PR する産業観光事業を実施する。</p> <p>新たな輸出・投資等の海外展開成功社数の目標達成に向けて、海外未経験の中小企業、初めて海外展開に取り組む中小企業への支援を強化する。具体的には、海外からの代理店・バイヤー等招へいによる国内商談会の拡充、及び、商談会前の準備 (価格設定、プレゼンスキル向上等) に係る支援を強化等。</p> <p>27 年度に地域貢献プロジェクトを実施し、地域発、地元貢献、課題解決という流れと意識の浸透が一定程度図られ、事業成果についても徐々に表れてきているが、成果の本格的な普及には至っていない。28 年度は前年度実績を踏まえそれぞれのプロジェクトをさらに深化させると同時に、先行モデルとして事業成果をとりまとめたうえで効果的に普及・広報し、他地域における同様の取り組みを喚起することも目指す。</p> <p>28 年度はニーズの高い、海外での商標問題やブランディング、営業秘密対策について取り組みを強化し、今まで以上に海外ビジネスに直結する知財支</p>	
--	---	---	---	--

<p>相手国における我が国のプレゼンスを向上させ、将来的な日本企業のビジネス拡大、当該国と日本の円滑な通商政策に裨益するよう、相手国の産業・企業・人材等の育成支援や相手国の規制官庁等のキャパシティ・ビルディングなど、相手国政府や業界団体等との協力事業を展開するとともに、アジアの貿易振興機関やアフリカの投資誘致機関との交流・連携事業を実施し、相手国・地域政府との関係強化を図る。特に、アフリカにおいては、今後の「アフリカ開発会議(TICAD)」に向けて、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を着実に実施する。</p> <p>⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献</p> <p>国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際</p>	<p>外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の国内外の主要な見本市における海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。実施にあたっては、配信ビジネスの急成長などメディア市場の変化に対応し、海外の有力配信事業者とのビジネスマッチングに取り組む。また、作品の海外販売にとどまらず、メディア横断的な共同制作やリメイク、興行、キャラクタービジネスなど、川上から川下まで幅広いビジネスニーズを踏まえた事業を展開する。また、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)、他関係省庁・機関等が行う支援事業やB to Cの日本関連イベント等と海外において連携し、ジャパン・ブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を展開する。</p> <p>(iv) 機械分野</p> <p>工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階に応じた柔軟な支援を行う。また、新たに防災機器等、輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で輸出潜在力を有する企業等、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。</p>	<p>の海外見本市としてカンヌ・フィルム・マーケットへ出展、JETROから事前に商談や売込の方法、帰国後のビジネスメールの書き方、契約書の確認方法等のきめ細かなアドバイスを得て、台湾バイヤーとの契約締結に至った。</p> <p>日本最大のコンテンツ関連見本市「Japan Content Showcase」にて、映像コンテンツの配給会社に加え、動画配信関連企業や共同製作、リメイク等を目指すバイヤーを招聘して商談会を開催。さらに、「有料動画配信」サービスが活発化するタイミングを捉え、配信ビジネスを牽引するキーパーソンを招きセミナー「見えてきた動画配信マーケットの近未来」を開催し、最新動向に関する情報提供を行った。</p> <p>キャラクタービジネス分野では、キャラクターブランド・ライセンス協会と共に、香港国際ライセンスショーで日本のライセンスビジネスに関する広報展示を行った。</p> <p>日本レコード協会、経済産業省・MANGA Festival 実行委員会、および観光庁・日本政府観光局(国際観光振興機構)と連携し、バンコクで「JAPAN WEEKEND」を共催した。海外での活動拡大を目指すアーティストが出演したショウケースライブ、および、日本の音楽関連企業とタイのイベントプロモーターや音楽ビジネス関係者等とのマッチング商談会を通じ、日本のアーティストの海外展開を支援した。</p> <p>(iv) 機械分野</p> <p>工作機械・機械部品等の分野におけるアジアでの主要見本市である「MTA ベトナム」、「CIMIF」(カンボジア)、「METALEX」(タイ)、「Manufacturing Indonesia」、「IMTEX FORMING」(インド)の他、パリ、シンガポールで開催された航空関連専門見本市、及び米国「CES(ロボット、情報家電)」、「PITTCON(分析機器)」等の専門見本市においてジャパン・パビリオンを設置し、中小企業を中心とする日本企業の出展支援を行った。このほか、富山、金沢、諏訪、浜松等、国内各地で開催される産業見本市に合わせてアセアンを中心に37社のバイヤーを招聘、国内の出展企業との商談マッチングを実施。見本市、国内商談会、合わせて391社の商談支援を行い、成約件数(見込み含む)は1,377件、成約金額(見込み含む)は約92.6億円に達した。</p> <p>防災機器分野においては、東京で開催される危機管理産業展(10月)に合わせて、タイ・マレーシア等アセアン諸国他、メキシコやチリ等、9カ国からバイヤーを招聘。中小企業を中心に輸出未經</p>	<p>援を展開していく。</p>	
--	--	---	------------------	--

<p>ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。</p> <p>⑦ジャパン・ブランドの発信 農林水産物・食品の輸出促進、サービス分野やクリエイティブ分野の海外展開支援などを有機的に連携させて、海外におけるジャパン・ブランドの発信に取り組む。例えば、日本政府の参加機関として国際博覧会で日本館を出展するほか、経済産業省、在外公館、観光庁・独立行政法人国際観光振興機構、株式会社海外需要開拓支援機構、業界団体等の外部関係省庁・機関と連携しつつ、海外の有力展示会等においてオール・ジャパンでのパビリオンを形成するなど、相乗効果、訴求効果の高いジャパン・ブランドの発信に取り組</p>	<p>(v) 環境・エネルギー、インフラシステム分野 政府の「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、本部において、企業及び関係機関とのパイプを強化するとともに、重点プロジェクトとして継続的にその進捗状況をフォローする案件を特定し、常時情報収集に努め、必要な対応をするための体制整備を行う。 環境・エネルギー分野においては、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的に、環境プラントやエネルギー多消費型産業へ日本の技術や製品の導入を推進するために、専門家派遣によるプロセス診断と改善提案の実施や、日本の最新プラン</p>	<p>験企業 30 社を含む 59 社との商談マッチングをアレンジした。成約金額（見込み含む）は 7,213 万円となり、前年の 1,852 万円を大きく上回る結果となった。 専門家による支援では、輸出計画の策定から商談支援、契約に係るアドバイス等一貫した支援を提供。16 名の専門家が 111 社に対して支援を行い、採掘機の先端部に取り付ける部品メーカーのミャンマーへの輸出や自動装置メーカーによる欧州への輸出等含め、成約 220 件、成約額約 9.3 億円を実現した。 イランに対する金融・経済制裁の解除に向けたロードマップに関する合意がなされたことを受けて、11 月、テヘランにおいて「イラン自動車関連企業交流会」を実施。日本の自動車・自動車部品メーカー、化学メーカー、商社等、17 社・28 名が参加。自動車部品国際見本市や工場の視察、イラン企業や業界団体等との交流等通じて、市場情報の収集、企業との商談を行った。参加した日本企業からは、「情報の少ないイランについて、実際に現地で確認できたことは非常に良かった」、「自社では行きにくい現地自動車大手 2 社の双方を訪問、工場視察ができた。さらに両社を比較できたことが意義深かった」、「自動車産業の製造現場を見学でき、イランの実力を測れた」、「イラン産業貿易鉦山省とのコンタクト、イラン企業との面談が役立った」等のコメントが寄せられた。なお、28 年 2 月、本事業に参加した関西ペイントによるイラン再進出のニュースが報じられた。</p> <p>(v) 環境・エネルギー、インフラシステム分野 クアラルンプール、イスタンブール、ワルシャワ、ヨハネスブルク、マプート、アビジャンの 6 箇所において、現地事情に精通したインフラの専門家を配置し、現地情報収集を行うとともに、日本企業からの相談対応を行った（計 70 件）。特に、ワルシャワおよびマプートでは、専門家が中心となって、鉄道セミナーや港湾視察ツアーを企画・実施。また、プラハでは廃棄物、ブカレストでは水処理の専門家を配置し、プラハでは 43 件、ブカレストでは 38 件の商談アレンジを行った。 省エネルギーへの関心が高まりつつある南アフリカにおいて、電力を多量に消費する冷凍・冷蔵設備を有する現地有力食品メーカーに対し、11 月及び 28 年 2 月、当該分野に知見を有する専門家を派遣し、生産量に基づく最適冷却プロセスと、プラント運転時の機器の電力消費量の比較を通して、省エネ機器の導入提案を行った。 水事業での日露間協力の進展を受け 27 年 7 月、サンクトペテルブルク上下水道公社と「日本の水ビジネスと新技術」をテーマにセミ</p>		
--	---	---	--	--

<p>む。</p> <p>⑧ トップセールスを活用した海外展開支援の取組 総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスのPR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。</p> <p>⑨ 訪日観光客誘致への貢献 観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域産品の生産現場等の産業観光資源の情報を海外へ発信するとともに、自治体や業界団体等と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。 また、東京オリンピック等の開催を捉えた訪日観光客増加に貢献するため、発信力のあるインフルエンサー等の招へい事業や海外での観光展での広報事業を</p>	<p>ト等の紹介を目的に意思決定者層の招聘等を行い日本企業の営業活動を支援する。ASEAN 諸国からのニーズの高い水処理や中国での大気・土壌汚染対策等、ニーズが顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開する。</p>	<p>④ 相手国政府との関係強化に向けた</p>		<p>ナーを共催し、JETRO が派遣した大阪市建設局、広島県の水道事業運営会社、積水化学工業の技術者等が「日本の水ビジネスと新技術」をテーマに講演した。サンクトペテルブルク市副知事、エネルギー・インフラ整備委員会副委員長等から感謝・評価された。 タイでの廃棄物処理施設の案件受注を目指し、タイエネルギー省とセミナーを共催、136 名が参加した。JETRO が派遣した大学教授、清掃組合、廃棄物発電施設メーカーらが、日本の最新の廃棄物処理技術等について講演し、日本の廃棄物処理施設の有効性をアピールした。 インドネシア最大の水処理展「Indowater2015 (5 月)」で日本企業 11 社による出展を、また高品質な飲料水需要が高まるベトナムでも同様に 16 社による「Vietwater2015 (11 月)」への出展を支援した。上水道局関係者、工業団地運営企業、エンドユーザー企業等との商談を事前アレンジし、2 展合計で商談 1,201 件、成約(見込含む) 148 件、役立ち度調査で 4 段階中上位 2 項目が 100%を達成した。 PM2.5 対策関連法が整備され大気汚染対策関連技術・製品への関心が高まる中国で、日本から「中国国際航業博覧会」出展する 34 社・5 団体を支援し、商談 1,960 件、成約(見込含む) 196 件、役立ち度調査(4 段階中上位 2 項目) 100%を達成した。 電力が慢性的に不足し料金も割高なフィリピンで 27 年 9 月、フィリピン向けには JETRO 初の試みとして、省エネ関連製品・技術をもつ日本企業による視察と商談会を実施した。 日本がパートナーカントリーとなったニューデリーの「国際鉄道機器展(27 年 10 月)」では JETRO ブースを設け出展日本企業を PR した。さらに、日本政府(国土交通省、外務省、経済産業省)や鉄道関連団体らと日本鉄道セミナーを共催。インド鉄道大臣、山本順三 国道交通副大臣ら出席のもと、日本の鉄道関係者がムンバイ-アーメダバード間的高速鉄道の受注に向けて日本の技術の強み・優位性について訴えた。12 月の日印首脳会談で合意が発表された、高速鉄道での日本の新幹線方式の採用に貢献した。 28 年 2 月 29~3 月 2 日までの 3 日間、イラン・テヘランにおいて「環境ビジネス視察・交流会」を実施。石油省、エネルギー省等の関係省庁訪問、石油精製施設、発電所、下水処理施設の視察、環境関連専門展示会の視察を行った。商社、プラント・エンジニアリング会社、計測機器メーカー等 14 社 19 名が参加、参加企業からは、「ビジネスを具体的に進めるためのヒントを得ることができた」との謝意が寄せられた。</p> <p>④ 相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p>		
---	--	--------------------------	--	--	--	--

<p>実施する。</p> <p>⑩知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 外国出願費用の一部助成や模倣品対策の事業の実施など、我が国企業が有する知的財産権保護の支援を行うとともに、優れた知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るために、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた権利行使のための支援を行う。さらに、各国の特許庁や税関、地域の発明協会等と連携し、情報の収集・発信を行う。</p> <p>⑪イノベーションの推進、制度・ルールへの対応 「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国ベンチャー企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルールについて、海外の認証機関との連携等によって、的確に情報を収集し、情報提</p>	<p>協力事業等の実施 相手国政府の要請を踏まえた産業開発協力事業や相手国の発展に資する日本企業の進出支援に取組、相手国政府等との関係を強化することにより、日本の通商政策や企業活動の円滑化に貢献する。 アフリカ向けには、アフリカの投資誘致機関との間で発足させた「アフリカ投資誘致機関フォーラム（AIPF）」の機能強化を図り、関係国・地域の投資・企業進出を促進させるためのネットワークと位置づける。また、「第5回アフリカ開発会議（TICADV）」のフォローアップとして、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を実施する。 アジアの間では、二国間協力事業を実施する他、各国貿易促進機関との間で構築した「アジア貿易振興フォーラム（ATPF）」を通じ、民間企業の活力を取り入れながら貿易振興、投資促進、地域連携等の活性化を図る。それに加え、経済連携協定に基づきベトナムの裾野産業育成支援、インドネシアの金型産業育成支援及び自動車産業人材育成支援、タイの自動車産業人材育成支援等を実施するとともに、当該国政府等の要請に応じ、ベトナムの農業関連ビジネス支援、ラオスの伝統工芸産業育成や農産品・食品加工分野可能性調査、インドネシアの中小零細企業等の競争力強化支援等を行う。また、独立行政法人国際協力機構、国際機関、国内外の NGO 等との連携に努め、協働する。 途上国の輸出産業育成を支援するため、日本最大級の食品・飲料見本市</p>		<p>28年2～3月東京で、アフリカ主要8カ国の投資誘致機関が一同に会する「第2回アフリカ投資誘致機関フォーラム（AIPF）」を開催した。各機関のトップによる会議では、28年8月にナイロビで開催予定の TICAD VI で「投資」が主要テーマの一つとなるとみられることを踏まえ、JETRO、参加投資誘致機関、在京関係大使館が、日本企業がアフリカ・ビジネスを長期的に進める上での課題と解決方法等を議論。その結果、①「日本ーアフリカ・ビジネスカンファレンス」の定期開催、②各国投資誘致機関「Japan Desk」を設け JETRO に「Africa Desk」を設置すること、③「Japan Desk」運営に向けた JETRO による関連人材育成、について今後一層の協力を重ねることで合意した。 第1回 AIPF のフォローアップ事業として、ケニア投資庁とコートジボワール投資促進センターから実務担当者を日本に受け入れ投資誘致人材研修を実施し（27年7月および12月）、さらに28年2月には、第2回 AIPF 開催に合わせて参加投資誘致機関の日本企業担当候補者に対し JETRO と横浜市の投資誘致手法の研修や日野自動車の工場見学を行った。 27年5月、浜松で「アジア貿易振興フォーラム（ATPF）」事務レベル会合を開催した。ネットワーキング・レセプションも開催し、ATPF メンバーと鈴木浜松市長ほか自治体・企業関係者等が活発に交流した。さらに ATPF メンバーによる浜松市の有力自動車メーカーや食品メーカー訪問（産業観光）をアレンジし、同市の産業の魅力を PR した。8月に17の貿易投資機関が集ってコロンボで開催された CEO 会議ではオフィシャルロゴの制定、インフォメーションデスク新設と担当者の決定、サプライヤー・マッチング支援スキーム立ち上げに等で合意した。 日越経済連携協定に基づく同国裾野産業育成の支援として、ベトナムのサプライヤーと日系企業等とのビジネスマッチングを目的とした部品調達展示商談会を27年9月ベトナム・ハノイで開催した。 日インドネシア経済連携協定に基づく協力事業として、インドネシアにモールド、プレス、鋳造の3名の金型設計技術の専門家を派遣し、技術指導を通じた地場産業の人材育成を実施した。また、日タイ経済連携協定における協力事業である「タイ自動車人材育成機関プロジェクト」の一環として、自動車部品製造企業におけるタイ人トレーナー及びタイ人トレーナーを育成するタイ人マスタートレーナーの育成支援のため、現地で開催するセミナーへの専門家講師派遣を実施した。 27年12月、日本の農業関連製品等の導入を通じたベトナム農業の生産性・付加価値の向上への協力および日本企業の農業ビジネ</p>		
--	---	--	---	--	--

<p>供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。</p>	<p>に機構が途上国の企業等を取りまとめて出展する他、成田・関西両空港での「一村一品マーケット」の実施を通じて、日本市場への参入機会を提供する。</p>	<p>⑤地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献</p> <p>国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。さらに、我が国中堅・中小企業が、新興国等への海外展開に取り組む際に、海外見本市の出展経費の一部を助成することで、中堅・中小企業の海外展開の実現を促進する。</p>	<p>ス開拓支援のためミッションを派遣。ベトナム南北の計 6 省・市を訪問し、農場等の視察、現地企業との商談会・交流会等のビジネス交流を行った。</p> <p>ルワンダのイノベーション ICT ビジネスセミナーを、JICA と補完しつつ効率的に実施した。JETRO は会場提供、開催案内送付・受付、セミナー運営を担当したほか、ルワンダ含む東アフリカのビジネス動向について講演、役立ち度は 4 段階中上位 2 位評価の割合が 98%となった。</p> <p>日本最大級の食品・飲料見本市「FOODEX JAPAN2016 (3月)」へ途上国 25 カ国の 49 社・団体を取りまとめ出展した。会期後、キルギスの白ハチミツメーカーが日本の輸入会社と成約し、高級スーパーで販売が開始された。</p> <p>成田及び関西国際空港に常設展「一村一品マーケット」を設置。途上国製品の日本市場への参入機会拡大を提供した（成田店は 50 カ国、関空店は 52 カ国の商品を取り扱い）。同マーケットには、マラウイ天然資源・エネルギー大臣、モロッコ商工業・投資・デジタル経済省大臣顧問、マダガスカル農業大臣などの要人が視察し、約 8 万人が来場した。</p>	<p>⑤地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献</p> <p>「地方創生推進課」を新たな事業視点による地域経済活性化への具体的な貢献等を目指す「地域貢献プロジェクト」で地域発の案件形成を計 14 件支援。</p> <p>異業種の若手経営者 5 名からなる団体（福島県）のタイ市場向け商品開発および販路開拓支援では、タイ人の嗜好にあわせた商品開発および現地商談会におけるマッチング支援を経て初輸出に寄与。タイ向けの商品を選定する試食会開催から、わずか 5 カ月での初輸出に成功した。</p> <p>燕市、三条市、燕三条地場産業振興センター等と連携し、デザインを切り口としてシンガポール、マレーシアからバイヤー、デザイナー、美容師、シェフ、デザイン学校およびメディアを計 11 名招へい。包丁 50 本、有名美容師からのカスタムメイドの商品受注等の成果が商談会のその場で得られた。プロジェクト内容は、食などの観光情報とともに、インターネット TV や雑誌、数万人規模のフォロワーをもつ SNS 等によって広範に発信された。</p> <p>「海外展開のための海外見本市個別出展支援事業」では 261 社の中堅・中小企業を採択した。JETRO の他の支援ツール（セミナー、海外ブリーフィング、輸出有望案件支援サービスなど）も活用し、総額 90 億円強の成約金額（見込含む）をあげた。</p>		
----------------------------------	--	---	---	---	--	--

<p>⑥クールジャパンの推進とジャパン・ブランドの発信</p> <p>クールジャパンの推進に向けて、経済産業省、クールジャパン機構、関係省庁、業界団体等と連携し、ジャパン・ブランドの発信、個別企業の海外展開を支援する。特に、クールジャパン機構の支援案件、日系商業施設等と連携し、日本企業の輸出、進出につなげる。また、クールジャパン戦略推進会議への参加を通じ、オール・ジャパンの取組に貢献する。具体的には 2015 年 5 月開幕のミラノ国際博覧会への政府出展を円滑に実施し、世界的な食料や農業の問題に対する我が国の貢献のあり方等を提示するとともに、我が国の農水産品・食品及び食文化のアピールを通じて関連産業産品をジャパン・ブランドとして国際社会に広く発信し、我が国への観光誘致を促進する。</p> <p>また、2017 年のアスタナ国際博覧会における日本政府の参加機関として、幹事省の経済産業省と連携し、メインテーマ「未来のエネルギー」に沿った魅力ある出展を実現するべく、鋭意準備を進める。</p> <p>日本のブランドイメージが十分普及していない新興国市場等において、経済産業省、在外公館、独立行政法人国際観光振興機構等の関係省庁・機関と連携して、ジャパンフェア等の展示会を開催する。我が国の経済、産業、技術、観光等を紹介する広報ブース、業種横断的な企業ブースで構成されるパビリオンを出展し、オール・ジャパンでジャパン・ブランドを発信するとともに、我が国企業</p>	<p>⑥クールジャパンの推進とジャパン・ブランドの発信</p> <p>経済産業省、観光庁・日本政府観光局（国際観光振興機構）、日本レコード協会、MANGA Festival 実行委員会と連携し、「クールジャパン」と「ビジット・ジャパン」を推進するため、バンコクで音楽・漫画・観光の 3 イベントを同時期に近隣エリアで開催する「JAPAN WEEKEND」をオールジャパン体制で展開した。JETRO は音楽コンテンツの商談会を運営し、コーディネーターによるマッチング等でも貢献した。イベントの様子は、日本コンテンツの ASEAN 各国での普及拡大を狙って、クールジャパン機構の支援案件である「WAKU WAKU JAPAN」（シンガポール、インドネシア、ミャンマーで視聴可能な日本コンテンツの有料放送局）で放映された。</p> <p>異業種間の連携を謳うクールジャパン戦略推進会議（27 年 1～6 月）での議論を踏まえ、7 月にロンドンで開催された日本文化紹介イベント「Hyper Japan Festival 2015」に JETRO ブースを設け、日本各地の音楽フェスティバルおよび開催地の日本酒等の産品を紹介した。隣接会場で音楽制作者連盟等が開催したコンサート「JAPAN NIGHT」の会場でも日本酒 PR し、日本音楽や日本食への関心を高めつつ訪日観光を促進した。</p> <p>ジャカルタで初めて開催された日本ドラマの PR イベント「J-Series Festival in Jakarta 2015」（6 月、国際ドラマフェスティバル in TOKYO 実行委員会が主催）に合わせ、観光庁・JNTO 等と連携し、現地進出日系企業のサービス・商品およびインバウンド観光等を広報した。若年層をメインターゲットに総合的な「クールジャパン」の発信を行い、日本への関心を喚起した。</p> <p>浜野京理事（当時）がクールジャパン戦略推進会議の委員として全 6 回の会合（27 年 1 月～6 月、うち 27 年度開催分は 3 回で JETRO 取組み等を紹介、また同会議での議論を踏まえた「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」の作成に貢献した。</p> <p>「2015 年ミラノ国際博覧会」では、参加機関として日本館を運営し、日本政府代表として政府・自治体・民間企業と一体となってジャパン・ブランドの推進・広報に率先して取り組んだ。日本館では、「Harmonious Diversity -共存する多様性-」をテーマに日本の農林水産業や食、食文化の多様性を紹介。有数の人気パビリオンとなった日本館へは約 228 万人が来館し、6,169 件の関連報道につながった。自然と技術の調和が評価された結果、博覧会国際事務局主催のパビリオンプライズで、登録博覧会における初の快挙として金賞を受賞した。また、27 組 35 自治体・20 団体・3 官</p>	
--	---	--

		<p>のビジネス活動を支援する。</p>	<p>公庁がイベント広場へ参加し、27 知事・市長が日本館へ来訪した。JETRO はこうした各自治体による農林水産・食品、伝統産品、観光等のプロモーションを支援した。27 年 7 月 11 日には「ジャパンデー」を開催し、「東北復興祭りパレード」、イタリア初公演のきゅりーぱみゅぱみゅを初め日本を代表する古典・伝統芸能とポップカルチャーを披露した文化公演、国内外 VIP に日本の多様な「食」を堪能いただいた「ジャパンデーレセプション」等を行った。また、万博における初の試みとして、日本館第二の拠点「ジャパンサローネ」を 6～7 月にミラノ市内で開催し、官民一体で日本の食・食文化を紹介した。</p> <p>「食」がテーマのミラノ万博では、EU へ輸入できない日本産食材の持込みが特例で認められ、会場内での使用が実現した。例えば、かつおぶしが「UMAMI（うま味）」を引き出す重要要素として注目を集めた。また山口県のイベント（5 月）で紹介したフグは大きな話題を呼び、現地有力紙がこぞって報道した。さらに日本産豚肉が EU に初上陸し、日本館フードコートでトンカツとして提供された。</p> <p>日本産食材のイタリアへの特例での持込みに関して、通関事業者、イタリア税関・検疫所職員らはこれまでごく少量のみが取り扱われていた日本からの食品輸入実務に不慣れであり、かつ現場まで特例措置である旨が徹底周知されていないという課題があったため、JETRO は通関事業者およびイタリア税関・検疫所と密に連絡をとることにより、日本館レストランおよび地方自治体のイベントに使用する食材の通関を、個別具体的にサポートした。さらに特例で輸入した食材の余りについては会場外に出してはならず、指定された手順にて厳正に廃棄する必要があるため、レストラン事業者、自治体と現地保健所との間を取り持ち、また現場に立ち会うなどすることで、スムーズな廃棄を支援した。</p> <p>ミラノ万博へイベント参加した東北経済連合会とともに、ミラノで東北・新潟 19 蔵の日本酒を売り込むビジネスマッチングを実施。宮城県の酒造メーカーは、主力製品のイタリア向け輸出で成約。また、イタリアからトップシェフや食材輸入卸を兵庫県へ招へい、ミラノ万博へ出品された食材を中心に売り込み、成約見込み 6 件を達成した。</p> <p>29 年開催予定のアスタナ国際博覧会について、日本政府の参加機関として日本館の基本計画の策定などの準備を鋭意進めた。</p> <p>ジャパンフェア事業では、新興国の中でも特に日本企業の進出が途上段階にあって日本製品、ブランドの定着が乏しい国などで、日本の産業・製品・技術・サービス等を紹介し日本のイメージ・知名度を向上させることで、進出日系・日本企業のビジネス活動</p>		
--	--	----------------------	--	--	--

		<p>⑦トップセールスを活用した海外展開支援の取組</p> <p>総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスのPR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。</p> <p>⑧訪日観光客誘致への貢献</p> <p>観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域産品の生産現場等の産業観光資源の情報を国内外の有力な旅行関連の見本市を通じて発信するとともに、自治体や業界団体等と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。こうした取組の一環として、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、海外のメディアや旅行関係者、影響力のあるインフルエンサー等の招聘、ラグビーワールドカップ2015（ロンドン）に設置されるジャパン・パビリオンでの広報も実施する。</p>	<p>を支援した。また、関係機関とのパビリオン形成を積極的に行った。消費者PRに努める8社・団体の出展を支援した「アルジェリア国際見本市」では、開幕日にジャパン・パビリオンを訪れたセラル首相に対して直接、出展企業が展示品について説明した。また、サンパウロで開催された日本文化イベント「第18回フェスティバル・ド・ジャポン」へ、日伯修好120周年の記念年を捉えて他省庁、政府機関とともにオール・ジャパンで広報出展した。</p> <p>⑦トップセールスを活用した海外展開支援の取組</p> <p>政府要人や財界幹部が構成する経済ミッションが外国を訪問する際、政財界挙げてのトップセールスの場を提供した。27年10月の中央アジア3カ国を皮切りに、11月にトルコ、12月にはインドで安倍首相の訪問に合わせてビジネス・フォーラムを開催。首相を始めとする日本の政府関係者や企業が登壇し、約2,000名の現地ビジネス関係者等に対し日本企業の製品や技術力をアピールし、一層のビジネス拡大を呼びかけた。その機会にカザフスタンとトルコでは、JETROは各国のカウンターパート（カザフスタン輸出投資国家庁、トルコ対外経済評議会及び独立工業企業家協会）と、両者間の協力枠組みの構築を目的とした協力覚書を、日カザフおよび日トルコそれぞれの首脳立会いのもと締結した。</p> <p>⑧訪日観光客誘致への貢献</p> <p>国内外の有力旅行見本市への参加について、東京で開催されたB2Bインバウンド商談会「VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット2015」（9月、日本政府観光局（国際観光振興機構）主催、観光庁後援）にブースを設け、国内事務所で収集した海外訪問客の受入れに関心のある日本各地の産業観光情報を発信した。さらに上述イベントの一環で海外事業者バイヤー向けに実施されたファムトリップ（視察旅行）でJNTOと連携し、コースにJETROが紹介する産業観光施設が取り入れられた。また、日中観光文化交流団の訪中（観光業界関係者、自治体、経済界等から約3,000人が参加）に合わせJNTOが北京で主催したインバウンドイベント「ビジット・ジャパン・FIT トラベルフェア」（27年5月）で産業観光をテーマとする広報ブースを設け、富裕層向け旅行代理店や著名ブロガーらが、ものづくりを体験できる産業観光施設へ高い関心を示した。</p> <p>産業観光連携事業を、自治体と綿密に打ち合わせ（テーマ、どの国・地域からビジネス関係者やメディア等を招へいするか、招へい者をどこへ案内するかなど）、地元ニーズを踏まえ実施した。燕三条（金属加工等ものづくり、27年6月）、三重（食・美容・エ</p>		
--	--	---	---	--	--

		<p>⑨知的財産を活用した海外ビジネスの拡大</p> <p>(i) 知的財産の権利化・保護対策支援</p> <p>中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、外国出願支援による権利化支援を行う。また、冒認出願等により、現地で日本企業が訴えられるリスクを低減するため、海外展開前に商標の先行登録調査による支援を行う。</p> <p>侵害対策として、模倣対策・知的財産動向セミナーや資料作成による情報提供、相談対応を行う。さらに、流通経路や製造元を特定する、侵害実態調査による支援を行う他、権利行使の支援に加え、現地企業から権利侵害の訴え又は警告を受けた場合の係争費用も支援する。事業実施にあたっては、発明協会等と連携し、情報収集・発信を行う。</p> <p>海外においては、在外日系企業からの相談対応を通じ、意見集約を図り、各国政府に対する改善要望等を行う。また、各国の特許庁や税関など侵害発生国の政府機関等と連携し、真贋判定等のセミナー開催を通じて情報交換を行う。</p>	<p>ンターテイメント、28年2月-3月)、宮崎(フードビジネス、3月)、栃木(整理・清掃・整頓・清潔・躰の「5S」、3月)。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックに向けたオールジャパン体制での日本の魅力の発信の一環として、「ラグビーワールドカップ2015英国大会」(10月)に合わせ、ロンドン市内の特設会場で各省庁や政府系機関が連携し日本の観光地、食、物産、文化、技術などを紹介する「ジャパン・プレゼンテーション事業」が実施された。JETROは会場内で日本食と日本酒のセミナー、対日投資セミナーを開催し、また産業観光情報を発信した。</p> <p>⑨知的財産を活用した海外ビジネスの拡大</p> <p>(i) 知的財産の権利化・保護対策支援</p> <p>中小企業による海外での知財の戦略的な権利化の支援の一環として「商標先行登録調査」と「外国出願支援事業」を実施し、かかる費用の一部費用を助成した。海外における商標調査を49件実施(26年度から4件増)。「外国出願支援事業」については192件の応募を受け、161件を採択した(26年度から75件増)。</p> <p>知的財産動向セミナーを87回開催し、「模倣対策マニュアル(ロシア)」、「知的財産権侵害判例・事例集(韓国)」を更新してウェブへ掲載したことで、侵害対策に役立つ最新情報を広く発信した。27年度、知財権の権利化、活用、保護の一气通貫サポートが可能なよう部門体制を変更したことで、26年度比1.5倍の2,175件の知財に関する相談に決め細やかに対応した。</p> <p>海外で知財権の侵害を受けている我が国の中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路を特定し市場での販売状況等の情報を提供する「模倣品対策支援事業」について21件(19社)実施した(26年度から8件増)。また、27年度から、海外で現地企業から権利侵害の訴えや警告を受けた場合の弁護士への相談や訴訟準備にかかる費用を一部助成する「防衛型侵害対策支援事業」を開始し2件実施した。</p> <p>日本企業から寄せられた個別相談について、現地当局へ働きかけるなどして解決に努めた。例えば北海道庁等関連機関が韓国特許庁に異議申立をしていた「TOKACHI」冒認商標について、JETROソウルはJETRO北海道の協力の下、同国特許庁との間に立ち助言、証拠等調査や韓国語文書の翻訳等全面的に支援。結果、異議申立が認められた。また、ベトナムで模倣被害を受けた日本企業とともに現地当局を訪問した結果、当局により模倣品が摘発された。発明協会と相談対応や広報協力において連携した。</p> <p>JETROが事務局を務める「海外における知財権問題に関する情報交換グループ」および「国際知的財産保護フォーラム」の活動や</p>		
--	--	---	--	--	--

		<p>(ii) 海外展開支援事業と連動した知的財産対策・戦略</p> <p>機構の海外展開支援事業の参加企業において知的財産事業が横断的に活用されるよう取組を強化する。産業財産権（特許、商標、意匠、実用新案）を中心とした支援を推進するとともに、著作権保護、営業秘密対策の支援を求める声に応え、個別事業ツールの活用に加え、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）や日本知的財産協会（JIPA）等と連携し、対応を行う。</p> <p>⑩イノベーションの推進、制度・ルールへの対応</p> <p>「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国中堅・中小企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた支援も行う。さらに、海外の法的規制や基準・認証等の制度や企業活動に影響を与える市場のルールにつ</p>	<p>各国知的財産当局との連携等を通じて、知財権侵害の排除、模倣品取締りによる日本製品のビジネス機会損失の防止等、各種問題の解決に努めた。</p> <p>日本企業によるシンガポールでの特許権のより早期・円滑な取得のため、シンガポール知的財産庁（IPOS）と日本国特許庁（JPO）が国際調査報告・予備審査報告で相互に管轄国となるための準備に貢献した。具体的には、JPO が IPOS に対し前提条件として求めた日本企業（ユーザー）との対話の場を、JPO と JETRO が連携して、27 年 12 月に IPOS を招へいし東京・大阪でセミナーを開催し、また IPOS による日本企業訪問をセットすることで提供した。これらの計画を JETRO が早期に提案したため、提案後の 27 年 8 月に JPO と IPOS が相互管轄について合意した。</p> <p>(ii) 海外展開支援事業と連動した知的財産対策・戦略</p> <p>外国出願支援事業とジェトロ・イノベーション・プログラムについて一体的に広報を実施。外国出願支援事業に申請した企業に対しては、海外での権利活用を狙い、個別に同プログラム事業の営業活動をおこなった。</p> <p>展示会や商談会の参加企業に対し、出展者説明会等で知財保護の留意点を伝えるなど輸出促進事業と横断的に連携し、海外展開の「攻め」と「守り」の両面でのサポートに努めた。</p> <p>CODA の協力を得てロシアから知財政府機関等職員を招へいした際、連携して著作権関係の会議を開催した。JIPA とは IIPPF の各種事業で連携し、特に北京と広州への官民合同実務ミッション派遣の際には建議書等の作成などで協力した。</p> <p>⑩イノベーションの推進、制度・ルールへの対応</p> <p>「日本再興戦略（25 年 6 月、閣議決定）」で謳われたイノベーションの創出などの促進を強力に後押しするため、革新的な中小・ベンチャー企業によるビジネスモデル構築、資金調達、戦略的パートナー提携、商談を支援する「ジェトロ・イノベーション・プログラム」を新規に実施した。上半期は 2 回の募集で計 26 社を採択し、メンターや起業支援エコシステム活用した研修をシリコンバレーで実施した。さらに現地展示会に出展し現地大手企業等との商談会を開催した。下半期には、参加企業 7 社を対象にシンガポールで研修を実施し、シンガポール政府の協力を得てマッチングイベントを開催した結果、6 件海外展開成功を創出した。</p> <p>ルール形成・国際標準化分野では、有識者から意見を集め JETRO が取り組むべき具体的な事業を検討すべく、研究会を 6 回開催し</p>		
--	--	--	---	--	--

			いて、的確に情報を収集し、情報提供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。～略～		た。28年3月には、他国市場の規制・制度への働きかけや国際標準化に関心のある企業を対象に、「ルール形成戦略を活用したグローバル市場開拓」セミナーを大阪と東京で開催。グローバル市場におけるルール形成戦略の重要性を発信した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	我が国企業活動や通商政策への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、2、4～10号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0531

1-4

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
調査関連ウェブサイトの閲覧件数 (計画値)	年平均183万件以上	前中期目標期間実績：年平均約175万件	183万件	183万件	183万件	183万件			予算額(千円)	7,717,357千円		
(実績値)	—	—	250万件						決算額(千円)	7,900,879千円		
(達成度)	—	—	136.6%						経常費用(千円)	7,856,083千円		
政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数 (計画値)	年平均5,100件以上	前中期目標期間実績：年平均4,859件	5,100件	5,100件	5,100件	5,100件			経常利益(千円)	△229,767千円		
(実績値)	—	—	7,005件						行政サービス実施コスト(千円)	5,081,664千円		
(達成度)	—	—	137.4%						従事人員数	1,685人の内数		
役立ち度アンケート調査 (計画値)	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
(実績値)	—	—	93.4%									
(達成度)	—	—	116.8%									
【以下、アジア】	年平均282	—	282件	282件	282件	282件						

ア経済研究所の研究成果に係るモニタリング指標】 政策ブリーフィング件数 (計画値)	件以上																		
(実績値)	—	—	300 件																
(達成度)	—	—	106.4%																
成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数 (計画値)	年平均 75 件以上	—	75 件	75 件	75 件	75 件													
(実績値)	—	—	82 件																
(達成度)	—	—	109.3%																
成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果 (計画値)	4 段階中上位 2 項目が 8 割以上	—	80%	80%	80%	80%													
(実績値)	—	—	99.3%																
(達成度)	—	—	124.1%																
定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシーブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数 (ウェブサ	年平均 195 万件以上	—	195 万件	195 万件	195 万件	195 万件													

イト上での ファイルの ダウンロード 件数も含 む) (計画値)														
(実績値)	—	—	327 万件											
(達成度)	—	—	167.9%											
研究最終成果 の外部査読 (計画値)	5点満点で平 均3.5点以上	—	3.5 点	3.5 点	3.5 点	3.5 点								
(実績値)	—	—	4.4 点											
(達成度)	—	—	—											
国際機関や 海外の研究 機関との国 際共同研究 等の実施件 数 (計画値)	年平均7件 以上	—	7 件	7 件	7 件	7 件								
(実績値)	—	—	19 件											
(達成度)	—	—	271.4%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標／主な 評価軸（評価の視 点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
日本貿易振興機構 は、世界各地に展 開した拠点網、海 外の地域・産業等 に豊富な知見を持 つ人材、現地政 府・企業・研究機 関・国際機関等と のネットワーク、 アジア経済研究所 における地域研 究・開発研究の蓄	～略～以下の取組を 行う。その際、本部、 国内事務所、海外事務 所及びアジア経済研 究所は、相互に連携の メリットを活かして、 調査・研究等の機能向 上を図る。 ①我が国企業のビジ ネスの進展につな		<主な定量的指標> ・調査関連ウェブサイ トの閲覧件数：年平均 183 万件以上 ・政策担当者及び企業 関係者等へのジェト ロ事業や海外情勢等 に関するブリーフィ ング件数：年平均 5,100 件以上 ・役立ち度アンケート 調査：4 段階中上位 2	<主要な業務実績> 27 年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・調査関連ウェブサイトの閲覧件数：250 万件 ・政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海 外情勢等に関するブリーフィング件数：7,005 件 ・役立ち度アンケート調査：93.4% (関連指標) ・セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件 数：535 件 ・政府への情報提供件数：162 件 (モニタリング指標) ・政策ブリーフィング件数：300 件	<評定と根拠> 評定：A 【定量的成果】 3つの定量的指標のうち、お客様ニー ズの高い2つの指標（「調査関連ウ ェブサイトの閲覧件数」と「政策担当 者及び企業関係者等へのジェトロ事 業や海外情勢等に関するブリーフィ ング件数」）で120%以上を達成。本 小区分における3つの定量的指標の 評価比率を各33.33%とし、120%を	評 定	<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の 課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改 善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等 を行った場合には意見を記

<p>積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。</p> <p>○本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海</p>	<p>る調査・情報提供我が国企業のビジネスの具体的な進展につながるような、海外ビジネス情報を提供すべく、調査ニーズアンケート、貿易投資相談事例、内外顧客からの具体的な声などに基づき、調査内容を選定する。また、企業、自治体、団体などからの個別ニーズを踏まえた、海外ビジネス情報の調査・提供について、今後、積極的に対応を行う。</p> <p>その上で、本部、国内事務所、海外事務所は、公的機関としての中立的な立場と広範な海外ネットワーク、さらには、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、海外ビジネス情報を「広く、深く」調査し、出版物、ウェブサイト、セミナー・講演会、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて提供することで、我が国企業の具体的なビジネスの進展に寄与する。</p> <p>具体的には、海外の制度情報やビジネスコ</p>	<p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>(i) 企業・産業調査</p> <p>新興国における先進諸国企業の進出、新興国企業の海外展開など競合先(ライバル)企業のビジネス事例の調査を継続して実施する。新興国の地場企業の動向を調査し、その結果を我が国企業の提携先(パートナー)や対日直接投資の候補企業として活用する。</p> <p>機構の事業参加者を対象としたベンチマーク調査を、事業部門と連携のうえ、継続的に実施する。本調査を通じて新規に海外展開を図る我が国企業にとって有益な先行事例等を提供する。また、中国の消費者動向についての定点観測的調査を継続する。</p>	<p>項目が8割以上</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行うことで、具体的なビジネスの進展に繋げること。(関連指標:セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数) ・我が国企業及び国内外政府のニーズを踏まえつつ、政策提言等やそれに向けた調査、意見取り纏め、レポート作成等を十分に行い、国内外政府の政策立案等へ貢献すること。(関連指標:政府への情報提供件数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。 <p>【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】</p> <p>□政策的・社会的・経済的観点からの評価軸</p> <p>政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数:82件 ・成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果:99.3% ・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数(ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む):327万件 ・研究最終成果の外部査読:4.4点 ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数:19件 <p>その他の業務実績は以下の通り。</p> <p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>(i) 企業・産業調査</p> <p>欧米中韓などの企業の新興国ビジネス動向を調査した。例えば、インド進出ドイツおよびスペイン企業の現地幹部に、インド市場へのアプローチとビジネス拡大について聞いた。米国との関係を改善し注目を浴びるキューバでは、ビジネス環境とライバル企業動向を調査。インドネシアでも、地場のパートナー・ライバル企業の活動について情報収集した。中央アジアでは「韓国企業の活動」「競争と協業の舞台」をテーマに調査。中南米でポストブラジル・メキシコの最有力候補といわれるコロンビアについて、民間企業5社から講師を招き勉強会を東京で2回開催、また、現地調査を行った。エジプトでは、投資フリーゾーン庁と協力し、同庁が日本からの投資誘致戦略業種と定める5分野を参考に現地有力企業の情報を収集。成果は、日本企業によるパートナー探しの一助となるようJETROの各種媒体(特集や特別レポート含む)やウェブ、セミナーを通じ広く情報提供した。各調査の成果は、本部各事業部、国内外事務所と共有し、我が国企業の提携先(パートナー企業)等の候補企業探しの材料となった。</p> <p>27年7~8月の中国消費者調査の結果を発表した理事長定例会見(9月)の内容は、中国消費者の日本に対するイメージが改善された状況などが国内外の主要メディアで多数報道された。</p>	<p>達成した2指標の点数を4、100%を達成した役立ち度の点数を3として計算すると、区分の点数は</p> $((4 \times 33.33 \div 100) \times 2) + 3 \times 33.33 \div 100 = 3.67$ <p>のため、定量的成果はAとした。</p> <p>【定性的成果】</p> <p>(1) TPP 大筋合意(27年10月)直後から半年以内にTPPを活用するための企業向け説明会を国内外で合計100回(国内88回、海外12回)開催し、参加者は延べ6,523人(国内5,483人、海外1,040人)に上ったほか、主要都市で広域経済圏セミナーを開催し、経済連携の戦略的意義の理解を促進させた。また、アフリカ主要8カ国の投資誘致機関に「Japan Desk」を設置させることで合意するなど、通商政策に貢献した。</p> <p>(2) イランやキューバの情報変化に加えて、中国・天津での爆発事故などの突発的事象についても、機動的に企業向けの情報提供を実施した。</p> <p>(3) アジア経済研究所は、他機関と共同・連携研究を進めた。例えば、独自開発した経済地理シミュレーションモデルは、27年8月にマレーシアで開催された「第3回東アジア経済大臣会合」で東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)が提示した「アジア総合開発計画」の中で活用されるなど、目覚ましい実績を上げた。</p> <p>(4) さらに、ラオスの産業立地政策に関する提言書を作成するなど、外国からの依頼に応じた政策提言にも取</p>	<p>載するなど)</p>
--	---	--	---	---	--	---------------

<p>外事務所は、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。</p> <p>○我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガFTAなど世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活</p>	<p>スト、我が国企業の海外進出の状況など、我が国企業が海外展開を行う際に役立つ基礎的な情報を国・地域横断的に収集するとともに、ビジネス環境上の課題・問題点や現地ビジネスの成功・失敗事例の収集、分析等を行うことで、より付加価値の高い調査を行う。さらに、市場の特性や我が国企業に関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込んで、より深掘した調査を行う。例えば、新興国の市場開拓において、我が国企業のパートナーやライバルとなる欧米企業、新興国企業の経営実態や動向把握を充実させる。</p> <p>また、海外の経済・政治情勢を常時把握するとともに、急激な経済変動、政治変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与えうる突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ的確な情報提供を行う。</p> <p>この他、海外経済情勢等に関する講座の開設などを通じ、国際ビ</p>	<p>(ii) 国・地域別調査</p> <p>世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報及び世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化について、的確、迅速に収集し、ウェブサイト、出版物（定期刊行物、単行書）、セミナー、企業ブリーフィング等を通じて調査結果の成果普及を図る。新興国などの経済情勢やビジネス市場動向、開発経済学等を学びたい社会人、学生を対象に、アジア経済研究所とタイアップした講座を新たに開設する。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案への貢献や研究成果の普及状況 (モニタリング指標) ・政策ブリーフィング件数：年平均 282 件以上 ・成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数：年平均 75 件以上 ・成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上 ・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）について年平均 195 万件以上を達成する <p>□学術的観点からの評価軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況 <p>(モニタリング指標)</p>	<p>(ii) 国・地域別調査</p> <p>世界各国の国別・商品別貿易統計データを作成し、各国・地域間の貿易動向を詳細に分析して「世界貿易投資報告」にまとめた。27年8月には本報告をもとにセミナーを開催し85名が参加、役立ち度は4段階中上位2項目で100%を獲得した。</p> <p>海外調査部では29件のセミナーを主催した。海外ネットワークを活用し、最新現地情報、豊富な経済・統計データ、投資環境情報や他社のビジネス動向などを提供したことが評価され、役立ち度は4段階評価で上位2項目が96.4%を占めた。</p> <p>北米について「投資事例と州の取り組み」、「環境政策」、「中堅都市」をテーマに調査し、結果をJETROの各種媒体やウェブを通じ広範に情報提供した。さらに「対外経済制裁」をテーマに研究会を開催、35名が参加し米国によるキューバ、イラン、ミャンマーへの制裁の最新動向について意見交換した。</p> <p>中国について、「生産性サービス」、「日中貿易」「日本企業の対中投資動向調査」などをテーマに調査した。記者発表の内容は、国内外の主要メディアで転載・引用された。</p> <p>日本企業の海外ビジネスに一定の影響を及ぼし得る韓中／中台経済関係、韓国のFTA政策の動向を調査した。</p> <p>世界のルールセッターである欧州発の規制・標準の世界伝播について分野毎に調査し、また欧州進出日系企業に現地ビジネスにおける規制等について聞き、各々ジェトロセンサーの特集として取りまとめ、広く情報提供した。</p> <p>マダガスカル諸国の投資環境や、モロッコの主要フリーゾーンの投資優遇制度、進出企業の実態等を調査し、成果を広く公開した。</p> <p>日本企業の現地駐在員向けに中東・アフリカ地域の最新の政情・治安情勢を説明する安全対策セミナーを2回、ミュンヘンと東京で開催した。役立ち度は4段階評価で上位2項目がミュンヘンで100%、東京で98.8%と、高評価を得た。</p> <p>27年5～7月、JETRO海外調査部とアジア経済研究所は短期集中の夜間連続講座「JETRO-IDE Twilight」</p>	<p>り組んだ。</p> <p>以上の理由から、A評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、国内外の事務所ネットワークを活用し、ニーズに即した調査を行い、その成果の普及に努める。</p> <p>東京のみならず、地方の政・財界からのニーズに基づき、更なる成果発信を行うため、アジア経済研究所は本部、大阪本部と協力し、講演会・セミナー、アジア研フォーラム等を開催し、引き続き情報発信に努めるとともに、貿易情報センターとも相談・連携しつつ、成果発信の地方への展開を図る。</p> <p>アジア経済研究所は、新興国・開発途上地域の経済、政治、社会に対する専門家の集積により、第四期中期目標として定められた研究成果の最大化に取り組んでいる。更なるニーズに応えるために必要な人材の確保・育成および他機関との連携・協力等を強化するため、国内外において研究業績が顕著であり国際的に著名な研究者を高度人材型任期付研究員として活用し、その集積を図るとともに、当該研究員が有する研究ネットワークを活用し先駆的な研究成果の創出に努める。また昨年度設置された研究連携推進課が中心となり国際機関や海外研究機関との共同研究の推進に取り組む。</p> <p>効率的かつ効果的な情報発信を行うため、ウェブサイトの管理・運営を抜本的に見直すことが課題。そのため、28年度より、ウェブサイト運営を図書館に移管し、資料・情報の一元的な</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p> <p>アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。</p> <p>○アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。</p>	<p>ビジネスに携わる人材育成に寄与する。</p> <p>②国内外政府に対する政策提言 海外のビジネス環境に関する課題・問題点の分析に加え、機構が実施した各事業の現場で得られた我が国企業の海外展開に関する成果・課題等を分析し、国内外政府等に対して海外のビジネス環境の改善や我が国企業の海外展開の促進に向けた政策提言等を行う。 特に、世界の FTA、EPA 等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国が関わる経済連携については、交渉開始前、交渉段階、発効後などの段階において、研究会の開催、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言、相手国政府関係者との対話等の活動を行う。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p> <p>③アジア経済研究所における研究成果の</p>	<p>②国内外政府に対する政策提言 (i) ビジネス環境整備に向けた活動 「進出日系企業実態調査」、「日本企業の海外事業展開に関する調査」、「投資コスト比較調査」を継続して実施するとともに、貿易・投資に関する制度の調査や我が国企業の本社及び海外法人に対するヒアリング調査を行い、ビジネス環境上の課題を分析し日本及び各国政府に政策提言や情報提供を行う。 改善要望活動については各国政府に対して海外事務所が個別に行うものの他、進出日系企業で組織する機関などとの連携や、我が国が締結する EPA で規定されているビジネス環境整備委員会や二国間政府間協議の場を通じて行う。</p>	<p>・研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上</p> <p>□国際的観点からの評価軸 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>(評価指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況</p> <p>(モニタリング指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均 7 件以上</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>を計 16 回共催した。実務家や専門家、社会人等を対象に、発展途上地域の諸課題やビジネス上の問題を掘りして講演した。特性を活かして 2 コースを設け、アジア経済研究所が担当したアカデミック・コースへは金融、シンクタンク、メーカー等延べ 150 名が参加し、役立ち度は 4 段階中上位 2 項目 98.8%であった。JETRO が担当したビジネス・コースへは金融、シンクタンク、メーカー等延べ 155 名が参加し、役立ち度は 100%と高評価を得た。</p> <p>②国内外政府に対する政策提言 (i) ビジネス環境整備に向けた活動 「日系企業実態調査」を実施し、成果を米国各州政府へ提出した。また一部をスペイン語訳してラテンアメリカ統合連合事務局、南米南部共同市場事務局は提供したところ、関係国間の会合で参考にするとのコメントを得た。メキシコ大蔵公債省次官からも高く評価された。中東、アフリカ地域では設問設計を工夫した結果、現地政府（ナイジェリア、エチオピア）やアフリカ投資誘致機関フォーラム開催にあたり JETRO が招へいた各国投資誘致機関から大きな関心が寄せられた。日本でも政府が各種セミナーや会議において、またメディアも調査結果を引用するなど、高評価を得た。 「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」、および 68 カ国 117 都市で「投資コスト比較調査」を実施した。 アジア大洋州地域で日系企業が抱えるビジネス環境上の課題を、各国で設けられる現地側との官民合同対話等の機会を通じて相手国政府に改善を要望した。 ASEAN 地域全体及び国ごとの課題は、8 月にクアラルンプールで開催した ASEAN 日本人商工会議所連合会と ASEAN 事務総長との対話の際にも、現地商工会頭から改善を要望した。 28 年 2 月、パリにて日 EU・FTA/EPA セミナーを開催。在仏各国大使館等政府関係者のほか、エアバス、サフラン、アルセロール・ミッタル等主要仏企業が出席。日欧の第三国市場での連携や、共同策定したルールのグローバル基準化を容易にする EPA 発効の戦略的意義について日欧関係者間で理解を深めた。</p>	<p>発信を行う。</p> <p>研究機関としての国際競争力を強化するため、高度研究人材を発掘し、連携を深める。</p> <p>統合した図書館情報システムについて、効率的、効果的な運用を図る。 また、28 年度よりウェブサイト運営が図書館に移管されたことにより、政策やビジネスにも役立つ視点、分析枠組、付加価値の高いデータの発信を行うため、これまで以上にビジネスライブラリー課、大阪本部との連絡調整、連携を図ることにより、利用者サービスの向上及び図書館業務の継続的な効率化に努める。ウェブサイトについては、アクセス可能なコンテンツの拡充を図り、研究成果のダウンロード件数の目標達成を目指す。</p> <p>ERIA の国際的プレゼンスの向上に向けて、研究の新たな方向性を探るため、新たな 10 年に向けて、域内外の研究者と政策担当者を招いた専門家会合等を開催し、これまでの研究成果の普及を図るとともに、研究方針の方向性を定める。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

<p>○グローバルゼーションの中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化しており、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に 대응するため、アジア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果と政策提言を創出・提供する。</p> <p>○この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究</p>	<p>最大化に向けた取組 アジア経済研究所は、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカなど新興国・開発途上地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施する。その上で、中期目標において国立研究開発法人についての規定を準用して定められた目標を達成するため、研究マネージメント力を最大限に発揮し、(a) 人材の確保・育成、(b) 適切な資源配分、(c) 研究事業間の連携・融合、(d) 能力を引き出すための研究環境の整備、(e) 他機関との連携・協力を通じて、新興国・開発途上地域研究における研究成果の最大化に向けた以下の取組を行う。</p> <p>(i)政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献 我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、</p>			<p>メコン地域の開発に日本産業界の声を反映させるべく 22 年以来 JETRO と日 ASEAN 経済産業協力委員会事務局が共催する「日メコン産業政府対話」の第 8 回目をバンコクで行った。2010 年以来産業協力の基本戦略であった「日メコン経済産業協力イニシアティブ (MJ-CI)」を総括した。JETRO は第 3 回メコンビジネスニーズ調査を実施し結果を発表することで、日メコン政府による MJ-CI に代わる新基本戦略「メコン産業開発ビジョン」策定に貢献した。</p> <p>ロシアでの通関問題に関して、ジャパンプラブ会員企業へのアンケートを 27 年 6～8 月に実施。結果を 10 月に連邦税関局北西税関幹部に提示し、日系各社の疑問に対する回答を得た。また、11 月にモスクワで開催された第 2 回日ロ運輸作業部会（次官級会合）でも同結果をオレルスキー運輸省次官に示し改善を申し入れた。ロシアによる対トルコ制裁の影響で日系企業の輸入貨物にも遅れが生じたため、在サンクトペテルブルク総領事館と協力し北西税関幹部に事態改善を求めた。</p> <p>モロッコでは 27 年 4 月、進出日系企業間で定期的に意見交換する「日系企業連絡会」を事務局となって立ち上げ、モロッコ経済財政省、産業・貿易・投資・デジタル経済省、外務・協力省、投資開発庁の担当者も交えた意見交換会を 2 回開催した。トルコでは、進出日系企業が抱える課題を聞き取り、ジェットロセンサー 10 月号の特集として紹介した。また、トルコ進出第三国企業の成功事例を調査した。エジプトでは日本経済委員会経由で相手国政府に行政手続きの改善などを提言した。</p> <p>南アフリカ進出日系企業が抱える課題・障壁事項をアンケート調査で明らかにし、南ア政府との交流を通じて改善を促す「ロビイング事業」を実施した。また、9 月には現地で日本の活動を PR するセミナーを計 4 回開催し、南アの要人や政府機関・教育機関等に対し、我が国の産業・企業活動への理解促進を図った。特に 200 名以上の参加者を集めた「ジャパン・セミナー」では、役立ち度で 4 段階中上位 2 項目が 100% に達した。さらに現地の第三国（インド、フランス、中国等）の商工会議所との交流会を実施し、日本商工会議所のネットワーク作りにも貢献した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>を行うとともに、「開発研究」は新興国等の成長戦略やグローバルゼーションに伴う課題に重点的に研究する。</p> <p>○アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じ</p>	<p>新興国等の成長戦略やグローバルゼーションに伴う課題に重点的に取り組む。開発途上地域の現地情勢・現地語に精通した経済学、政治学等の多様な分野の研究者の集積、国内外の研究ネットワークを最大限に活用して、現地の政府、経済界、社会のニーズを掘り起こしつつ、政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果と政策提言を創出する。その際、本部署、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応する。また、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げ、アフリカ開発会議(TICAD)を通じた協力に関心が高まるアフリカについての研究を重点化する。</p> <p>内外の政策ニーズを先取りした即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施するほか、政策担当者等への研究成</p>	<p>(ii) 経済連携調査</p> <p>世界のFTA、EPA等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言を行う。加えて、米国・ワシントンDC及びメキシコで開催予定の「アジア太平洋広域経済圏セミナー」やアジア域内でのRCEPセミナーを通じ、引続きアジア太平洋広域経済圏形成における日本の立場・貢献について情報発信に努める他、日EU・EPAの交渉を支援するため、欧州において「日EU・EPAシンポジウム」を開催する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを日本企業に還元するための普及・活用促進を目的とした情報提供を行う。</p> <p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組</p> <p>アジア経済研究所は、国立研究開発法人の「研究開発の最</p>		<p>(ii) 経済連携調査</p> <p>27年6月、政策決定者や研究者が参集するワシントンDCと、日墨EPA発効10周年の機を捉えてメキシコシティでセミナーを開催、東アジア経済統合の実態と日本の貢献を伝えるとともに、TPPの重要性に言及し中南米を含む幅広い国々の参加を促すことが重要とのメッセージを発信した。日本、中国、ASEAN、米国/メキシコの有識者が、アジア太平洋地域における経済統合の進展状況、課題と展望、日米/日墨の役割などについて議論した。</p> <p>27年11月にジャカルタで「日本インドネシア経済連携促進セミナー」を、「日インドネシア文化経済観光交流団」の併催イベントとして開催した。団長である二階俊博・日本インドネシア国会議員連盟会長(自民党総務会長)ほか、団員である日本の国会議員を来賓に迎え、インドネシア政府・企業関係者、同国でビジネスを展開・検討する日本企業、日本政府関係者、および両国報道関係者など約500名が来場した。日本側経済産業大臣とインドネシア側商業大臣がスピーチし、両国間の経済貿易関係の強化に向け意見交換が行われた。</p> <p>27年5月、宮本副理事長(当時)、在欧事務所長、日EU・EPA交渉担当官がパリで交渉の進捗状況について情報共有し、JETRO事務所による交渉支援のための活動内容の検討を行った。28年3月にも在欧事務所長と交渉担当官がブリュッセルに集い、交渉の進捗状況及び欧州各国の政府・産業界の論調を共有した。</p> <p>27年10月のTPP大筋合意以降、TPP活用のための企業向け説明会を国内各地で88回開催した。また、海外でも米国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、メキシコ、ニュージーランドにて日系企業向け説明会を計12回開催した。</p> <p><アジア経済研究所></p> <p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組</p> <p>アジア経済研究所では、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究成果の最大化その他の業務の質の向上」に向け</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>て、研究プラットフォームを提供する。～略～</p>	<p>果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。</p> <p>(ii)先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出国の研究機関としての特性を活かしながら、多様な研究者の集積と国内外の研究ネットワークを活用し、先駆的かつ大学・企業等では実施しがたい研究成果を創出する。具体的には、空間経済学に基づきアジア経済研究所が構築した「GSM」(経済地理シミュレーションモデル)の地域的拡張や応用に取り組み、国際機関、外国政府等に対する政策提言に活用する。また、アジア経済研究所が長年培ってきたアジア国際産業連関分析を基礎として開発した「付加価値貿易分析」の普及と応用に取り組む。</p> <p>さらに、グローバルバリューチェーン(GVC)に世界的な関</p>	<p>大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定が準用されることになったことに鑑み、①人材の確保育成、②適切な資源配分、③事業間の連携・融合、④能力を引き出すために研究開発環境の整備、⑤他機関との連携・協力といった課題を踏まえ、研究成果の最大化を目指すべく、以下の取組を行う。</p>		<p>て、特に以下の取組を行った。</p> <p>1. (IDE-GSM) の活用 空間経済学に基づき、アジア経済研究所が開発した経済地理シミュレーションモデル(IDE-GSM)を用いた研究について、上海社会科学院との共同研究により研究内容を深化させ、その研究成果については、同院と共同で国際シンポジウムを東京で開催し普及に努めた。</p> <p>27年3月、ラオス・トンシン首相(当時)が石毛理事長にラオスの産業政策に関する政策提言依頼を表明したことを受けて、アジア経済研究所では政策提言研究会「ラオス経済産業貿易開発ビジョン」を発足させ、IDE-GSMを用いた研究を実施し、JETROと共同で政策提言書を作成した。報告書は同年7月に石毛理事長がトンシン首相(当時)へ手交し、同首相から高い評価および政策提言を普及するセミナーの開催依頼が寄せられた。これを受け、9月にビエンチャンでラオス政府の政策担当者ら54名を対象にセミナーを開催、前半はビジネス環境整備やサービス自由化、投資手続き簡略化、都市圏規模の拡大、人材育成について講演を行い、後半はクローズドのパネルセッションとしてラオス側パネリストも交えて議論を行った(お役立ち度4段階中上位2項目が100%)。セミナーでは、ブンタビ計画投資副大臣が自国の次期国家社会経済開発計画にJETROの政策提言を織り込むことを表明し、以降ビエンチャン事務所が中心にこれをフォロー、ラオスの産業政策作りに貢献した。</p> <p>2. 付加価値貿易分析(GVC)研究 国際産業連関表を用いた付加価値貿易分析では、米国や中国の学術機関のみならず、WTO、ADBといった国際機関との連携により、研究の深化、成果の最大化を図った。また、中国経済貿易大学等とワークショップ「付加価値貿易分析・発展途上国への展開」を北京で共催し、また名古屋大学と国際シンポジウム「中国・日本と激変するアジア経済」を名古屋で共催し、研究成果の普及に努めた。</p> <p>3. 地域研究(中東) 中東研究では、英国王立国際問題研究所(チャタム・</p>		
------------------------------	--	--	--	---	--	--

	<p>心が高まる中、付加価値貿易をはじめとする最先端の研究をリードするため、GVC研究拠点を整備する。</p> <p>(iii)国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA等の国際機関や新興国・開発途上地域を含む海外の大学・研究機関等との共同研究を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、世界への知的貢献を目指す。特に、ERIAについては、ASEAN 経済共同体 (AEC) 設立など東アジアの経済統合に向けた知的貢献のため、共同研究や研究支援を推進する。また、これら業務に研究事業の高度化を担う研究マネジメント人材を重点的に配置していく。</p> <p>(iv)成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等</p> <p>研究成果は、出版、国際シンポジウム・セミナー開催、ウェブサイト等を通じて、政策担当者、メディア、経済</p>	<p>(i) 研究事業</p> <p>政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施し、政策担当者等に対する研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。アフリカ開発会議 (TICAD) を通じた協力に関心が高まるアフリカの経済、混迷を深める中東情勢を分析する政策提言研究をそれぞれ立ち上げる他、付加価値貿易、ビジネスと人権、中所得国の産業高度化などの課題に取り組む。</p> <p>また、政策に資する分析研究として、国際機関や国内外の大学・研究機関との間で連携研究を推進する。経常分析研究としては、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカの政治経済動向の分析を行い、その成果を定期刊行物とウェブサイトで発信する他、</p>		<p>ハウス) と連携し、「アラブの春」以降も混迷を深める MENA 地域における各国・地域の最新情報を提供するセミナーを3年連続で開催した。27年度「中東・北アフリカ地域の情勢とリスク要因・不安定化の底流をなす『食糧』と『人の移動』」と題して開催した。セミナー (@本部) には、省庁や企業から96名が参加、お役立ち度上位2項目の合計100%と高い評価を得た。なお、同連携の成果は28年度にはポリシー・ブリーフとして広く活用される。</p> <p>(i) 研究事業</p> <p>「政策提言研究」</p> <p>中国の自由貿易試験区の経済的影響や、中東政治の現状分析、ラオスの産業育成政策、新興国市場におけるビジネスと人権等にかかる研究成果について、経済産業省、外務省等の省庁の他、新興国政府等からの要請に基づいて、政策提言研究7研究会を実施し、その成果については中央省庁に対して141件のブリーフィングを行った。また、「ビジネスと人権」研究会では28年度政策経費を要求し、予算を獲得した。</p> <p>「政策提言に資する分析研究」</p> <p>重点研究：重点テーマ「アフリカ地域研究」「GVC研究」「新興国・開発途上国における包摂的成長と不平等に関する研究」に14研究会の調査研究活動を実施。</p> <p>「経常分析研究」：アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカの各地域についての政治経済動向の分析を行うため4研究会の調査研究活動を実施。成果は「アジア動向年報」他としてとりまとめた。また継続的なデータ構築・モデル分析を行う「経済地理シミュレーション・モデル (GSM) に基づく研究」を実施。機動研究：「ASEAN 共同体の完成と今後」、「ミャンマー新政権」等5研究会の調査研究を実施。</p> <p>連携研究：「台湾のシリコンバレー活用型イノベーション政策：展開と含意」(連携先：台湾経済研究院)、「地方創生と国際化イノベーション」(連携先：北陸AJEC) 等3研究会の調査研究活動を実施。</p> <p>「政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究」</p> <p>調査研究方針「経済発展メカニズムへの理解を深め</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>界、国民各層に対して提供する。アジア 24 カ国・地域を対象とするアジア動向分析事業を実施し、その成果を『アジア動向年報』（年刊）及びウェブサイトで提供するほか、アフリカ、中東、中南米の地域別の雑誌発行（ウェブ版を含む）を通じた成果普及を行う。また、新たに国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。開発専門家育成のため開発スクール（IDEAS）を運営しアジア経済研究所の途上国開発に関する研究成果の蓄積を活用して開発専門家育成を行い、アジア・アフリカ諸国の行政機関等から将来の政策立案を担う研修生の受入を通じて途上国政府の政策立案・実施機能の向上に貢献するほか、開発協力を担う日本人開発専門家の養成を図る。特に、平成 25 年から始まったアフリカ諸国からの研修生受入を海外事務所等の協力を得ながら拡充する。また、日本国内及び海外でのフォローアッ</p>	<p>GSM（経済地理シミュレーションモデル）の地域的拡張や応用に取り組む。また、「食品安全規制と貿易」、「付加価値貿易分析の普及と応用」などの研究課題、「GVC 研究拠点の整備」などに取り組む。さらに、開発途上地域の緊急発生的な事態や国際情勢の変動など国内外で関心の高い問題に迅速に対応する機動研究を時宜に応じて実施する。</p> <p>この他、最新の学術研究動向の把握、産官学のニーズ把握を踏まえ、政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究を実施する。</p> <p>(ii) 研究成果の発信・普及 出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに応じた成果の普及を図る。政策立案、ビジネスの企画にアジア経済研究所の研究成果、リソースを反映させることを目的に、政府・主要企業の中堅幹部、メディア等の政策形成に影響力のある層を対象とした情報提供を積極的に行うとともに、ポリシー・ブリーフの作成等を行う。</p> <p>ウェブサイトを活用して、時宜にあったテーマ、内容を念頭に、政策やビジネスにも役立つ視点、分析手法、付加価値の高いデータなどに重点</p>		<p>る」、「政治的安定と社会発展の諸要因を探る」に即し 41 研究会の調査研究活動を実施。</p> <p>(ii) 研究成果の発信・普及 政策担当者に対してポリシー・ブリーフの発行および政策ブリーフィングを行った。</p> <p>産官学を含む一般に対して、時宜を得たタイミングで、開催地、開始時間等を工夫して国際シンポジウム、セミナー、講演会等を開催した(82 件、満足度 99.3%)。特に米国とキューバとの歴史的な関係改善を受けたキューバに関する講演、最近非常に関心の高いミャンマーについての総選挙結果を分析する専門講座をいち早く開催した。</p> <p>学界に対しては、東京大学、名古屋大学、大阪大学、長崎大学等の大学と協力して、セミナー・講演会を開催し、学術的観点からも社会に還元・普及した。</p> <p>国際的な情報発信として、世界銀行、英国王立国際問題研究所、上海社会科学院等と協力して 5 回の国際シンポジウムを開催した。</p> <p>また、日本語や英語の単行書や雑誌を出版するとともに、学術的研究に基づいた知見を、ウェブ等の媒体を通じて積極的に発信した（研究成果の閲覧件数 327 万件）。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>プ研修を通じて、開発途上国政府等における IDEAS 研修生ネットワークの拡充・活用を図る。</p> <p>アジア経済研究所は、開発途上地域についての世界有数の専門図書館であるアジア経済研究所図書館（蔵書 65 万冊）を中核とする知識インフラを提供する。貴重資料や研究所出版物の電子提供等の拡充を通じ</p>	<p>を置きつつ強化してゆく。研究成果を広く普及するための取組として、アクセス可能なコンテンツの拡充を図る。また、国内外におけるシンポジウム・講演会等の開催、学会及び学術雑誌での論文発表、出版活動等を積極的に行う。新たな試みとして、国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。セミナー・講演会については、大阪での夏期公開講座の実施など国内外各地域及び各界のニーズに対応する。国内外の講演会等の開催にあたっては、アジア経済研究所の研究者と本部の調査担当者がともに講師を務めるなど、本部及び国内事務所との連携を強化するとともに、機構が有する広範なネットワークを活用し、機動的に実施できるように連携を強化する。</p> <p>賛助会員を対象としたフォーラムの開催、研究出版物の送付、オンライン閲覧による最新データベースの提供など賛助会員を通じた研究成果の発信・普及に努める。</p> <p>(iii) 研究交流・ネットワーク・人材育成 アジア経済研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献及び成果普及の一環として、理論の理解と実践能力を兼ね備えた日本人開発専</p>		<p>(iii) 研究交流・ネットワーク・人材育成 アジア開発銀行（ADB）、対外経済貿易大学、台湾商業発展研究院と包括的研究交流協定（MOU）を締結。特に ADB については、国際共同研究として政策提言研究（付加価値貿易分析－発展途上国への展開（III））において論文を共同執筆した他、ADB の招へいにより、マニラにて、ADB 主催国際カンファレンス ” Labor Markets in Asia: How Trade,</p>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>て資料の活用と利便性の向上を図るほか、資料展・講演会等の実施や図書館共同利用制度を通じて大学・研究機関の図書館等との連携を強化する。</p>	<p>門家の国際機関等への輩出、及びアジア・アフリカ地域の開発途上国の行政機関又は公的機関の人材育成を目的に、開発スクール(アイデアス: IDE Advanced School)を運営する。特に新アフリカ戦略に基づき開始したアフリカ諸国の「研修生」の受入を拡充する。</p> <p>アジア経済研究所の情報収集・分析能力の強化のため、開発途上国・地域の研究機関・大学並びに欧米等の開発途上国研究機関へ海外研究員を派遣する。また、地域研究及び開発研究の内外の専門家を海外客員研究員・開発専門家等として招聘する。国際機関、国内外の大学・研究機関との研究連携を推進し、国際学会における研究報告、国際機関等におけるアジア経済研究所セッションの開催などを通じて、研究ニーズ把握、研究ネットワーク拡充及びアジア経済研究所の認知度向上を図る。また、研究マネジメント機能の高度化等を通じて研究事業間の連携を促進する。</p> <p>(iv) アジア経済研究所図書館 アジア経済研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料（電子媒体を含</p>		<p>Technology, and Regulations are Shaping Asia's Quest for Good Jobs”にて、研究員2名が研究成果を発表。</p> <p>経済協力・開発援助の現場において高度な専門性を持って活躍できる専門家の育成を目指す開発スクール (IDEAS) 事業を展開。日本人研修生14名・外国人研修生アフリカ5名を含む18名(中堅の行政官を対象)に半年から1年の期間研修を実施。また、2月には外国人研修生で、研修終了後10年以上経過を対象にフォローアップ研修も実施し、研究交流・ネットワークの促進に努めた。</p> <p>27年8月、リサイクル産業の育成に携わるアジア地域の行政官向け研修プログラムをデザインし、実施した。</p> <p>海外客員研究員5名(中国2名、台湾、ブータン、ポーランド各1名)、国内客員研究員2名(亜細亜大学、慶應義塾大学)、開発専門家2名(オーストラリア、中国)、海外短期訪問研究者3名(中国2名、台湾1名)、特別招へい専門家1名(フランス)を受け入れた。開発途上地域に係る研究の質的向上、深化が図られた。</p> <p>(iv) 図書館事業 新興国・途上国の資料収集センターとしての役割を果たすべく、利用者の利便性を高め、メンテナンスの効率化を図るため、新たな図書館情報システムを構築し、28年度から稼働させた。</p> <p>また、大学図書館と連携し、資料の共同利用制度の充実を図るとともに、情報発信を目的として、連携相手機関(一橋大学附属図書館、千葉大学附属図書館、お</p>		
--	---	--	--	--	--	--

		<p>む)を収集、整備、提供する。非来館利用者の利便性を高めるために、ウェブサイトを通じた資料情報の提供、及びアジア経済研究所出版物デジタルアーカイブ(AIDE)や学術研究リポジトリ(AARRIDE)等の学術情報データベースの拡充を行う。また、企画資料展の実施や図書館共同利用制度を通じて図書館の利用促進を図る他、大学図書館等でアジア経済アジア経済研究所の研究者が著作について語る講演会を実施する。</p> <p>(v) ERIA 研究 ポスト ASEAN 経済共同体時代における更なる東アジアの統合に向けて活動する東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)への研究支援を強化し、新たな ERIA 支援を推進する。 メコン地域におけるマイグレーション及び越境輸送円滑化などをテーマとした ERIA との連携研究等を通じ、さらには GSM などのアジア経済研究所の知見を最大限活用することによって、東アジアサミットや ASEAN 経済大臣会合等の場で各国首脳・閣僚を含む政策当局に提言を行うことを要請されている ERIA の政策研究プロジェクト遂行に貢献する。また、これらの研究プロジェクトの成果を踏まえ、ERIA</p>		<p>よび東京大学駒場図書館)と講演会を共催し、アジア経済研究所図書館の認知度向上と利用促進、関係機関との連携拡大に取り組んだ。</p> <p>(v) ERIA 研究 アジア経済研究所が独自開発した経済地理シミュレーション・モデル(IDE-GSM)は、ERIA が策定した「アジア総合開発計画(CADP2.0)」に活用されており、「第3回東アジア経済大臣会合」(27年8月、マレーシア)において報告された。 ERIA と共催で「グローバリゼーションと公正な発展」に関する国際会議(26年4月、ジャカルタ)を開催したほか、日 ASEAN 域内外の政策当局や研究者とともに域内課題を議論する「ERIA/JETRO and GOJ Dialogu」(28年3月)を開催した。 ・研究機関ネットワーク会合を2回開催(26年7月バンコク、27年1月クアラルンプール)した。第一回会合において RIN Statement “AEC 2015 and Beyond: Community Building through Deepening Regional Economic Integration” がとりまとめられ、ERIA に報告された。 バンコク研究センター研究者が東アジア情勢講座としてカンボジア及びミャンマーにて計3回、成果普及のための講演を行った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

		<p>との連携によるカンファレンス、セミナーなどを開催し ERIA 研究成果の普及を図る。</p> <p>加えて、16 カ国の政策研究機関からなる研究機関ネットワーク会合（Research Institute Network Meeting）の事務局としての役割を果たすとともに、各機関の代表者の意見を取りまとめ ERIA にインプットすることにより、ERIA の遂行する政策研究プロジェクトの質の向上に貢献する。また、ERIA の行う CLMV（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）を対象国とする人材育成事業を支援・協力し、ERIA の円滑な事業推進に貢献する。～略～</p>				
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務改善の取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比(計画値)	第四期中期目標期間中、 $\Delta 1.15\%$	第三中期期間中、年平均 $\Delta 1.36\%$	—	—	—	第四期中期目標期間中、 $\Delta 1.15\%$		
(実績値)	—	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
<p>運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。</p> <p>この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。</p>	<p>運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う。</p> <p>この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図る。</p>	<p>運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。</p> <p>また、各事業については、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図っていくこととする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比：$\Delta 1.15\%$ <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業について、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述の取り組みを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、第四期中期目標期間の終了時に、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間中、各年度平均で1.15%以上の効率化を行う目標を掲げている。</p> <p>第四期中期目標期間の初年度である27年度は、ニューヨーク事務所や北京事務所の移転に取り組むなど、次年度以降の固定費の削減につながる業務改善に取り組んだ。</p> <p>移転費等の初期費用を投じたことにより、一般管理費・業務経費の合計は前年度比$\Delta 0.67\%$に留まっているものの、後年度負担の削減につながる固定費の削減を行っ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画を踏まえ、第四期中期目標期間中、効率化を図っていく方針に則っているためBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>計画に則り、引き続き、効率化に取り組む。</p>	評定	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

					<p>たことにより、28年度は前年度比 1.63%の効率化を達成見込みであり、中期目標期間の最終年度には各年度平均で 1.15%以上の効率化を達成する見込みである。</p> <p>○参考：27年度 一般管理費 前年度比$\Delta 0.86\%$ 業務経費 同$\Delta 0.66\%$、 一般管理費・業務経費の合計 同$\Delta 0.67\%$</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	組織体制・運営の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間での連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。 監事・監査業務等の内部統制強化を図りながらも、それにより管理部門の人員が増大しないよう努力する。 また、国内外の各事	①本部組織 ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。 (i)顧客支援強化に向けた体制の整備 顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。 (ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 対日直接投資の促進事業の拡大のため、	①本部組織 ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。 (i)顧客支援強化に向けた体制の整備 顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。 (ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化する。 ・農林水産物・食品の輸出促進について、政府が進める品目別のオール・ジャパ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ①本部組織 ・顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。 ・対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化する。 ・農林水産物・食品の輸出促進について、政府が進める品目別のオール・ジャパ	<主要な業務実績> ① 本部組織 日本再興戦略や国内外の企業からのビジネス支援ニーズに一層応えることを目的に、4月に本部の組織体制を再編した。結果として、従来以上に企業等のニーズに合った事業を数多く実施することができるようになり、年間を通じて『I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項』に示したような定量・定性両面での高い成果創出に繋がった。 (i)顧客支援強化に向けた体制の整備 お客様の窓口となる情報提供業務(貿易投資相談、ライブラリー、会員)を担ってきたビジネス情報サービス部を「お客様サポート部」に改め、一部機能を拡充した。同部では、中小企業から要望を直接聞くサービス向上に向けた取組も推進することとした。 (ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 外資系企業の二次投資案件支援を行う「外資系企業支援課」の設置をはじめ対日投資部の体制を強化した。 農林水産物・食品の輸出促進における品目別取組を強化するため、品目3課(農林産品支援課、水産品支援課、加工食品・酒類支援課)を新設した。 組織横断的に地方創生を推進する地方創生推進課を企画部内に新設し	<評定と根拠> 評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> ①本部組織 事業や活動範囲の拡大のため、関係機関との更なる連携強化を通じた事業の実施に務める。 ②アジア経済研究所 課題としては、国際連携研究の推進、競争的資金の獲得(科研費の高額資金獲得支援含む)、高度研究人材の利活用が挙げられる。対応策としては、国際連携研究については、新たに構築した研究ネットワークを活用し、新規研究事業の創出を推進する。研究財源の多様化・大型化については、科研費獲得支援を継続し、応募額の大規模化による自己収入増加を支援する。また、高度人材の活用においては、28年度が初年度となるため、円滑な事業推進を行	評 定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

<p>務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>○国内事務所 国内事務所については、自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。また、地域ニーズへの対応強化、地域経済活性化への貢献、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。加えて、全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の市場開拓など都道府県の</p>	<p>二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化するとともに、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築する。さらに、地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の構築 企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用、イノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。</p> <p>②アジア経済研究所 国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図るための部署を新設する。また、国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点</p>	<p>ともに、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築する。さらに、地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の構築 企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用等によるイノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。</p> <p>②アジア経済研究所 国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図るための部署を新設する。また、国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図るための部署を新設する。</p>	<p>ンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。 ・企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編する。 ・産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。 ・海外での知的財産権の活用等によるイノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。 <p>②アジア経済研究所 国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図るための部署を新設する。</p>	<p>た。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の構築 企業に一層寄り添って我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行うため、農林水産・食品部、ものづくり産業部、サービス産業部と、産業別に部を再編した。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用等によるイノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う「知的財産・イノベーション部」を新設した。</p> <p>②アジア経済研究所 研究企画部研究連携推進課を新設し、研究マネジメント職を重点的に配置した。同課を中心に国際機関等との研究連携・国際共同研究の推進、重点的な研究課題の企画・調整機能の強化に取り組み、英国王立国際問題研究所とセミナー講師の招へい・派遣や意見交換等を行った。また、アジア開発銀行と機関間協定を締結し、特定分野（GSM,GVC）を中心に共同事業の実施に向けた協議を進めた。更に、第四期中期計画における研究所の研究方針に則り、経済地理シミュレーション・モデル（IDE-GSM）や付加価値貿易（GVC）、アフリカ地域研究を中心とした海外研究機関との連携研究や、政策提言研究を進めた。</p>	<p>う。</p> <p>③国内事務所 広域の事務所間連携や事務所の効率的運営、中小企業基盤整備機構（中小機構）を始めとする覚書締結期間等との連携については、更なる取組みの推進が求められている。また効率的、効果的な事務所運営、事業実施においては、費用対効果の視点を持ちつつ、管理費の継続的な削減に努めるとともに、新たな予算を確保するため、JETRO 事業の広報や地域に根ざした事業展開によって負担金拠出団体の増加や負担金増額に取り組む。関係機関との連携では人的交流、事業の共同実施等により連携をさらに加速するとともに、連携を通じて地域の産業資源や有望企業の新規発掘に取り組む。</p> <p>④海外事務所 アフリカについては現地国政府等から事務所設置要請が寄せられていることから、他の新興国とともに、事務所設置を継続検討する。既存事務所の見直しに際しては、28年度から導入する事務所単位の評価システムの運用を円滑に進め、同評価結果も踏まえて対応する。他法人等との近接化など施設の効率利用や連携促進については継続して取り組む。</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>枠組みを超えた広域事業を展開していく。</p> <p>今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所について、開設から一定期間を経た後（山梨事務所については初年度速やかに）、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事務所の開設の効果について検証を行う。</p> <p>また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる</p>	<p>的な研究課題の企画・調整機能の強化を図る。また、研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。</p> <p>③国内事務所 国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支</p>	<p>が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施する他、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。</p> <p>③国内事務所 国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施する。 ・アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。 ・特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。 <p>③国内事務所 自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・覚書（MOU）を締結済みの独立 	<p>外部有識者（アジア経済研究所業績評価委員会）による研究評価については第4四半期に実施し、平均評価指数は4.4点（5点満点）であった。</p> <p>研究所内における内部査読を28年2月、研究会成果提出後に実施した。研究双書、選書、外部英文出版等書籍の形で発表される研究会成果12件を対象に、各研究会の成果につき各2名が内部査読を実施した。</p> <p>③国内事務所 中小企業等の海外展開への関心が高まる中、自治体の要請に応え、栃木、宮崎に貿易情報センターを新設し、地域との新たなネットワークを構築した。各自治体とは、県の海外戦略策定協力や具体的な事業提案を通じて連携活動を促進するとともに、相互協力に係る覚書を締結済みの自治体とは事業の共同実施等を通じて更なる連携強化を図っており、新規で貿易情報センターを開設した宮崎県とは、宮崎県庁・宮崎県庁東京事務所・JETRO 本部・JETRO 宮崎貿易情報センターの4者による会議を27年度中に定期的実施し、宮崎県内における事業について連携して実施する体制を強化した。</p> <p>25年度に新設した山梨事務所については事務所開設の効果を検証した結果、地域のニーズは開設前に想定していたものと合致しており、地元企業に対する輸出支援においても十分な成果を挙げていることが確認できた。事務所開設後、山梨県企業からの貿易投資相談件数やJETRO が同県内でセミナー開催件数が増加したほか、JETRO が支援した山梨県企業による成約金額も年々拡大傾向にある点を確認した。</p> <p>中小企業基盤整備機構の地方事務所と同一地域に立地する貿易情報センターでは、施設の相互利用に加え、協議会やセミナー等の事業の開催を通じ連携を促進した。27年度は施設の相互利用が59件、連携事業の開催が147件に上った。</p> <p>地元金融機関と定期的な会合や研修会の開催を通じて連携を強化してきたことで研修生の派遣数が増加し、人員体制強化やナレッジの共有、各種ノウハウの向上に繋がった。</p> <p>覚書（MOU）を締結済みの中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の各機関と共同で支援した個別事例を紹介する連携事例集を新たに作成した。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。</p> <p>さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。</p> <p>○ 海外事務所 海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地</p>	<p>援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推進する。</p> <p>なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するには、都道府県ごとのきめ細かな体制と全国 8 ヶ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所 海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事</p>	<p>進する。</p> <p>なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するには、都道府県ごとのきめ細かな体制と全国 8 ヶ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所 海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における</p>	<p>行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。</p> <p>・独立行政法人中小企業基盤整備機構と地方事務所の共用化又は近接化を推進する。</p> <p>④海外事務所 ・欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図る。</p> <p>・将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。</p> <p>・配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定</p>	<p>同連携事例集や各地での共同セミナー、事業等を通じて、中小企業の海外展開支援に向けて、JETRO と各支援機関が連携して中小企業の海外展開支援を行う体制の強化を図った。</p> <p>各貿易情報センターからそれぞれ各地方自治体等に積極的に働きかけた結果、負担金や委託業務費が拡大したほか、研修生などの外部人材の獲得にも繋がり、運営基盤が強化された。</p> <p>④海外事務所 27 年 12 月にエチオピア外務省と覚書を締結し、28 年 3 月末にアディスアベバ事務所を設置した</p> <p>北欧 3 事務所（ストックホルム、ヘルシンキ、コペンハーゲン）を 27 年 9 月末に閉鎖した。</p> <p>バンコク事務所プノンペン分室を事務所運営体制の整備状況を踏まえ 27 年 10 月に事務所化した。</p> <p>27 年度上期にイスタンブール事務所の駐在員を増員した。トルコから中央アジア・コーカサスへのビジネス展開の動きを踏まえ、中央アジア・コーカサス地域の所管を見直し、イスタンブール事務所を 27 年 10 月に同地域の調整センターとすることで、同地域での事業実施体制を強化した。</p> <p>ハノイ事務所が 27 年 9 月、国際協力機構（JICA）と同一建物内に移転し近接化を実現した。また、ニューヨーク事務所が 27 年 11 月、先に移転していた国際交流基金及び国際観光振興機構との近接性を維持する物件に移転した。</p> <p>海外での他法人及び在外公館等との連携実績は 5,357 件（うち JICA：418 件、国際観光振興機構：120 件、国際交流基金：96 件、在外公館：1,342 件）であった。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取り組みを行っているか。 			
---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	随意契約については、外部有識者を含む契約監視委員会等を活用しつつ、真にやむを得ないものに限定し、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日付閣議決定)を踏まえて策定した「随意契約等見直し計画」に掲げられた目標を達成する。また一者応札・応募についても同委員会等を活用して一層の競争性の向上に努め、業務運営の効率化を図る。	<p><主な定量的指標(「調達等合理化計画」に掲げた目標)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達担当職員を対象とした研修実施回数：3回以上 ・随意契約の点検：全件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募について一層の競争性の向上に努め、業務運営の効率化を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>調達について、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月総務大臣決定)に基づき、PDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むことを「平成27年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」に定めた。</p> <p>調達担当職員における関連事務処理能力の強化を図るため、該当者に対する研修を27年度中に合計10回実施した。</p> <p>競争性のない随意契約の案件全てについて、事前に契約総括責任者、契約審査責任者等が随意契約の必要性、随意契約事由及び契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、真に止むを得ないものに限定し実施した結果、該当案件が全契約に占める割合は件数で11.7%、金額で5.6%にまで抑制された。競争性のない随意契約の主な内容は、事務所の借館(15件)、供給元が一の資料・データベース・システム(14件)、展示会出展(5件)など。</p> <p>応札者の範囲を拡大するため、①公告期間2週間の確保、②調達見通しの公表、③事業者が提案するにあたり必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書の具体化、④入札説明書を受領したものの応札しなかった事業者へのヒアリングの実施などの取組みを実施した。</p> <p>全契約に占める一者応札・応募の割合は、26年度の17.8%(68件)から27年度には29.7%(104件)と増えたが、うち約35%(35件)が労働者派遣業務であり、昨今の雇用情勢の下で高度な能力等を有する人材の確保が困難化したこと、かつ多くが貿易情報センターにおける案件であったことがさらにその傾向に拍車をかけたことが主な増加要因とし</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>「平成27年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」通りに実施したため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後も契約実績及び調達見込みを把握し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から引き続き点検を行っていく。</p> <p>応札者の範囲を拡大するための取組みを今後も講じていく。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

				<p>て考えられる。そのほか、既存システムの保守・改修や年間を通じて実施する事務局業務等の継続案件が複数あったことや、類似業務の実施時期集中により結果的に入札者が限定されたこと等も一者応札・応募案件の増加に繋がった。</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を受けて、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を3回開催し、競争性のない随意契約、一者応札・応募であった案件を中心に「調達等合理化計画」の策定および進捗に係る点検を行い、点検結果及び議事概要等はウェブサイトで公表した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
					業務実績	自己評価																
	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の日本貿易振興機構の果たすべき役割が増大することから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化な	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより給与水準の	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。</p> <p>・給与水準の適正化を図り、当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取り組みを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> JETRO では専門性の高い優れた人材を登用する必要があり、大卒以上の高学歴者の割合が高いこと、在職地域が都市部に集中している。また、40以上の国内拠点に配置する人員についても大半が本部（東京）から異動して勤務しており、国の制度を準用した異動保障制度対象者が地方の人員の過半を占めていることなどから、給与水準については対国家公務員指数で高くなりやすい傾向にある。そうした中、給与水準の適正化に向けて、常勤嘱託員の採用など雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを図っている。</p> <p>その結果、27年度の事務職員のラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）は101.0（同0.8ポイント減）となった。研究職員の同指数は93.6と、前年度に引き続き100を下回った。</p> <p>給与水準及びその合理性・妥当性は、ウェブサイト等で対外的に公表している。</p> <p><参考> ○ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>108.6</td> <td>105.3</td> <td>101.8</td> <td>101.0</td> </tr> <tr> <td>研究職員</td> <td>97.1</td> <td>97.2</td> <td>94.8</td> <td>93.6</td> </tr> </tbody> </table>		24年度	25年度	26年度	27年度	事務職員	108.6	105.3	101.8	101.0	研究職員	97.1	97.2	94.8	93.6	<p><評価と根拠> 評価：B 年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応> 給与水準については、引き続き25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等を踏まえ設定する。 法人評価・成果を踏まえた処遇の適正化を図る。 専門人材及び高度人材獲得のため給与制度の見直しを行う。</p>	<p>評 定</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>
	24年度	25年度	26年度	27年度																		
事務職員	108.6	105.3	101.8	101.0																		
研究職員	97.1	97.2	94.8	93.6																		

	的に公表するものとする。	どによる管理職ポストの抑制などにより給与水準の適正化を図り、毎年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。	適正化を図り、当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。				
--	--------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	費用対効果の分析		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を定期的に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定するとともに、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を上半期、下半期に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行う。国内外事務所については、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行	<主な定量的指標> なし <その他の指標> 四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を上半期、下半期に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行う。国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定するとともに、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行	<主要な業務実績> 四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに6月と11月にアウトカム向上委員会を開き、PDCAサイクルによる業務の効率化と改善に努めた。進捗が芳しくない目標値と事業については、要因分析を経て役員会で具体的な対策をとりまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、事業の円滑な実施と目標達成につなげた。また、海外パイヤー招へいの際に商談会とセミナーなど複数のツールを組み合わせ複合的に事業実施することで、費用対効果を高めた。 国内外事務所単位の評価制度の導入については、評価項目・方法を決定するとともに、事務所別の目標設定の調整に着手し、28年度からの導入につなげた。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> 引き続き、さらなる費用対効果の向上に向けた取組みを行う。国内外事務所単位の評価制度については、28年度から導入する。政府方針や他機関との役割分担を踏まえつつ、費用対効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限生かし、事業成果を一層高める。	評 定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

	<p>部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行う。また、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。</p>	<p>う。山梨事務所については、開設前に見込んでいた地域ニーズとの相違や事務所開設前に当該地域を管轄していた関東貿易情報センターに与えた業績の影響などについてのヒアリング調査を行うとともに、貿易投資相談件数やセミナー開催件数の伸び、支援企業による海外展開成功件数、その成約金額など、事務所開設により管轄地域内にて支援を行った企業の業績に与えた影響等についての取りまとめを行い、事務所の開設の効果について検証を行う。また、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。</p>	<p>関東貿易情報センターに与えた業績の影響などについてのヒアリング調査を行うとともに、貿易投資相談件数やセミナー開催件数の伸び、支援企業による海外展開成功件数、その成約金額など、事務所開設により管轄地域内にて支援を行った企業の業績に与えた影響等についての取りまとめを行い、事務所の開設の効果について検証を行う。</p> <p>事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。</p> <p><評価の視点> 上述の取り組みを行っているか。</p>	<p>25年4月に新設した山梨事務所については事務所開設の効果を検証した結果、地域のニーズは開設前に想定していたものと合致しており、地元企業に対する輸出支援においても十分な成果を挙げていることが確認できた。事務所開設後、山梨県企業からの貿易投資相談件数やJETROが同県内で開催したセミナー件数が増加したほか、JETROが支援した山梨県企業による成約金額も年々拡大傾向にあることを確認した。従来山梨県を管轄していた関東貿易情報センターも、山梨事務所開設後は東京都、埼玉県、群馬県の事業により資源投入ができるようになり、結果として特に東京都から獲得する受託事業が拡大した。</p> <p>国内外事務所評価の導入に先立って、国内事務所に配分された成果目標を国内事務所長の業績評価に組み込んだ。</p> <p>JETROの27年度以降の業績評価は、役員だけでなく職員の業績給にも反映させるよう見直しを図った。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-6	民間委託（外部委託）の拡大等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
民間委託の拡大に当たっては、業務全般の運営方法の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、管理的業務に加えて、各種事業実施に伴う定型的な業務等、民間企業に外部委託が可能な業務については外部委託を推進し、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性のある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性のある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施する。 ・外部委託の可能性のある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。 ・官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。 <p><評価の視点> 上述の取り組みを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>a) 業務委託（市場化テスト対象外）</p> <p>26年度評価での課題もふまえて、入札等により外部委託を推進し、業務効率化を進めた。①「人材デスク」への嘱託員（常勤・非常勤）、派遣・臨時職員の管理業務や研修・採用業務の委託等や、②「福利厚生デスク」への海外駐在員の住居手当・子女教育手当・海外旅行保険や健康保険関連業務の委託、③本部とアジア経済研究所の統一システム基盤の運用業務の外部委託を継続したほか、新たに以下④⑤に取り組んだ。</p> <p>④出張旅費関連の伝票起票事務(約6,000件)及び交通費の精算事務(約3,000件)を一括で外注することで経理事務を効率化した。⑤25年度から総合案内での代表電話交換業務を専門の民間企業に委託しているが、27年度はさらに従来派遣職員が対応していた受付カウンター業務を委託対象に加えた。類似業務を同一企業に委託することで情報やノウハウが共有され、業務効率化とサービス向上につながった。</p> <p>⑥ビジネスライブラリーの運営は、24～26年度の民間競争入札（市場化テスト）を経て「終了プロセス」の適用が認められたため、26年度中に一般競争入札を行い、27年4月より落札事業者による業務が開始。書庫資料の寄贈等処分作業や蔵書点検など委託先のノウハウを生かし、業務を効率的に遂行した。</p> <p>b) 市場化テスト</p> <p>閣議決定「公共サービス改革基本方針」等を踏まえ、①見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務、②アジア経済研究所図書館の運営業務、③コンピュータシステム運用管理業務に対し、官民競争入札等（市場化テスト）に基づく委託を引き続き実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>官民競争入札等の対象案件について、コスト削減及びサービスの質の向上に引き続き取り組む。</p>	<p>評 定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調	機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調	機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。 28年度末に計画されている「ジェットロ共通システム基盤」の更改において、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進するため、必要な準備を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取り組みを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>JETRO 内部で利用する TV 会議の改善を図った結果、職員個人が執務用 PC や携帯端末を通じて自由に TV 会議を利用できるようになり、遠隔での意思疎通の利便性が向上した。</p> <p>本部（東京）での主要な内部会議において、配布資料を紙媒体ではなくタブレットで準備したことが、時間・経費の節減に繋がった。</p> <p>北米地域の全事務所において WAN（Wide Area Network）を導入したことで、JETRO 内部サーバーへの接続の際、各事務所での VPN（Virtual Private Network）接続が不要になるなど運用負荷が軽減した。</p> <p>民間企業先進事例を研究し、28年度における調達に向けて、ノート PC によるモビリティ向上、職員所有のスマートフォンによる社内メールの利用、TV 会議の拡充を盛り込んだ仕様を作成した。</p> <p>また、外国の貿易投資振興機関での IT 活用事例についても情報収集した。</p> <p>企業の利用・支援状況を一元的に管理する「顧客情報一元管理システム（JCIS）」を既に構築しているが、現状及び課題の整理を行い、現行データベースの機能拡張の検討を進めるとともに、次年度以降の具体的な作業に向けて情報収集を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>28年度以降、次期システム基盤を速やかに更改すべく調達業務を行う。</p> <p>競争の促進とコスト削減のため、27年度までサーバー（クラウド）と併せて調達してきた PC を、次回更替時はサーバーと切り離して調達する。</p>	評 定	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）</p>

	<p>達時期の調整を図るとともに、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB 会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、今中期目標期間中に計画されている「ジェトロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進する。</p>	<p>に、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB 会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、平成 28 年度末に計画されている「ジェトロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進するため、必要な準備を行う。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

<p>抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の拡大を目指す。</p>	<p>型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業を拡大する。そのために、提供する情報の質の向上に取り組みながら必要な国内外の体制も構築し、更なる顧客サービスの向上と自己収入の拡大の好循環を形成する。なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるには、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p>	<p>会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるには、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p>	<p>供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。 ・科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取り組みを行っているか。 	<p>TV番組「世界は今」を企業等に有償提供（約290万円）した。「安全保障貿易管理特集」（26年12月放送：前後編）では、企業の製品・技術の輸出に関する規制と留意点を取り上げたことが評価され、主に社内での研修を目的としたDVD購入申込数が27年度は計45件に上った（放送以降、累計93件）。</p> <p>操業後に必要な実践的ノウハウ、情報などを提供する有料セミナー「戦略的リスクマネジメントセミナー」を開催した。海外でのテロの多発等に伴い同テーマに関心が高まる中、コミュニケーションや訴訟など豊富な具体例を交えた構成にしたことも奏功し、26年度の57名を上回る84名の参加者を得た。</p> <p>IBSCテナントオフィスへの入居期間が50営業日を超えた入居者に対して、51営業日以降、管理費、光熱費、人件費等の実費負担を求め、約300万円の自己収入を得た。IBSCホールについては、入居者以外のJETRO案件企業を対象に有料による貸し出しを行い、約30万円の自己収入を得た。</p> <p>知財分野において、外部での講演や外部委員会への委員就任を情報発信のため積極的に行った結果、謝金等による収入が約83万円（26年度比約40万円増）となった。</p> <p>農林水産・食品分野でも、外部での講演、事業と係りの深い事案での委員就任を積極的に受けることで50万円以上の謝金等の収入を得た。ジャパンフェアで、大企業に対し出展料負担を求めることを開始した。大手記事検索サービス等へ契約に基づき通商弘報とジェトロセンサーの記事を販売しており、それにより1,850万円の自己収入を得た。</p> <p>書籍について、海外調査部のセミナーに加え、新たに他部やアジア経済研究所主催のセミナー等で、テーマに合わせてPRする販売を積極的に行い、51万円強の売上があった。「韓国最新経済動向セミナー」（27年9月、東京）では、一般販売に先駆け来場者限定で「韓国経済の基礎知識（第2版）」を先行販売した結果、当該書籍を含む21冊を売り上げた。</p> <p>b) 中央官庁からの受託等について</p> <p>国際博覧会関係では、①ミラノ国際博覧会に向けて農林水産省・経済産業省が民間企業へ協力依頼した協賛金・寄付金の受け入れに係る両省からの手続き業務を行い、②経済産業省から「国際博覧会政府出展事業（アスタナ国際博覧会に係る政府参加準備業務）」を受託した。経済産業省より「我が国のインフラ関連技術・システムの優位性の理解促進を図るため、現地事業関係者等に対する研修や専門家派遣事業」を、一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）と共同で受託した。新規調査事業として、経済産業省から「内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（中国、韓国市場における日系企業の物流</p>	<p>む。</p>	
--	---	--	---	--	-----------	--

				<p>円滑化のための実態調査)」を受託した。</p> <p>c) その他</p> <p>27年度における自治体等からの受託事業として、本部、大阪本部および30カ所の貿易情報センターで計66件の各種事業や調査を受託し、2億900万円の受託収入を得た</p> <p>アジア経済研究所では、日本学術振興会の「科学研究費助成事業」による補助金／助成金の交付を受け研究活動を実施。27年度の交付額は26年度比21%増の1億1,257万円（間接経費を含む）に上り、計85件（研究代表者42件、研究分担者43件）の研究課題に取り組んだ。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	運営費交付金の適切な執行に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	運営費交付金については、収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益化単位ごとに予算と実績の管理を行う。 ・年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取り組みを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>28年度以降の本格導入を見据え、収益化単位を想定し、部単位ごとに予算と実績の管理を行った。</p> <p>27年度の運営費交付金債務は、期中に交付された補正予算を除くと1.05億円となり、交付額に対する執行率は99.6%に達した(独立行政法人化以降の最高執行率)。これは、業務の変更・効率化や為替変動による交付金債務の発生を期中において予測・管理し、適切な予算の再配分を行ったことに起因する。</p> <p>最終的に発生した交付金債務(1.05億円)は、主に第4四半期において、事業パートナー(外国政府等)の事情により事業が中止・延期になったことによるものである。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>独立行政法人会計基準の改訂を踏まえ、収益化単位ごとの予算と実績の管理を徹底する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	保有資産等の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。	機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。職員宿舎については、平成27年3月末まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与している江戸川台宿舎を、入居者の避難終了後、速やかに国庫納付するとともに、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等を受けて策定した職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSC について	機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。職員宿舎については、平成27年3月まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与していた江戸川台宿舎を速やかに国庫納付するとともに職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSC については、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。なお、IBSC 神戸については、中期目標において『廃止を念頭に自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・機構の保有する資産について、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。 ・職員宿舎について、平成27年3月まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与していた江戸川台宿舎を速やかに国庫納付するとともに職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。 ・IBSC について、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。 ・IBSC 神戸について、中期目標を踏まえ、本年度中に、外部のテナポラリーオフィスの活用や自治体・商工会議所等関係機関と連携した外国企業誘致促進施設の共同	<主要な業務実績> 被災者用住宅として27年3月まで流山市へ無償貸与していた江戸川台宿舎は、流山市による原状回復の連絡を7月に受け、財務省に報告。被災者用住宅として提供するため、財務省から返納に向けた調査・作業の中断の指示を受けていたが、27年8月に再開の指示を受けたことに基づき、国庫返納に向けた準備を再開した。老朽化が進んだ職員宿舎の継続利用のため、28年度以降、上北沢宿舎2棟のうち26年度に補修工事を行わなかった方の1棟（昭和43年築）の補修工事を進めていく。 26年度、IBSC 福岡は福岡事務所の移転に伴い常設（保有資産）としては廃止し、27年度からは必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式へ切り替えた。IBSC 神戸についても、28年度に民間の貸しオフィスの活用に切り替える方針を固めた。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> 職員住宅について、上大岡宿舎（保有）の2棟中1棟に加え、借上の小松川、木場、市川宿舎の一部を、28年度末を目途に順次廃止していく。 地方に設置しているIBSCについては今後も、地方自治体等との共催セミナーといった利用率向上に繋がる活動に注力する一方で、利用の促進が進まない場合は更なる見直しを行う予定。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> （実績に対する課題及び改善方策など） <その他事項> （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

	<p>は、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。</p>	<p>する』こととされており、これを踏まえ、本年度中に、外部のテンポラリーオフィスの活用や自治体・商工会議所等関係機関と連携した外国企業誘致促進施設の共同経営や、バイオ産業等の特定分野に特化した投資案件の支援等、事業運営の効率化を図りつつ誘致機能を強化する方策について検討し、自治体との協議を行う。</p>	<p>経営や、バイオ産業等の特定分野に特化した投資案件の支援等、事業運営の効率化を図りつつ誘致機能を強化する方策について検討し、自治体との協議を行う。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取り組みを行っているか。 			
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	決算情報・セグメント情報の公表の充実等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保し、日本貿易振興機構の活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。	機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>・事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。</p> <p><評価の視点></p> <p>・上述の取り組みを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>27年度決算より、中期目標等における一定の事業等のまとまりである「対日投資促進」「農林水産物・食品の輸出促進」「中堅・中小企業等の海外展開支援」「我が国企業活動や通商政策への貢献」「法人共通」の5つに区分した決算報告書及びセグメント情報を公表することで開示情報の充実を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>28年度以降も、引き続き決算情報・セグメント情報の公開の充実を図る。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>業務範囲の拡大、支援案件数の増加等による業務量の拡大が見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、日本貿易振興機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。</p> <p>○「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>○役職員の行動指針となる行動憲章を、日本貿易振興機構内全職員に毎年度、周知徹底を</p>	<p>以下の方策を早期に検討し、実行するとともに、その維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況を毎年度点検する。 ・原則、週1回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。 ・内部統制に関する規程を整備する。 ・年度当たり2回開催するアウトカム向上委員会を通じて、各部署の事業の進捗状況、予算の執 	<p>内部統制の充実に向けた以下の方策について検討を行い、実施準備及び実施するとともに、すでに実行しているものについてはその維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況をオンライン研修を通じて点検する。 ・原則、週1回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。 ・内部統制に関する規程を整備する。 ・アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章に対する職員の理解状況をオンライン研修を通じて点検する。 ・役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。 ・内部統制に関する規程を整備する。 ・アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の 	<p><主要な業務実績></p> <p>行動憲章の周知徹底について27年5月、新中期計画開始にあたり各部署で改めて行動憲章を基に組織のミッション、職員の倫理、あるべき姿を話し合う機会を持った。また、職員の理解状況を10~11月に実施したe-Learning研修を通じて点検した。</p> <p>役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした議事録を作成し、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達した。内部統制に関して、「安全対策推進本部の設置に関する内規」を改正し、「防災業務計画及び事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施」を規定化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに6月と11月にアウトカム向上委員会を開き、PDCAサイクルにより業務の効率化と改善に努めた。進捗が芳しくない目標値と事業については、要因分析を経て役員会で具体的対策をとりまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、事業の円滑な実施と目標達成につなげた。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>組織横断的なリスク把握・評価を行う体制を整え、28年度中に「内部統制推進及びリスク管理」に係る規程を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理についての審査体制の構築するため、研究倫理委員会等設置準備会議を開催し、関連内規等を整備、研究倫理の審査体制の構築を行う。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、週1回役員会を開催し、審議・報告する。その結果を日本貿易振興機構内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。 ○年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。 ○日本貿易振興機構のミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。 ○アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。 	<p>行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制を整備する。 ・研究不正防止に係る規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。 	<p>進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制のあり方について検討し結論を得る。 ・研究不正防止に係る規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図る他、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制のあり方について検討し結論を得る。 <p>研究不正防止に係る規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図る他、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取り組みを行っているか。 	<p>組織横断的なリスク把握・評価を行う体制について、27年11月～28年3月に検討会を4回実施した。28年度中に「内部統制推進及びリスク管理」に係る規程を制定することとした。リスク管理については、総務部を中心に実施するとの結論を得た。</p> <p>法人の抱えるリスクを理解するための定期的なモニタリングの取組みとして、全職員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ、法人文書管理等における自己点検を27年7月に実施した。下半期には、2次チェックとして海外調整センター等による所管海外事務所への巡回点検を行った。</p> <p>規程等で監査室による監査が求められている個人情報保護監査、法人文書管理監査、科研費補助金監査の他に物品管理監査を本部・アジ研を対象に実施。また、国内9事務所、海外11事務所を往査した。</p> <p>アジア経済研究所における倫理審査体制を整備するため、27年12月に「研究倫理委員会等設置準備会議」を開催。</p> <p>今後研究所で構築すべき倫理審査体制につき検討を行った。27年度科学研究費の配分を既に受けている研究者を対象に、28年1月に研究倫理教育を実施した。</p>	
---	---	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-2								
2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年度法律第140号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づき、適切な対応を行う。個人情報の取り扱いについては、引き続き、日本貿易振興機構内全職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。	情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年度法律第140号)に基づき適時、正確な情報公開を行う。個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づいた情報の管理・保護を徹底する。	情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年度法律第140号)に基づき適時、正確な情報公開を行う。個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づいた情報の管理・保護を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時、正確な情報公開を行う。 ・個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、情報の管理・保護を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取り組みを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>27年度の開示請求は0件だった。法に基づく情報公開を正確に行うため、27年4~9月に法人文書の登録、廃棄等定例の整備を実施した。</p> <p>27年7月、全職員を対象に実施したコンプライアンス自己点検において個人情報保護に関する項目を確認した。下半期には個人情報保護管理状況確認及び保有個人情報リストの更新作業を実施した。また、他の独立行政法人で起きた情報漏えい事案を踏まえた総務省指針の改正及びマイナンバー制度導入に伴い、個人情報保護規程を11月に改正した。その後、特定個人情報保護委員会規則の改正に伴い、28年3月に同規程を再度改正した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>マイナンバー制度導入等に伴い、個人情報保護の重要性が一層高まっている。28年度はe-Learningをはじめとする研修等において個人情報保護を強調して注意喚起していく。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)	
1. 当事務及び事業に関する基本情報	

4-3	情報セキュリティ		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-3

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
情報セキュリティ対策については、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規格やマニュアル整備などの措置を行うとともに、政府、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。また、引き続き、監査、日本貿易振興機構内全職員に対する研修を毎年度実施し、日本貿易振興機構内の情報セキュリティリテラシの維持・向上を図る。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規格及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウイルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規格及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウイルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・既存の「情報セキュリティ規格及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。 ・海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。 ・機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取り組みを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 情報セキュリティ基盤の強化について、26年度に導入した多層防御を継続運用した。政府指針に従い、情報セキュリティ規格の見直し、情報セキュリティマニュアルの改正を行い、CSIRT(問題対応チーム)を設置した。本部やアジア経済研究所サーバー室の退出記録の採取開始及び監視カメラ設置により、規格に適合した管理を行った。また、情報処理推進機構、JPCERT コーディネーションセンター等の専門機関との連絡を密にし、コンピュータセキュリティに関する助言を受けた。 海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化について、在北美事務所のWANを整備し、出口対策によるセキュリティ強化を行った。 26年度末に発生した海外事務所PCでのマルウェア感染について、専門機関の協力を得て継続実施していた調査の結果を、27年4月に続報としてHPへ掲載した。調査の結果、流出した個人情報1616名の名刺情報であることを確認。該当企業・個人等への個別連絡によると、情報流出に伴う被害の発生は報告されなかった。本件及び年金機構の事案を受け、既存の取り組みに加えパソコンに外部からexeファイルなどが侵入しないための規制の強化(エンドポイント対策)、個人情報・機密情報の管理・取り扱いの徹底、専門機関からの情報に基づくインターネット通信の監視の強化を行った。 また、標的型メール攻撃への対策として、海外事務所の職員</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 年度計画通りであったため、Bとした。</p> <p><課題と対応> 情報セキュリティを強化するためのファシリティの導入について、検討する。 標的型攻撃等の新たな脅威に対応可能なセキュリティ対策ソフトウェアの導入や、職員教育の強化等により、適切な情報管理に努める。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

				<p>(ナショナルスタッフ含む)を対象に標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、体制を強化した。</p> <p>27年1月からe-learning方式による情報セキュリティ研修を実施しており、27年度も10月から実施した。未受講者をシステム管理者及び各部門の情報セキュリティ管理者である上長がシステムから検知できるものとし、上長の責任のもと受講を完了するよう徹底した。また情報システム課からも未受講者へ直接連絡して、受講を促すなど受講率の向上に努めた。</p> <p>CIO(最高情報責任者)補佐兼CISO(情報セキュリティ管理最高責任者)アドバイザーを講師とする講習会を、アジア経済研究所、本部で4回実施した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-4

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(4) 人事管理 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、勤務環境の整備等による女性活躍の一層の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 中期目標を踏まえ、管理部門・海調部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所および重点事業部門への人員配置を進める。 具体的には、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化し、世界水準の誘致体制を構築する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。	VI. その他業務運営に関する重要事項 (1) 人事計画 ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 中期計画を踏まえ、管理部門・海調部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所及び重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化する。 ・農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ・勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行う	<主要な業務実績> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 対日投資分野の体制を、諸外国の誘致機関をメルクマールにして大幅に拡充した。本部（東京）には国内誘致専門員を8名増員したほか、外資系企業支援課に「対日投資国別デスク」を設置して外国人5名（うち3名は海外事務所のナショナル・スタッフ）を配置した。海外でも、海外専任駐在員を6拠点に各1名増員、海外誘致専門員を北米・欧州・アジアの計16拠点に計35名（ナショナル・スタッフ含む）配置した。 農林水産・食品分野では、各種品目の専門性を有する人材の確保に向け、業界団体に働きかけた。 知的財産分野の海外での体制を強化するため、2海外事務所職員を各1名増員した。 ・貿易・投資を通じた地方振興・活性化のため、地方自治体等との調整を行う常勤・非常勤嘱託員（地域貢献プロジェクト）を北海道、仙台、秋田、福島、新潟、富山、名古屋、福井、岐阜、神戸、山口、福岡、熊本の各貿易情報センター及び本部（東京）に配置した。また名古屋貿易情報センターの職員を1名増員した。 新興国事務所の体制を強化するために、マニラ、バンコク、メキシコ、イスタンブールの事務所の職員を各1名増員した。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> 農林水産・食品分野では、業界団体等からの人材を確保し、職員として配置する。 28年度は南米での知的財産担当職員の配置を検討する。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

<p>経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を図る。併せて、企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求め</p>	<p>②人材多様化に向けた取組 勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。 また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化、国内外の人事管理の一元化を行う。 加えて、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。</p> <p>③人材育成の推進 人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を行う。また、新興国市</p>	<p>②人材多様化に向けた取組 勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。 また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化を行う。 加えて、専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保する他、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。</p> <p>③人材育成の推進 人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を進める。また、新興国市場における活動が拡</p>	<p>とともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化を行う。 ・専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保する他、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。 ・外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を進める。また、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。 ・職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部及び国内外事務所での勤務を経験させる。 ・選抜型研修や階層別研 	<p>専門性の高い職員を海外投資アドバイザー等のポストに配置した。27年度はバンコク、ハノイ海外投資アドバイザーにそれぞれタイ、ベトナム駐在経験者を配置し、企業からの各種問い合わせに対応した。</p> <p>②人材多様化に向けた取組 研修強化・人材の多様化を推進のため、総務部に女性担当管理職を配置した。女性管理職割合は27年度末に全体の15.3%となった。女性が内部でキャリアを継続できる環境を整備するため、勤務時間シフトの柔軟化、配偶者同行休業制度の利用促進などを進めた。 外国人の採用も進めており、新卒2名（本部1名、アジア経済研究所1名）採用、ナショナル・スタッフから1名（本部）を採用した。優秀なナショナル・スタッフを海外事務所の管理職に登用していくことを推進し、シカゴ事務所のナショナル・スタッフを事務所次長へ登用した。 金融の専門知識・ネットワークを持った外部人材の活用として、従来の民間等研修生41名に加え、地方銀行等からの出向者39名、計80名を受け入れた（27年4月1日時点）。受入人数は増加（前年度比5人増）した。本制度の拡充に向けた自治体、金融機関等への働きかけを引き続き強化し、パンフレット等の広報素材等を活用して広報も進めた。</p> <p>③人材育成の推進 従来4階層で実施していた階層別研修を、新たに役員・部長級も含めた9階層にて実施した。 自己啓発補助制度の補助対象は1講座に対しての補助だったが、新規に複数講座の受講を可能にし、職員の業務内容に応じて実務分野、資格分野を組み合わせるような制度にした。アジア経済研究所でも語学、業務等により研修制度を取り入れた。 海外実務経験のない若手職員を対象に、海外事務所での実</p>		
---	--	---	--	---	--	--

<p>られる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。</p>	<p>場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。</p> <p>加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部および国内外事務所での勤務を経験させる。</p> <p>その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても着実に進める。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、各年度で具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証する。</p> <p>また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。</p>	<p>大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。</p> <p>加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部及び国内外事務所での勤務を経験させる。</p> <p>その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても進める。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。</p> <p>また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。</p>	<p>修の強化を通じて、中核人材の育成についても進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。 ・全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取り組みを行っているか。 	<p>習制度を26年度同様実施した。同趣旨で派遣する海外研究機関への研修を含め、計15名の若手職員を海外へ派遣した。また、OJTトレーナー制度（新入職員が業務の進め方を行動目標として設定し、周囲との関係を築きながら、「報連相」する習慣を習得させる）やメンター制度（職場における人間関係作り、キャリア形成、人生設計等について相談や参考意見を聞ける環境を整備）を継続実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の方向性を長期的に考え、各事業の新しい枠組みをより広い視点から捉えられる中核人材を、将来の幹部候補者として育成するため、課長級、課長代理級11名を、ビジネススクール短期講座、人事院研修、貿易会経営塾などへ派遣した。 <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <p>働きやすい環境を整備するたじめ、「夏の生活スタイル変革」（ゆう活）として、27年7～8月に新たな勤務シフト（8:00～16:45）を導入し、シフトを多様化した。</p> <p>職場衛生面では、産業医及び労使の実務者レベルによる衛生委員会を毎月開催し、職場温度の管理等、職場環境の改善を図った。</p> <p>職員の健康維持のため、本部（東京）及びアジア経済研究所の保健室に看護師を常駐させるとともに、産業医、産業カウンセラーをそれぞれ毎週1回配置している（産業カウンセラーは本部のみ配置）。定期健康診断は、本部では9月、アジア経済研究所では10月に実施し、国内事務所所員は各自病院にて健康診断を受診できるようにした。</p> <p>月間の職場滞留時間が多い職員に対し、健康自己チェックリストの提出を義務づけるとともに、必要に応じ産業医による指導を行った。さらに、心の健康状態をチェックするオンライン・ストレス診断を11月に実施した。</p> <p>職員のモチベーション向上やキャリアビジョン形成、仕事上の悩みの解決のヒントとなるよう「働き方セミナー」を4回開催した。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	安全管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-5								
2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評 定	
	天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。 ・外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。</p> <p><評価の視点> ・上述の取り組みを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 海外でのテロ事件や MERS 感染者の発生等に際して、安全情報を適宜把握し、渡航自粛を含む注意喚起を行った。天災や突発的な事故等の非常事態に際しては適切な安全管理を行うことに留まらず、現地日系社会やビジネス関係者等に貢献すべく、臨機応変の対応を心がけた。 27年8月の天津における大規模な爆発事故に際しては、ウェブサイト上に緊急特集ページを立ち上げ、中国政府や日系企業等を通じて収集した最新情報を随時掲載した。 27年8月のバンコク爆弾テロ事件勃発当日は、バンコク事務所から現地日系メディア関係者に対して最新情報を逐一報告し、情報発信に協力した。 27年11月のラゴス、バグダッド及び12月のバスラでの事業について、リスク管理会社による綿密なリスク・アセスメントを経て、十分な安全対策を講じた上で実施した。また、「第21回ダッカ国際トレードフェア2016」への参加に際しては、11月から12月にかけて6週間に亘るリスク管理会社による現地情勢のモニタリング結果および現地日本大使館との協議結果を踏まえ実施した。 27年12月は洪水の発生に伴い、チェンナイ事務所の駐在員のホテルへの一時避難措置を採った。洪水の沈静化後は現地日系商工会と連携して日系企業の被害状況のア</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 治安が懸念されたラゴス、バグダッド、バスラ、ダッカにおいて、現地情勢を綿密に検証した上で、十分な安全対策を採って事業実施を実現化した。また、想定し得なかったテロ事件が各地で勃発する中、バンコクでは日系プレス関係者に対して逐次情報提供を行い、ブリュッセルでは主体的に在ベルギー日本人の安否確認を実施するなど、通常の JETRO の業務範囲にとらわれることなく、現地日系社会等への貢献を最大限図ったことから A 評価とした。</p> <p><課題と対応> 外務省海外安全情報・危険情報の「レベル2(不要不急な渡航自粛)」以上の地域における海外事業(見本市、展示会、ミッション派遣)および海外出張(駐在員の移動を含む)を対象として、体系的にリスク・ア</p>	評 定	<p><評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

				<p>ンケート調査を実施し、在チェンナイ日本総領事館及び在チェンナイ日系企業と結果を情報共有した。</p> <p>28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件に際しては、現地日本人会の協力の下、テロ発生直後から日系企業・団体に所属する日本人約1,000人の安否確認を主体的に実施し、在ベルギー日本国大使館、経済産業省等と結果を情報共有した。</p> <p>海外でテロ事件が頻発しリスク管理の重要性が高まっていることを受け、28年3月に、安全対策推進本部の所掌、構成等を見直し、「安全対策推進本部の設置に関する内規」を改正した。</p>	<p>セスメントを実施する。また、海外事務所・駐在員自宅の安全調査・安全指導を行い、リスク回避策を強化する。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	顧客サービスの向上		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-6								
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。	民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成26年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、毎年度、全国で、各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、(a) 国内外ネットワークを活用した支援機関、政府・自治体、メディアなど発信力のある関係者(インフルエンサー)を通じての機構事業のPR・理解促進、(b) 統一的な広報ツールの構築、(c) ソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した対	民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成26年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、全国で各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、具体的な戦略案を策定する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成26年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、全国で各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。 ・ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。 ・より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略に	<主要な業務実績> 中小企業からJETROのサービスに対する生の声を聞くため、国内45カ所で「サービス向上会議」を開催し、役員や国内事務所長、本部関連部署も積極的に参加した。 各地域の有識者からJETRO事業や運営等に関する意見を聴取するため、国内33カ所で地方有識者との意見交換会を実施した。 お客様の意見・要望を積極的に入手するためJETRO・ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱(「お客様の声」)へ245件の意見が寄せられ、関係部署と連携し適切に対応した。 広報強化を通じた潜在的顧客の開拓のため、広報にかかる外部専門機関などへヒアリングし、現状と課題を整理した。その結果、①ジェトロ事業の成果広報としての「事業広報」に加え、②JETRO組織そのものの「組織広報」や③職員の意識改革(コーポレート・アイデンティティの確立)の必要性といった課題が見えた。こうした課題を改善するため、①事業広報は、これまで以上に露出を増やすべくノウハウを蓄積・共有することで意識を高め、②組織広報については、今後内部で横断的なチームを作り、外部専門家も利用するなどして、戦略策定に取り組むこととした。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> ・広報戦略の策定および対外発信を強化するために、広報・企画部門のみならず、事業原課レベルで広報の重要性の認識レベルを高めて体制を強化する。 ・広報の外部専門家を活用しつつ、組織内での意識強化に取り組む。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

	外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、早期実行を目指す。		<p>について検討し、具体的な戦略案を策定する。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取り組みを行っているか。 			
--	------------------------------------	--	---	--	--	--

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-7

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	5. 財務内容の改善に関する事項 また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。	5. 短期借入金の限度額 7,031百万円 (理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 借り入れは行わなかった。	<評定と根拠> 評定：B 該当がないため、標準のBとした。 <課題と対応> 計画に則り、引き続き、適切に対応する。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-8	財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-8

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
記載なし	6. 財産の処分に関する計画 財産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)(福岡県北九州市小倉北区浅野)について、本中期目標期間中の早期に手続きを完了する。	5. 財産の処分に関する計画 資産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)(福岡県北九州市小倉北区浅野)について、本年度中の処分手続き完了に向けて努力する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)について、27年9月に4回目の入札を実施した結果、落札者が決定した。譲渡収入については、28年1月に国庫返納手続きを完了した。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> 今後、該当事項が生じた場合には、適切な処理を行う。	評 定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-9	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	記載なし	<p>7. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外有識者、有力者の招へいの追加的実施 ・展示会、セミナー、講演会等の追加的実施(新規事業実施のための事前調査の実施を含む。) ・先行的な開発途上国研究の実施 ・緊急な政策要請に対応する事業の実施 ・職員教育の充実・就労環境改善 <p>外部環境の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の電子化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組 ・施設及び設備の充実・改修 ・サービス向上や認知度向上に向けた追加的取組 	記載なし	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>27年度中、本事項に該当する事案は発生していない。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 該当がないため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>計画に則り、引き続き、適切に対応する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-10	積立金の処分		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-10

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分 前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 前中期目標期間繰越積立金 16億 5,664万円については、自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に 6億 9,057万円を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は 9億 6,607万円となった。	<評価と根拠> 評価：B 年度計画通りであったため、Bとした。 <課題と対応> 計画に則り、引き続き、適切に対応する。	評 定	<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1-1	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-1-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (4) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、27年度は報告対象外とする。	<評価と根拠> 評価：B 該当がないため、標準のBとした。 <課題と対応> 計画に則り、引き続き、適切に対応する。	評 定	<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

以上